

平成27年 第3回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成27年9月1日開会  
平成27年9月16日閉会

宿毛市議会事務局

平成27年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成27年9月 1日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第33号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前10時23分)	
請願文書表	9
陳情文書表	10
----- . . . -----	
第 2 日 (平成27年9月 2日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成27年9月 3日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成27年9月 4日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成27年9月 5日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成27年9月 6日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成27年9月 7日 月曜日)	
議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
欠席議員	11

事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	1 3
1 松浦英夫議員	1 3
市 長	1 3
松浦英夫議員	1 3
市 長	1 4
松浦英夫議員	1 4
市 長	1 4
松浦英夫議員	1 4
市 長	1 4
松浦英夫議員	1 5
市 長	1 5
松浦英夫議員	1 5
市 長	1 5
総務課長	1 6
松浦英夫議員	1 6
市 長	1 6
松浦英夫議員	1 6
市 長	1 7
松浦英夫議員	1 7
市 長	1 7
松浦英夫議員	1 7
市 長	1 8
松浦英夫議員	1 8
市 長	1 8
松浦英夫議員	1 8
市 長	1 9
松浦英夫議員	1 9
市 長	1 9
松浦英夫議員	1 9
市 長	1 9
松浦英夫議員	1 9
市 長	1 9
松浦英夫議員	2 0
市 長	2 0

	松浦英夫議員	2 0
	市 長	2 1
	松浦英夫議員	2 1
	市 長	2 1
	松浦英夫議員	2 1
	市 長	2 3
	松浦英夫議員	2 3
2	原田秀明議員	2 3
	教 育 長	2 4
	原田秀明議員	2 4
	教 育 長	2 5
	原田秀明議員	2 5
	教 育 長	2 5
	原田秀明議員	2 6
	教 育 長	2 6
	原田秀明議員	2 7
	市 長	2 8
	原田秀明議員	2 8
	市 長	2 8
	原田秀明議員	2 9
	市 長	2 9
	原田秀明議員	2 9
	市 長	2 9
	原田秀明議員	3 0
3	高倉真弓議員	3 0
	市 長	3 0
	高倉真弓議員	3 1
	市 長	3 1
	高倉真弓議員	3 1
	教 育 長	3 2
	高倉真弓議員	3 2
	教 育 長	3 2
	高倉真弓議員	3 3
	市 長	3 3
	高倉真弓議員	3 3
	市 長	3 3
	高倉真弓議員	3 4

	市 長	3 4
	高倉真弓議員	3 5
	市 長	3 5
	高倉真弓議員	3 5
	市 長	3 6
	高倉真弓議員	3 6
	市 長	3 6
	高倉真弓議員	3 7
	市 長	3 7
	高倉真弓議員	3 7
	市 長	3 8
	高倉真弓議員	3 9
4	山本 英議員	3 9
	市 長	4 0
	山本 英議員	4 0
	市 長	4 1
	山本 英議員	4 1
	市 長	4 2
	山本 英議員	4 2
	市 長	4 2
	山本 英議員	4 3
	市 長	4 5
	山本 英議員	4 5
	市 長	4 6
	山本 英議員	4 7
	市 長	4 8
	山本 英議員	4 8
	市 長	4 9
	山本 英議員	5 0
	市 長	5 0
	山本 英議員	5 0

延 会 (午後 2 時 5 7 分)

----- . . . -----

第 8 日 (平成 2 7 年 9 月 8 日 火曜日)

	議事日程	5 3
	本日の会議に付した事件	5 3
	出席議員	5 3

欠席議員	5 3
事務局職員出席者	5 3
出席要求による出席者	5 3
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	5 5
1 山戸 寛議員	5 5
市 長	5 5
山戸 寛議員	5 5
市 長	5 5
総務課長	5 5
山戸 寛議員	5 5
市 長	5 5
山戸 寛議員	5 6
市 長	5 6
山戸 寛議員	5 6
市 長	5 6
山戸 寛議員	5 6
市 長	5 6
山戸 寛議員	5 6
市 長	5 7
山戸 寛議員	5 7
市 長	5 7
山戸 寛議員	5 7
市 長	5 7
山戸 寛議員	5 7
市 長	5 8
山戸 寛議員	5 8
市 長	5 8
山戸 寛議員	5 8
市 長	5 8
山戸 寛議員	5 9
市 長	5 9
山戸 寛議員	5 9
市 長	5 9
山戸 寛議員	5 9
市 長	6 0
山戸 寛議員	6 0

	市 長	6 0
	山戸 寛議員	6 0
	市 長	6 1
	山戸 寛議員	6 1
	市 長	6 2
	総務課長	6 2
	山戸 寛議員	6 3
	市 長	6 3
	山戸 寛議員	6 4
2	川村三千代議員	6 5
	市 長	6 5
	川村三千代議員	6 5
	市 長	6 6
	川村三千代議員	6 6
	市 長	6 7
	川村三千代議員	6 7
	市 長	6 8
	川村三千代議員	6 8
	市 長	6 9
	川村三千代議員	6 9
	市 長	6 9
	川村三千代議員	7 1
	市 長	7 1
	川村三千代議員	7 2
3	野々下昌文議員	7 2
	市 長	7 3
	野々下昌文議員	7 4
	市 長	7 4
	野々下昌文議員	7 4
	市 長	7 5
	野々下昌文議員	7 5
	市 長	7 5
	野々下昌文議員	7 6
	市 長	7 6
	野々下昌文議員	7 6
	市 長	7 6
	野々下昌文議員	7 7

市 長	77
野々下昌文議員	77
市 長	77
野々下昌文議員	77
市 長	78
野々下昌文議員	78
市 長	78
野々下昌文議員	78
市 長	79
野々下昌文議員	79
市 長	79
総務課長	80
野々下昌文議員	80
市 長	80
野々下昌文議員	80
市 長	81
野々下昌文議員	81
市 長	82
野々下昌文議員	82
市 長	82
野々下昌文議員	83
市 長	83
野々下昌文議員	83
教 育 長	83
野々下昌文議員	84
市 長	84
野々下昌文議員	84
市 長	84
野々下昌文議員	85
4 川田栄子議員	85
市 長	87
川田栄子議員	88
市 長	88
川田栄子議員	88
市 長	88
川田栄子議員	88
市 長	89



川田栄子議員	89
市 長	89
川田栄子議員	89
市 長	90
川田栄子議員	90
市 長	91
川田栄子議員	91
市 長	92
川田栄子議員	92
市 長	92
川田栄子議員	92
市 長	93
川田栄子議員	93
市 長	94
川田栄子議員	94
市 長	94
川田栄子議員	94
市 長	95
川田栄子議員	96
市 長	96
川田栄子議員	96
市 長	97
川田栄子議員	97
市 長	97
川田栄子議員	98
市 長	98
川田栄子議員	98
市 長	99
川田栄子議員	99
市 長	99
川田栄子議員	99
市 長	99
川田栄子議員	99
市 長	100
川田栄子議員	100

市 長	1 0 0
川田栄子議員	1 0 0
市 長	1 0 0
川田栄子議員	1 0 1
延 会 (午後 3時34分)	

----- . . ----- . . -----

第 9日 (平成27年9月 9日 水曜日)

議事日程	1 0 3
本日の会議に付した事件	1 0 3
出席議員	1 0 3
欠席議員	1 0 3
事務局職員出席者	1 0 3
出席要求による出席者	1 0 3
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	1 0 5
1 山岡 力議員	1 0 5
市 長	1 0 5
山岡 力議員	1 0 6
市 長	1 0 6
山岡 力議員	1 0 6
市 長	1 0 6
山岡 力議員	1 0 7
市 長	1 0 7
山岡 力議員	1 0 8
市 長	1 0 9
山岡 力議員	1 0 9
市 長	1 0 9
山岡 力議員	1 1 0
市 長	1 1 0
山岡 力議員	1 1 0
市 長	1 1 1
山岡 力議員	1 1 1
市 長	1 1 1
山岡 力議員	1 1 2
市 長	1 1 2
山岡 力議員	1 1 2
市 長	1 1 3

山岡 力議員	1 1 3
市 長	1 1 3
山岡 力議員	1 1 4
市 長	1 1 5
山岡 力議員	1 1 5
2 濱田陸紀議員	1 1 6
市 長	1 1 7
濱田陸紀議員	1 1 7
市 長	1 1 8
濱田陸紀議員	1 1 8
市 長	1 1 8
濱田陸紀議員	1 1 8
市 長	1 1 8
濱田陸紀議員	1 1 9
市 長	1 1 9
濱田陸紀議員	1 1 9
市 長	1 1 9
濱田陸紀議員	1 2 0
市 長	1 2 0
濱田陸紀議員	1 2 0
市 長	1 2 1
濱田陸紀議員	1 2 1
市 長	1 2 1
濱田陸紀議員	1 2 2
市 長	1 2 2
濱田陸紀議員	1 2 2
市 長	1 2 3
濱田陸紀議員	1 2 3
○日程第 2 議案第 1 号から議案第 3 3 号まで	1 2 3
質疑	1 2 3
1 原田秀明議員	1 2 4
危機管理課長	1 2 4
福祉事務所長	1 2 4
原田秀明議員	1 2 5
危機管理課長	1 2 5
福祉事務所長	1 2 5
原田秀明議員	1 2 5

2	川村三千代議員	1 2 5
	商工観光課長	1 2 6
	生涯学習課長	1 2 6
	川村三千代議員	1 2 8
3	川田栄子議員	1 2 8
	危機管理課長	1 2 8
	川田栄子議員	1 2 8
	税務課長	1 2 9
	川田栄子議員	1 3 0
	福祉事務所長	1 3 0
	川田栄子議員	1 3 0
	生涯学習課長	1 3 0
	川田栄子議員	1 3 0
	商工観光課長	1 3 1
	川田栄子議員	1 3 1
	土木課長	1 3 1
	川田栄子議員	1 3 1
	総務課長	1 3 1
	川田栄子議員	1 3 2
	企画課長	1 3 2
	川田栄子議員	1 3 2
	企画課長	1 3 2
	川田栄子議員	1 3 3
4	山本 英議員	1 3 3
	市 長	1 3 4
	山本 英議員	1 3 4
	委員会付託省略（議案第 1 号）	1 3 4
	委員会付託（議案第 2 号から議案第 3 3 号まで）	1 3 4
	散 会（午後 2 時 2 4 分）	
	議案付託表	1 3 5

----- . . ----- . . -----  
第 1 0 日（平成 2 7 年 9 月 1 0 日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第 1 1 日（平成 2 7 年 9 月 1 1 日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第 1 2 日（平成 2 7 年 9 月 1 2 日 土曜日） 休会

第13日（平成27年9月13日 日曜日） 休会

-----

第14日（平成27年9月14日 月曜日） 休会

-----

第15日（平成27年9月15日 火曜日） 休会

-----

第16日（平成27年9月16日 水曜日）

議事日程	137
本日の会議に付した事件	137
出席議員	137
欠席議員	137
事務局職員出席者	137
出席要求による出席者	137
開 議（午前10時02分）	
○日程第1 議案第1号から議案第33号まで	139
（議案第1号）	
討論・表決	139
（議案第15号から議案第33号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	139
総務文教常任委員長	141
質疑・討論・表決	142
（議案第2号から議案第14号まで）	
継続審査	143
○日程第2 請願第1号及び陳情第3号外1件	143
（請願第1号及び陳情第5号）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	143
（請願第1号）	
討論	
川田栄子議員（反対）	144
山岡 力議員（反対）	146
表決	149
（陳情第5号）	
討論・表決	149
（陳情第3号）	
継続審査	150

○日程第3 委員会調査について……………	150
継続調査……………	150
(閉会あいさつ)	
市長……………	150
閉会(午前11時03分)	
委員会審査報告書……………	152
請願審査報告書……………	155
陳情審査報告書……………	156
閉会中の継続審査申出書……………	157
閉会中の継続調査申出書……………	159

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表……………	付-1
議決結果一覧表……………	付-3
議案……………	付-3
請願……………	付-5
陳情……………	付-5

平成27年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成27年9月1日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第33号まで

議案第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 2号 平成26年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 3号 平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

議案第 4号 平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

議案第 5号 平成26年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

議案第 6号 平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認  
定について

議案第 7号 平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

議案第 8号 平成26年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

議案第 9号 平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

議案第10号 平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定  
について

議案第11号 平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

議案第12号 平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

議案第13号 平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

議案第14号 平成26年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定につ  
いて

議案第15号 平成27年度宿毛市一般会計補正予算について

- 議案第 16 号 平成 27 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 17 号 平成 27 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
- 議案第 18 号 平成 27 年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 19 号 宿毛市行政手続条例の制定について
- 議案第 20 号 議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21 号 宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
- 議案第 25 号 大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
- 議案第 26 号 三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
- 議案第 27 号 黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
- 議案第 28 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について  
(追認)
- 議案第 29 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について (追認)
- 議案第 30 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について  
(追認)
- 議案第 31 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 議案第 32 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について
- 議案第 33 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

----- . . ----- . . -----

## 2 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号から議案第 33 号まで

----- . . ----- . . -----



3 出席議員（14名）

1番	川田	栄子	君	2番	川村	三千代	君
3番	原田	秀明	君	4番	山岡	力	君
5番	山本	英	君	6番	高倉	真弓	君
7番	山上	庄一	君	8番	山戸	寛	君
9番	岡崎	利久	君	10番	野々下	昌文	君
11番	松浦	英夫	君	12番	寺田	公一	君
13番	宮本	有二	君	14番	濱田	陸紀	君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈	淳司	君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田	美保	君
議事係長	柏木	景太	君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	沖本	年男	君
副市長	安澤	伸一	君
企画課長	出口	君男	君
総務課長	河原	敏郎	君
危機管理課長	楠目	健一	君
市民課長	立田	ゆか	君
税務課長	岩本	昌彦	君
会計管理者兼 会計課長	山下	哲郎	君
保健介護課長	和田	克哉	君
環境課長	児島	厚臣	君
人権推進課長	滝本	節	君
産業振興課長	黒田	厚	君
商工観光課長	山戸	達朗	君
土木課長	川島	義之	君
都市建設課長	中町	真二	君
福祉事務所長	佐藤	恵介	君
水道課長	金増	信幸	君

教 育 長	立 田 壽 行 君
教 育 次 長 兼	沢 田 清 隆 君
学 校 教 育 課 長	
生 涯 学 習 課 長	
兼 宿 毛 文 教	桑 原 一 君
セ ン タ ー 所 長	
学 校 給 食	杉 本 裕 二 郎 君
セ ン タ ー 所 長	
千 寿 園 長	山 岡 敏 樹 君
農 業 委 員 会	岩 田 明 仁 君
事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員	河 原 志 加 子 君
会 事 務 局 長	

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成27年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山本 英君及び高倉真弓君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） 議会運営委員長。おはようございます。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る8月28日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から9月16日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月16日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月16日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日まで、請願1件、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会

に付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

本日は、平成27年第3回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号及び報告第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、財政健全化法第3条第1項及び、同法第22条第1項により、財政の悪化状況を見きわめる四つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて、議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、例年どおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっておりませんので、数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度17.2%より0.2%減少し、17%で、早期健全化基準の25%を下回っています。

将来負担比率につきましては、昨年度109.2%より、4.3%増加し、113.5%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の5会計とも、資金不足はありませんので、数値は出ておりません。

このように、おおむね堅調な状況ではありますが、本市は、南海地震対策等、大規模な事業が、今後も控えておりますので、健全化判断比率等に留意しつつ、事業の優先順位等を考慮しながら、引き続き、効率的で効果的な行財政運営を推進していく所存であります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明といたします。

**○議長（岡崎利久君）** 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第33号まで」の33議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（沖本年男君）** 御提案申しあげました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

現教育委員会委員の増田全英氏が、本年11月21日をもって任期満了となりますが、引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第2号から議案第14号までの13議案は、平成26年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いする

ものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出していますので、説明は省略させていただきます。

議案第15号は、「平成27年度宿毛市一般会計補正予算」についてでございます。

総額で、1億8,033万4,000円を増額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、地方交付税、2億2,446万円、国庫支出金、4,132万7,000円、県支出金、629万9,000円、繰越金、8,772万円、市債、1億226万円となっており、また、減額する主なものは、繰入金、2億8,239万1,000円となっております。

歳出で増額する主なものは、総務費では、臨時職員雇用保険料ほか、408万8,000円、財政調整基金積立金、2,740万3,000円。

民生費では、子育て世帯支援事業費扶助、465万円。

商工費では、地方創生先行型上乗せ交付金事業として、幡多広域観光協議会運営事業費負担金、1,313万1,000円。

土木費では、市道田ノ浦小学校前線の維持工事費、600万円。

教育費では、橋上小学校体育館の耐震補強工事費、3,664万4,000円。沖の島小学校体育館の耐震補強工事費、4,315万2,000円。松田川小学校校舎の改修工事費、568万8,000円。平田小学校体育館の防水改修工事費、499万7,000円。地方創生先行型上乗せ交付金事業として、レスリングマット購入費、1,032万8,000円、などを計上しています。

議案第16号から議案第18号までは、平成27年度各特別会計補正予算でございます。

議案第16号の「平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算」では、昨年度受け入れをしておりました療養給付費等負担金の返還金として、4,872万3,000円を計上しております。

議案第17号の「平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算」では、現在使用している介護備品が使用できなくなったことに伴い、備品購入費として、21万円を計上しております。

議案第18号の「平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算」では、介護保険事業計画の報告等を追加で行う必要等が生じたため、介護保険事業計画策定委員会の委員報償費等を計上しております。

議案第19号は、「宿毛市行政手続条例の制定について」でございます。

内容につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行され、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる手続や、行政指導の中止等を求めることができる手続が新設されたことに伴い、これまでの規則を廃止し、条例として制定しようとするものです。

議案第20号は、「議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、これまで策定した振興計画の基本部分である基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を経て定めておりましたが、平成23年5月2日に、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市が独自で判断することになったため、引き続き議会の議決を経て策定するよう、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第21号は、「宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称、マイナンバー法の施行に伴い、特定個人情報の取扱規定を追加する必要が生じたため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第22号は、「宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、平成26年人事院勧告により、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が、平成26年11月19日に公布されたため、職員の退職手当の調整額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第23号は、「宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本年10月からマイナンバーの通知カードや個人番号カードが送付されることに伴い、カードの再発行手数料を徴収する規定を新たに設けるものです。

また、戸籍の一部事項証明書及び除かれた戸籍の一部事項証明書について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、交付手数料を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第24号から議案第27号までの4議案は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてでございます。

内容につきましては、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画として、宿毛市及び四万十市が土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町と、定住自立圏の形成に関する協定書を締結して、医療、産業振興、広域観光、教育・文化、公共交通等の分野での取り組みを実施してきましたが、引き続き、平成27年度から5カ年の

取り組みについて、協定の内容を一部変更しようとするものです。

議案第28号から議案第30号までの3議案は、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更、規約の一部変更及び財産処分について、追認を求めるものでございます。

地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、一部事務組合の共同する事務や、規約の変更及び財産処分については、議会の議決を経なければならないことになっております。

去る2月に、幡多広域市町村圏事務組合が過去に譲渡した組合立の施設について、議会議決を経ずに譲渡していることが判明いたしました。

今回の事務処理の遺漏事件につきまして、市民の皆様を初め、議員の皆様方に、心より謝罪申し上げます。

内容につきましては、議案第28号では、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する、特別養護老人ホームの設置及び維持管理並びに運営する事務について、過去に譲渡した千寿園、大月荘、かわせみの3施設について、事務の廃止をするものです。

議案第29号は、3施設の事務の廃止に伴い、財産処分をするものです。

議案第30号は、幡多広域市町村圏事務組合が過去に無償譲渡した太陽の家、幡多郷土資料館、幡多公設地方卸売市場の3施設について、共同処理する事務の変更及び規約の変更に伴い、財産処分をするものです。

以上3件につきまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第31号及び議案第32号は、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更、規約の一部変更及び規約の一部変更に伴う財産処分についてでございます。

内容につきましては、土佐清水市より、幡多広域市町村圏事務組合立「しおさい」を、市立

特別養護老人ホームとして運営するために、施設の無償譲渡の申請がなされ、組合として施設の無償譲渡を認めることとしましたので、共同処理する事務の変更、規約の一部変更及び規約の一部変更に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第33号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」でございます。

内容につきましては、沖の島辺地の診療施設に医療機器の整備をするに当たり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月2日から9月4日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、9月2日から9月4日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月2日から9月6日までの5日間休会し、9月7日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時23分 散会

請 願 文 書 表

平成27年第3回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	紹介議員	付託委員会
第1号	平成 27. 8.31	伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について	NPO団体子どもと未来—四万十町— 代表 川下 徳之	山岡 力	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成27年9月1日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

陳 情 文 書 表

平成27年第3回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 5 号	平成 27. 8.31	愛媛県知事に伊方原発の再稼働問題の「公開討論会」開催を求める意見書の提出について	伊方原発をとめる会 事務局長 草薙 順一	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成27年9月1日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久



平成27年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成27年9月7日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田 美保 君
議事係 長	柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖本 年 男 君
副 市 長	安澤 伸 一 君
企 画 課 長	出口 君 男 君
総 務 課 長	河原 敏 郎 君
危機管理課長	楠目 健 一 君
市 民 課 長	立田 ゆか 君
税 務 課 長	岩本 昌彦 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	和田克哉君
環境課長	児島厚臣君
人権推進課長	滝本節君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） おはようございます。

11番、松浦でございます。

それでは、通告に従いまして、市長に対して一般質問を行います。

まず、最初の質問については、空き家対策についてお伺いをいたします。

この問題についても、この議会で何度か議論をされていることは承知をいたしておりますが、通告しておりますので、よろしく願います。

6月議会では、川村議員が、空き家の利活用を中心に質問をされております。また、先日開催をされました地区長連合会との市政懇談会の中でも、宿毛市の空き家対策について、強い要望がなされておりますことは御案内のとおりであります。

そこで、この問題に取り組む上において、宿毛市としての庁内体制を確立しなければならないと考えます。特に、南海トラフ大地震対策を考えた場合に、避難道として指定をされた通路に面したところに、倒壊をするおそれのある老朽化した空き家がある場合等考えた場合、避難する上で、大変危険であり、早急に対策をしなければならない課題でもあります。

この空き家問題にかかわる所管の部署は、危機管理課、環境課、都市建設課、企画課等、各課を横断しておるのが、宿毛市の今の実態であります。

そこで、この空き家問題を解決していく上での庁内体制はどのようになっているのか、まず市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

11番、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、空き家対策についてでございますけれども、御質問議員言われますように、本対策においては、危険家屋の除去や、優良家屋の有効利活用、敷地内の廃棄物、雑草の管理といったさまざまな観点があり、担当課も多岐にわたります。このため、宿毛市では、環境課を窓口として、相談内容などを受け付け、関係各課と連携をし、その都度、問題解決に向け、対応をしております。

また、今年度から空き家に関する相談内容や、対応状況などをデータ化し、関係各課で情報の共有を図り、連携を強化しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 環境課を窓口として、そのデータベース化を図るということですが、そのデータについて、資料について、お伺いをいたします。

空き家対策を行う上においては、宿毛市としても、市内における空き家の実態を調査し、把握をする必要があるのではないかと思います。そういうことをデータベース化していくということだろうと思っておりますので、しかし、6月議会の中で答弁されましたように、宿毛市独自としての調査は、今日まで行われておりません。

6月議会における答弁の中で、高知県土木部が平成24年度に行った宿毛市の都市計画区域内の住宅地図をもとにした調査では、1,067戸、総務省が平成25年度に実施した住宅土地統計調査の推計では、専用住宅で2,270戸、店舗等併用住宅で120戸と、いずれも統計調査による、推計された数値であるとの答弁があります。

そして、その数値を見てわかるように、県の調査、国の調査で、1, 300戸の差があるわけでございます。

今、市長が答弁されましたように、調査することで、早急に対策をしなければならない、危険な家屋の実態を把握することができるのであります。

また、緊急に対応しなければならない物件については、最優先で対応しなければなりません。そしてまた、一方、中には、これも答弁にありましたように、利活用できる、有効利用できる物件等についても、把握することができるのであります。

そこで、宿毛市独自の調査が絶対必要じゃないかというふうに考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

これまでは、先に答弁しましたとおり、空き家等に関する苦情や相談があった場合に、その問題解決に向け、個別の対応をとっておりますが、ことし5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、空き家の所有者や、市町村の責務などが、法律によって規定されました。

この法律の基本指針では、まず市町村は実施体制を整備し、空き家等を実態把握し、空き家等対策計画を策定。その計画に基づいて、諸施策を実施していくことが示されました。

このため、宿毛市としましても、市内全域の空き家調査を実施し、実態把握に努めるとともに、倒壊などの危険性や、利活用の可能性を検証、データベース化し、総合的な対策として、計画を策定する必要があります。

今後は、人員、予算面などの実施体制を早急に整え、全庁を挙げた総合対策として、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 実施調査をするということですが、庁内体制、財政的なものがあるわけですが、いつごろをめどに取り組もうとしているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

法律が施行されたわけでございますので、これを受けまして、できるだけ早く、先ほどもお答えしましたが、早急にその体制を整え、実施をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） それでは、また次の点ですが、空き家対策を推進するに当たり、先ほど言いました、市政懇の中で、地区長さんに対してとか、地域の方々に協力要請をいたしておりますが、その前に、まず行政として、率先して取り組む必要があるのではないかと、いうふうに考えます。

そこで、宿毛市が、今現在、管理をしている施設、空き家となっている施設等について、その実態について、把握をしているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市が管理している施設のうち、地区等から撤去の要望をいただいている施設は、何件かはありますが、その施設の状況については、担当職員がその都度、現地に行く中で、確認しております。

施設を撤去するとなれば、建物の規模や構造等に応じて、予算措置が必要となりますので、補助金等の財源措置が見込めない取り壊しについては、処分できる箇所から、順次、処分を行

っているところです。

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となってきたことから、国において、平成26年4月に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についての通知がなされ、各自治体へ公共施設等総合管理計画の策定が要請されたところです。

宿毛市におきましても、来年度には、管理計画を策定する予定としており、この計画に基づく公共施設の取り壊しには、起債が充当できることとなっておりますので、空き家だけでなく、今後の公共施設の管理については、この計画により、統廃合や長寿命化などの対応を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 各地区から要請があった場合には、それぞれ担当の職員が行って対応している。そういう答弁でありますけれども、それぞれの地区から出された部分を、一つのデータとして把握してないみたいな答弁であります。そこらあたり、どこそこにどういう部分があるというふうに、職員が行って対応してきたという部分は、データとして残ってないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

最初に御答弁いたしましたように、そういう各地域からの要望があれば、その都度、関係する所管のところが出向いて行って、そのことに関しての対応を話し合ってきたということございまして、データベース化という形のもの、データとしては、残っている部分はありますけれども、共通して、先ほど申しましたように、各課から閲覧できるとか、対応できるとかいう、一目にわかるというデータベース化は、今まではしていなかったと。

しかし、今後は、このことについて、きちんと管理計画に基づいてしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） それでは、1点、具体的な部分で質問させていただきます。

私も、盆の行事で鶴来島のほうに行って、島民と交流をしてまいりました。

その中で、鶴来島の港に着いて、正面にある、以前にも漁協とかで、宿毛市の連絡所いいですか、そういう部分の建物があったわけですが、住民から、大変叱られました。

何年も前から要望しておるのにかわらず、今は、屋根がわりに、網ですか、かわらが飛ばないように網をかけて、建物そのものも、大変老朽化しておるといので、撤去を要請されておりますけれども、依然として現存のままであります。

御案内のとおり、市長も市政懇で鶴来島へ行ったと思いますけれども、あそこの、ほんのわずかな広場ですけれども、日和の日には、天気の良い日は、住民が集まって、井戸端会議なり、いろいろ近況の話をしたりということで、住民が集まってくる場所でございます。

そういう面で、この件の建物について、早急に撤去していただきたい、問題が出ておると思いますけれども、それについての対応、どうなっているのかお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 先ほどもお答えしましたけれども、今までは、予算的な形のもの、独自の市の予算で組まなければいけないという、非常に厳しい、予算的な制限がございましたけれども、今後は、そういう施策に基づいて、法律に基づいて、対応していくという形になります。

その点につきまして、この鵜来島の旧連絡所は、地区からの要望をいただいております、地区懇のときに網をかぶせたという経緯がございます。

今後、このことについての、予算的な方向についても、今、検討をしようとしておりますので、そのことについて、総務課長のほうからお答えをさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、松浦議員の再質問にお答えします。

鵜来島の旧連絡所について、地域のほうから、危険な状況であるということで、地区長さんを通じて、相談をいただいております。

なかなか、直ちに取り壊しということができないもので、せんだって、職員が鵜来島のほうにまいりまして、屋根のかわらだとか飛ばないように、ネットをかぶせて応急対応をさせていただいているところです。

取り壊しについては、来年度の当初予算に予算化を予定しておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 来年度の予算編成の中に組み入れたいということがございます。来年度という、市長交代をした後でございます。

この問題については、島民から言われるのは、本当にお年寄りが多くて、そういう面で、運動能力も非常に劣るわけで、何かあったときの対応というのは、本当に重大な部分が考えられるわけでありまして。まさに、命にかかわる問題であるというふうに、私は認識をいたしております。

そういう意味で、先ほど答弁ありましたように、起債も組めるということであるなら、来年といわず、早速予算編成にかかって、12月議

会に、この撤去予算について提案をする、そういうことは考えられないのか、再度、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

昨年の4月に、国のほうから通知が出されまして、各自治体へ公共施設等総合管理計画、この策定が要請をされておまして、まだこの計画が策定されておりませんので、今年度中には、非常に厳しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 昨年、そういう計画作成が要請されて、今日までその計画ができていないというお話でございました。やはりそういった面を見ると、この空き家問題に取り組む姿勢がうかがえるかなという思いがいたします。

ぜひ、計画と言わず、そういう面で、先ほども、くどくいいますけれども、島民の命にかかるところであろうと思いますので、この問題について、市長の決断を要請をしておきたいというふうに思います。

残りあと3カ月であるわけですが、最後の花を咲かすと、島民の命を守るという部分で、全力で取り組んでいただきたいというふうに思います。

この問題はそういうことで、強く要請をして、次の質問に移りたいと思います。

次は、宿毛湾への海上自衛隊基地の誘致活動について、何点かお伺いをいたします。

この問題についても、これまでも何回となく、議会でも議論をされてまいりました。そこで、まず1点、去る7月3日の高知新聞で報道されました「元防衛大臣 宿毛湾を視察 地元市長、議長同行」との記事をもとにしてお伺いをいたしますが、森本元防衛大臣は、この記事の中で、宿毛市への訪問の理由として、以前にも宿毛市

へ来たことがあるので、単に遊びに来ただけである。センチメンタルジャーニーですよと報じられておりますが、その記事の中で、市職員の運転する車2台で、宿毛湾港や丸島を視察したと、報道されています。

この記事について、私のところにも、市民から、大変疑義を感じるというお話のお電話をいただきました。しかも、その新聞記事を見ると、宿毛湾港の基地化について、積極的に取り組んでいる中西前県会議員と、田村 章商工会議所会頭が、森本元防衛大臣と並んでいる写真を見ると、到底、森本元防衛大臣は、単に遊びに来たとは考えられません。

皆さん、御案内のとおり、森本氏は日本を代表する安全保障のスペシャリストであります。以前にも、雑誌の中で、日本の防衛を考えた場合、宿毛湾は大変重要な場所であると話され、非常に強い関心を寄せておるところでございます。

そこで、まず、市職員は、公務中であったのかどうか、お伺いします。そして、職員が運転した車2台は、公用車なのかどうか、お伺いたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

森本元防衛大臣が宿毛市を訪問した際に、対応した職員は、公務の対応であったのか。また、公用車で対応であったのかとの質問でございます。

当日は、市職員2名が公務で対応しており、公用車2台で関係者を輸送しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、市長の答弁で、2名の職員が公務として、そしてまた2台の公用車を使って、行動をとりにしたということがあります。

そういうことを考えると、宿毛市が森本元防衛大臣を公式に招待したのもであると、私は思っております。

今回、森本氏を招待した目的は何であるのか。市民に対して、その理由を詳しく説明をすべきではないかと思えます。

市長は常々、市民に対して、説明責任を果たすと言われております。この問題については、市民にとって、大変大きな課題でもあります。非常に関心がある事案でもあります。

市長、このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

森本元防衛大臣を宿毛市に招待した目的は何かとの質問ですけれども、森本元防衛大臣が本市を訪れたことにつきましては、宿毛市が公式に招待をしたものではありません。

本市が森本元防衛大臣を宿毛湾港へ御案内した経過につきましては、森本元防衛大臣が、幡多地域へ来られるとの情報をいただきましたので、滞在中の空き時間をいただき、宿毛湾港等の利活用について、御意見をいただきたいとの思いから、森本元防衛大臣に要請をし、了解をいただいたものであります。

本市といたしましては、これまでも防衛省を初め、各方面に対し、宿毛湾港の有効活用について、要望等を行っており、森本元防衛大臣につきましても、同様の趣旨で、宿毛湾港を視察していただき、意見交換を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 公式に招待したのではなく、あるところからの情報をもとにして、行ったということでございます。

今の市長の答弁を聞いて、市民は納得できる

話ではない。何かあると考えても仕方のない、この日の行動ではなかったかなという思いがするわけでございます。

宿毛市の公用車でまた、大月町のほうに行つて、白浜も調査をしたという、この一連の動きから見ると、なおさらそういう疑念を持たざるを得ない、この行動であったと思いますが、公用車でわざわざ大月へ行って、また白浜の調査にも同行した、その理由についてお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛湾港の利活用について、御意見等をいただくために、幡多地域へ来られた森本元防衛大臣の、滞在中に時間をいただき、視察を行ったものでありまして、宿毛市側の宿毛湾港、新港岸壁や丸島だけでなく、港湾計画上で開発が位置づけられております大月町側の白浜も含めて、視察をしていただいたほうが望ましいと考え、大月町長に対して連絡し、一緒に白浜を視察したものであります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） いろいろと市長答弁されておりますけれども、私自身、この一連の動きを見ると、宿毛市が宿毛湾を自衛隊の基地化に特化しての行動である、そういうふうにとらさせていただきます。

御案内のとおり、宿毛湾新港は、防衛省の予算で建設されておるのではなく、国土交通省が、産業のおくれていた西南地域の振興を目的に、建設をされたものであります。

よって、宿毛湾港の利活用を図るとの考えならば、こうした問題に熟知した方、例えば、港湾を活用しての流通の専門家等を招待して、活用方法について調査研究をすべきではないかと思っておりますが、この点について、市長はどういう

ふうにご考えておりますか、よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

重要港湾宿毛湾港の利活用につきましては、背後地への企業誘致や、大型クルーズ客船の寄港促進等について、高知県と連携を図る中で、関係する企業等へ要望活動を行っております。

しかしながら、背後地への新たな企業進出はなかなか進まず、また大型クルーズ客船につきましても、多い年でも年間4から5隻程度の入港となっているのが現状です。

このような中、土佐沖のリマ海域での訓練に参加する、海上自衛艦の寄港を促進することによって、自衛隊員の休息や、地域経済への波及効果が見込まれることから、これまでも防衛省等への要望活動を行ってきたところであります。

このたびの森本元防衛大臣に対する対応につきましても、自衛艦入港に伴う効果をさらに拡大するため、自衛艦等への水や燃油、食料等の供給も含めた、宿毛湾港の利活用の方策について、意見等を聴取するために行ったものであります。

今後においても、宿毛湾港背後地の工業流通団地等への企業誘致や、クルーズ客船、会社等へのポートセールスについて、積極的に取り組むことはもとより、海上自衛艦の寄港促進も含め、港の利活用について、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 鋭意努力するという部分ですけれども、私の問うた、この港湾を活用しての流通の専門家を招いての勉強会といえますか、調査研究、この点については、答弁がなかったように思いますが、答弁をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。



○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今回は、このような形での流通関係者の意見交換はやっておりませんが、今後も、また以前もそうでしたけれども、企業誘致等については、県と連携する中で、働きかけを、ずっと継続して進めてございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） なかなかすっきりした答弁がないようでございます。

1点、私の聞くところによると、森本元防衛大臣を、高知空港まで職員が迎えに行ったというお話をお聞きしますが、それが事実であるのかどうか、お伺いいたします。

そして、森本元大臣を高知空港まで迎えに行ったのは、その場合にも公用車であろうと思いますが、いかなる理由で森本元大臣を高知空港まで、職員が公用車で迎えに行ったのか、答弁を願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

市職員が森本元防衛大臣を高知空港まで迎えに行ったのかとの質問でございますが、空港まで迎えに行ったことは事実であります。

なお、職員が高知空港まで迎えに行った理由は、森本元防衛大臣が高知空港から高知駅を経由して、幡多地域へ来られる計画でありましたが、高知駅で2時間程度の待ち合わせ時間があるため、その時間を宿毛市での視察に充てていただくために、空港まで迎えに行ったものであります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） この問題については、ニュースソースの問題も含めて、この議会でも後ほど質問されるという方もおるようでございますので、そこに譲っておきたいと思いますが、

最後に、市長として、そういう港湾の利活用、商業的な部分を含めての港湾の利活用という部分は、真剣に考えておるといふことですが、基地化については、市長はどういう考えですかね、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

私は、以前からもお答えはさせていただいております。自衛隊の艦の寄港、このことについては、積極的に働きかけをしていきたい。

今後の防災対応も含めまして、非常に大きな、自衛艦の寄港というのは、根拠地と申しますか、燃油や食料の供給等も含めて、宿毛市の経済に大きな波及効果をもたらす、このような認識で、その取り組みは進めておりますけれども、ここにおける基地化というのは、さまざまな概念もあるかと思っておりますけれども、私としては、現段階では、これはもう、非常に厳しい状況があるわけでございますが、宿毛市として、その基地化を働きかけているものではございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） いろいろな問題があるので、この基地化については考えないという答弁でございますけれども、くどいようですが、もう一度お伺いします。

基地化については、絶対に、宿毛市のことを考えた場合には、海上自衛隊の基地については、絶対しないというのか、いろいろ条件がクリアされた段階では、考えていくのか、答弁をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

基地化というのは、現段階では、非常に厳しいという認識も持っておりますけれども、私個人の考え方といたしましては、これは基地化ということについては、漁業との関係であり、さ

まざまな世論との関係であり、私はまだ、市民の皆さんの合意が得られているという段階だとは判断をしておりませんので、私としては、現在は、これはすべきではない。誘致運動も、私としては、基地化という形の中では、すべきではないと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ここで伺いますけれども、こういう認識が、とりようによっては全然違う方向で動いておる、一つの点もありますので、質問させていただきます。

宿毛市は、宿毛商工会議所、宿毛市議会の三者で、2010年から、これまで5回も防衛省に対し、自衛隊の基地化について要請を行っているとお聞きいたします。

そのうち、私の手元には、平成25年4月11日と、昨年2月24日に行った要望書のコピーが、ここにあるわけでございます。この要望活動について、市長の考えは、先ほども答弁がありましたが、要望した基本は、あくまでも宿毛湾港への自衛隊艦船の寄港促進、そして食料や燃料等の安定供給等、宿毛湾の利活用について、検討していただく要望であると言われてきました。

しかし、宿毛商工会議所は、積極的に宿毛湾へ海上自衛隊の基地を誘致する考えであり、現に議会のほうにも、商工会議所会頭の名前で要望書も出されております。

そして、宿毛市議会の立場を考えてみますと、25年3月議会において、宿毛湾港海上自衛隊潜水艦部隊及び掃海部隊誘致についての請願が可決をされた、これは事実でございます。

しかし、この議決については、議長を除く13名のうち、5名の議員が反対をし、1人が棄権をして、最終的には賛成多数ということで決定をしたのであります。まさに全会一致で可決

したのではなく、そういう面では、賛否の拮抗した中で可決されました。

そのように、三者それぞれの思いなり、考え、議決の背景には違いがあるのではないのでしょうか。

そのような中で、要望書の文案を作成するに当たり、三者でその中身、文案について相談をして、作成をしたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

これまで、防衛省に対し、宿毛市と宿毛市議会、及び宿毛商工会議所の三者で行った要望書の内容につきましては、宿毛市において、原案を作成し、市議会や商工会議所に内容を確認、了解いただいた上で、それぞれの代表者の公印を押印していただき、要望書を作成しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） くどいようですがけれども、宿毛市は、そういう面で、単なる寄港促進という部分での要望を行ってきたという。

それも、しかも三者で、宿毛市で作成をして、その三者で確認をして、統一行動をとったということであります。

要望書の文案は、それぞれの解釈というか、世間のとりようについては、それぞれ違うというふうに思います。

市長は、自衛隊への要望活動について、先ほど申し上げたように、あくまでも宿毛湾港への自衛艦船の寄港促進、そして食料や燃料等の安定供給等、宿毛湾の利活用について、検討していただくという目的であったと、今、言われておりますが、しかし、一方、湾港を管理する高知県知事、尾崎高知県知事については、この要望活動について、市長が言われる認識と全く違

うのではないかという思いでございます。

ここに高知新聞の、議会でのやりとりの部分があるわけですが、この文案、高知新聞をそのまま読んでみますと、これは2015年7月2日の高知新聞です。

宿毛市がことし2月、防衛省に出した要望書は、宿毛湾を軍事拠点として活用することを求めるものではないか、と議員の問いに対して、尾崎知事は、宿毛市が市議会、商工会議所と一体となって海上自衛隊の誘致に取り組んでいることは、よく存じている。要望もその一環と認識をしていると。

そして、議員の問いは、要望施設の中身や規模もわからないのに、それを認めるのはいかがですかと問いました。

尾崎知事、海上自衛隊誘致は、2013年3月の市議会で請願が採択されている。要望書も、宿毛市長、市議会議長、商工会議所会頭の連名で、その事実は重い。

私は、基本的に、市町村が行っていくとすることは、応援させていただくという立場である、と議会の中でやりとりがあるわけですが、そのように、尾崎知事は、宿毛市の行動、この3者の行動を、基地の誘致に向けての要望であるというふうに認識しておく。

この今のやりとりの中を見ると、誘致について、要望されておるというふうに認識されておりますが、そのことについて、市長はどのようにお考えですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

県議会での一般質問のやりとりの中で、尾崎知事は、海上自衛隊の基地化への、そういう動きの一環ではあるという答弁をしたということでございますけれども、このことにつきまして、知事の認識は、私はどこまで、どのような形で定めているか、考えているかはわかりませ

んけれども、宿毛市としての認識は、今までずっと答弁してきたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 知事は、そういう認識をされておられて、市長は、そうではないと。基地化についての要望ではないという分ですけれども、この県議会でのやりとり、かなり重要になってくるのではないかというふうに思うんです。

この港湾の管理をするのは、知事の権限に委譲されておるとお思いますので、知事自身が基地化についての要望活動であるという認識をいたしております。そういう面で、違うのであれば、何らかのアクションを起こすべきではないかというふうに、起こさなければならない、認識が違いますよということについて、アクションを起こすべきではなかったかと思いますが、市長の答弁を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市としても、前段でも答弁申し上げましたけれども、この南海トラフの巨大地震、こういうものが想定されている中で、ここにおける自衛隊の誘致という意味、ここに入りたいが、いろんな形で関与していただくということは、非常に我々は要望もしてきているところでございます。

ですから、その辺について、県との間の中に、認識の違いがあれば、我々の認識は、我々はこのような考えを持って、要望書を提出しましたということについては、これは誤解があるならば、きちっと伝えていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 前段でも、宿毛湾港

の利活用について、県と連携をしながらという部分もあったわけですが、そういった面も勘案して、ぜひ、行き違いの部分については行き違いで、交通整理をしながら、市民に対して、はっきりとその思いを知らせるべきであるというふうに思います。

この問題、大変、そういう面では、日本の国防計画との絡みもあろうかと思えます。そういう面で、私自身もこの問題について、これからもいろんな面で勉強しながら、対応してまいりたいということを申し上げまして、この点についての質問は終わります。

次は、安全保障関連法案について、市長の所信をお伺いいたします。

6月議会でも、これまた議論をされました。重複する部分もありますけれども、市長の見解を求めたいと思います。

これまで、歴代の自民党政権の集団的自衛権についての見解は、日本国憲法第9条下において、許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限度にとどめるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上、許されないとしてまいりました。そういう考えを踏襲してまいりました。

しかし、昨年7月1日、これまで歴代政権が憲法上、行使できないとしてきた集団的自衛権の行使について、憲法解釈を変更して、これを容認する閣議決定をし、ただいま参議院で大きな議論となっている、戦争法案となったのであります。

この戦争法案については、全国の憲法学者からは、あの大战から勝ち得た平和憲法をないがしろにするもので、交戦権を禁じた憲法9条に明確に違反していると、はっきり言われております。

そして、ついに、先日は、憲法の番人である

最高裁判所の元長官を務めた山口 繁氏が、集団的自衛権の行使は、憲法9条下では許されない。明らかに違憲である。そして、従来の解釈をかえるのであれば、まず、憲法を改正するのが正攻法である。

そして、憲法によって、権力者の行動を制約するという立憲主義の立場を変更すべきではないと明言されております。

一方、この法案作成の中心的役割を果たしてきた磯崎首相補佐官による法的安定性は関係ないとの発言についても、私自身、強い怒りを覚えます。

発言の撤回や謝罪で済む話ではない、大変重要な、この憲法に対する認識の問題であるというふうに思います。

この集団的自衛権の行使を容認する法案については、平和憲法の改正、戦争のできる国への一里塚であるとの、大変厳しい危機感から、全国各地、各界各層から反対の声が湧き上がっており、大きなうねりとなって、連日、報道されています。

しかし、安倍内閣は、こうした憲法を守れ、平和を守れという国民の声には、全く耳を傾けようとはしておりません。

国民の怒りは頂点に達し、8月30日には、国会周辺では、新聞報道によりますと、約12万人の反対集会が、そしてこれに呼応して、全国各地で100万人の反対集会が開催をされたとも言われております。

ちょうどこの日、夕方5時半からでしたけれども、宿毛市においても、市民に呼びかける中で、反対集会を行いました。久しぶりにこういう反対集会を行うというところまで、機運が盛り上がってきて、200人の市民が結集して、集会が開催されました。

集団的自衛権を容認することは、憲法の基本理念にかかわる重大な問題であり、しかも憲法

の理念が一内閣の解釈変更で大きく変わることは、憲法の最高法規制を奪い、政府への国民の信頼、ひいては国際的な信頼をも失うものになると考えます。

そして、憲法の理念を一内閣で解釈変更されることを認めるならば、徴兵制についても、いくら政府が現憲法下では許されないと説明しようと、誰も信用する国民はおらんとします。

以上のことを考えるとき、私としては、この法案は、日本が再び戦争のできる国づくりにつながり、明らかに憲法9条にうたわれている、交戦権を禁じた、日本国憲法に違反していると考えますので、廃案にすべきであると考えております。

そこで、この法案に対する市長の所見を伺うべく、通告いたしておりましたけれども、昨日の高知新聞の紙面で、市長のこの法案に対する基本的な考えが掲載をされておりました。

市長としては、この安全保障関係法案については、憲法に違反しているので、成立させるべきではないと考えており、こうした考えについて、私自身、全面的に理解をするところであります。

そこで、こうした見解に至った理由について、新聞紙上のみでは、十分に市民に伝わらないと思いますので、市民の皆さんにその理由を詳しく説明すべきではないかと考えますので、はっきりとした市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

集団的自衛権行使の容認部分についての、安全保障関連の法案についての考え方を、詳しく述べよということでございますけれども、これにつきましては、ことしの6月議会における山本議員の一般質問に答弁いたしましたように、我が国の自衛権については、独立国として、当然、認められている、このように認識はしてお

りますけれども、憲法第9条のもとにおいて、認められる自衛権の発動たる武力、この行使については、日本政府が従来から認めている、我が国に対する急迫不正の侵害があること。

そして、この場合にこれを排除するために、他に適当な手段がないこと、及び必要最小限の実力行使にとどまるべきこと、この3要件に該当する場合に限定されている、このように認識をしております。

したがって、現在、国会において審議されております集団的自衛権の行使に関しては、関係国との多様な自衛での判断が求められ、自衛の域を超えた拡大解釈につながる懸念され、日本政府が従来から認めてきた自衛権の発動たる武力の行使とは認められない事例が、想定されることも考えられるため、憲法の本旨に反するおそれがあるのもとに、私の考えはあるわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） わかりました。私も先ほど申しましたように、市長のこうした考え方については、賛意をおくりながら、一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時07分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、こんにちは。テレビをごらんの皆様もこんにちは。3番、原田秀明、一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、小・中学校のいじめの問題についてでございます。

まずは、いじめの調査方法についてでございます。

夏休みが終わりまして、2学期が始まりましたが、9月の初日は、全国でもいじめられている子供たちの悲しい事件が集中しているようでございます。

宿毛市でも、今現在、いじめの渦中に巻き込まれ、つらい思いをしながら我慢をして、学校生活を送っている、そんな子供がもしいるのであれば、その子供たちが一日も早く救われるようにと思ひまして、ここで質問をさせていただきます。

まずは、現在、宿毛市では、いじめの実態調査をどのような方法で、どの程度の頻度で調査しているのでしょうか。

そして、新学期が始まり、まさにその渦中に、苦しんでいる子供の把握はできているのでしょうか、まずはお答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） おはようございます。原田議員の、小・中学校のいじめの問題について御質問をいただきましたので、そのことについてお答えをいたします。

御承知のように、いじめにつきましては、加害者にいじめの認識がなくても、被害者がいじめと認識をすれば、これは当然、いじめになってしまいます。また、直接、いじめを行うだけではなくて、いじめをはやしたてたり、あるいは傍観する立場も、いじめと同様に捉えるなど、いじめと認識をされる範囲が非常に、現状では広がっております。

その中で、宿毛市内の小・中学校では、いじめと思われる事案を、学校が認識した場合には、随時、教育委員会まで報告をすることとしておりますけれども、それ以外にも、学期ごとに、各学校から文書での報告を受けることとしております。

また、いじめに限ったことではありませんけれども、学級、学校で発生するさまざまな問題につきましては、学級担任ひとりが事案を抱え込むのではなくて、学校長のリーダーシップのもとに、学校の組織力をもって、教職員で指導に取り組むように通知をしております。

新学期が始まり、いじめの渦中で苦しむ子供の把握ができていのかとの御質問でございますけれども、ただいま申し上げましたように、学校とは連携を密にとって、情報収集をしておりますので、教育委員会として把握する中では、現在のところは、深刻ないじめを認識しておりません。

また、いじめと認識をするまでに至らない事案につきましても、それぞれの学校で、適切に対応はしてくださっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） いじめが、現在は把握していない、いじめはないということでしたが、それはいいことだと思いますが、若干、いじめにまで発展していなくても、ちょっかいを出されている子などはいると思います。ぜひまた、引き続き調査をして、もしそういう案件がございましたら、親身になって、お話を聞いてあげればと思っております。

そこで、再質問をさせていただきます。

いじめの調査は頻繁に行っているけれども、踏み込み不足で、確信が持てなかつたり、子供たちによっては、先生に言っても無理だからとか、いじめられているにもかかわらず、罪悪感や仕返しなどの恐怖を感じて、話すことができずに、ひとりで抱え込んでいるケースがよくあるとも思われます。

東京などでは、アプリやメールなどでも、被害を伝える場をつくっているようですが、宿毛

市では、子供たちがいじめを伝えやすい、特別な工夫などはしているのでしょうか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

宿毛市では、インターネット上で被害を伝える場合は、設定はしておりませんが、教育研究所の中に、子供支援ネットワークという専用ダイヤルを、常時、開設をしております。先日、新聞にも出ておりました、問題を抱える児童生徒に対しまして、支援を行うスクールソーシャルワーカー、これは通称、SSWというふうに言いますが、そのSSWの配置、また常時ではありませんけれども、各学校や教育研究所へ、スクールカウンセラーを配置したり、一部の学校へは、不登校支援員を配置するなど、常に児童生徒から相談を受けやすい環境づくりに努めております。

また、一人一人の子供に対応するために、担任だけではなく、あるいは教科担任だけではなく、各学校に配置されている養護教諭の先生がおいでですが、その養護教諭と連携をとりながら、いじめの把握や対応に努めております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 相談を受けやすい環境をつくっているということで、安心しております。

調査方法は適当か、それは、子供はそれで本心を伝えてくるのか。いじめを見逃してしまう大きな原因の一つに、調査方法が余りにも型にはまっていて、子供の感覚ともずれが、時々あるということを常に認識していただいて、調査、随時進めていただきたいと思います。

次に、解決に向けた対応について、お伺いします。

現在のいじめの問題をフォローする制度は、私たちが子供のときに比べましたら、相当、充実していると感じております。

しかし、そのような中でも、学校の対応で、時々、親の怒りを聞くことがあります。

例を挙げますと、いじめられている子供がかわいそうだから、別の部屋で勉強させましょうか。辛かったら、少し学校を休ませましょうかとか、何とも理不尽な話だと思います。

その親御さんは、なぜ被害に遭っている子供が別の部屋に行かなければいけないのか。別の部屋に行くべきは、いじめている側だろうと、そのように言っておりました。

先月の大阪市教育委員会の基本方針にも、いじめ問題で転校を打診されるべきは、いじめている側であるべきだ、と踏み込んだ内容が盛り込まれておりました。

いじめている側にも強い対応をしていかなければ、いじめは改善されないということも、示されているのではないかと思います。

そこで、あえてお伺いします。

いじめが発覚された場合、宿毛市では、解決に向けて、誰が、どのような対応をしていただけなのか、もう一度、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

いじめの問題につきましては、その件数が多いとか少ないとか、そういう問題以上に、事例が生じた際に、いかに迅速に対応できるかということが、一番大事なことと考えております。

そうした迅速な子供たちへの対応や、情報収集等を行うことが、いじめの悪化を阻止し、あるいは真の解決に結びつけることができるものであるというふうに考えております。

そのために、各学校と教育委員会とが相互の連携や、報告を密にしながら、いじめの発生等について、きめ細かな状況把握を行い、適切な

対応に努めるようにはしております。

具体的に申し上げますと、担当教員など、子供たちの発する危険信号を、あらゆる機会を捉えて、鋭敏に感知をして、いじめを認識した場合は、速やかに校長などの管理職に報告をし、学校全体で、先ほど申し上げましたように、組織力を持って、一致協力をして、指導に取り組むように通知はしております。

それぞれの学校で細かい指導を行い、いじめを未然に防ぐ、これが第一でございますので、そういう取り組みが行われているものと思っております。

また、いじめの問題解決のために、それぞれの学校では、一人一人の特性や、あるいは尊重する態度。個人を尊重する態度、あるいは価値観を育てる指導を推進しておりますが、学校だけでは、なかなか厳しい問題もございますので、学校だけではなく、御家庭も極めてそれには重要な役割を担うと考えております。

家庭の深い愛情であったり、それから精神的な支え、あるいは信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保など、当然、家庭教育も非常に重要であると、そのように考えております。

また、家庭の深い愛情や、精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、それからそのようなものによって、子供たちは穏やかな精神状態になりますので、宿毛市としましては、いじめ問題につきましては、家庭と学校、そして地域社会など、子供を取り巻く全ての関係者が一体となって、取り組むべきことであるというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） いじめもさまざまな形がありますので、毎回、同じ方法で対処することができないと理解しています。

家庭で子供のしつけをすることも、いじめ問題を起こさない、初期的な対処方法だとも思っております。

しかし、学校の対応が、やはり一番中心となると思っております。学校の対応が弱く、被害者が泣き寝入りしてしまう可能性もありますので、関係者が妥協なしで解決に向けて取り組んでいただくことを、お願い申し上げます。

最後に、今後の教育長のお考えについて、お伺いします。

いじめは、各学校や家庭が問題の解決に当たることが大原則ではございますが、何か一言言うと、すぐに問題にされてしまう今の時代ですので、体裁や保身を気にする余り、隠蔽なども起こってしまうおそれもございます。

いじめに気づいても、解決する自信のない教員もいるかもしれません。文部科学省も、都道府県が行った2014年度分のいじめ調書の報告のやり直しを要請しているようですし、宿毛市でも、さらに踏み込んだいじめ問題の対応策が必要とされているのではないかと思います。

以上を踏まえまして、今後の教育長のお考えをお答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） いじめに関しては、議員御指摘のように、非常に、現在では、広範囲ないじめ、いわゆる小さいことから大きいことまで、いろんなことがございますし、指導に当たっては、非常にデリケートな部分がございますので、全てが、なかなか一律にはいかない面もございます。

いじめの防止等は、全ての学校、教職員がみずからの問題として、切実に受けとめて、徹底して取り組むことが、重要な課題であるというふうを考えております。

昨今のいじめ問題の範囲が、ただいま申し上げましたように、非常に広いというふうを考え



ておりますので、完全にいじめをなくすという  
ことは、困難かもしれませんが、いじめ  
をなくするためには、まずは、日ごろから教職  
員は、先ほど議員がおっしゃいましたように、  
授業中の中でも、それぞれの児童・生徒に対  
して、目配りや気配りをするなど、深い児童  
生徒理解に努める、そういうこととともに、生  
徒指導の充実を図ったり、あるいは、児童・生  
徒が楽しく学んだり、生き生きとした学校生活  
を送るということが、重要なことかと考えてお  
ります。

また、いじめを含めて、児童・生徒のさまざ  
まな問題行動への対応については、早期に発見  
をして、早期に対応をするということを旨とし  
た、対応の充実を図る必要がございますので、  
関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児  
童・生徒一人一人に応じた指導、あるいは支援  
を積極的に進めてまいりたい、そのようにも考  
えております。

いじめを認知した教職員につきましても、問  
題を一人で抱え込むことなく、先ほども御答弁  
申し上げましたけれども、迅速に管理職に情報  
伝達を行い、学校全体の組織力を持って、問題  
に対処することを基本としておるといふふう  
に考えております。

いじめに遭った児童・生徒への支援、対応は  
もちろんですが、いじめる側の児童・生  
徒への指導や措置についても、厳しい対応策を  
とることも必要であると考えます。

特に、暴行や恐喝など、犯罪行為に当たるよ  
うないじめを行う児童・生徒については、これ  
は警察との連携も視野に、検討していかなけれ  
ばならないというふうにも思います。

しかしながら、そのぐらい深刻な事態になる  
ことを未然に防ぐために、やっぱり家庭と学校  
と地域社会が連携をして、いじめの早期の発見、  
あるいは迅速な対応を心がけてまいりたいとい

ふうに思っております。

と同時に、関係する皆様の御協力を切に願  
いする次第でもございます。

先ほど御指摘のありました、そういう指導に  
対して、自信のない教職員もおるのではないか  
という御指摘もございましたけれども、先生方  
も、それぞれいろいろな個性をお持ちですので、  
得意な先生もおれば、生徒指導に対して自信を  
持たれておる先生も、当然おります。そこは、  
情報を共有しながら、学校全体、先ほどからた  
びたび申し上げておりますけれども、組織力を  
持って、情報交換をしながら、例えば小学校で  
は、学級崩壊にもなりがちですし、ひとりの先  
生が負担に思うこともあります。

中学校では、朝、顔を合わせると、1日中授  
業のない場合には、子供の様子を見ない場合も  
ございますけれども、そういう場合にも、常々、  
情報交換をすることで、子供たち一人一人の様  
子を共有すると、そういうことで、未然に防ぐ  
対策の一つになるのではないかというふう  
に考えておまして、今後とも、宿毛市からいじめ、  
そういう課題が出ないように、宿毛市の先生方  
と一緒に、この問題に対しては、対処してまい  
りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁ありがとうございます。

こんな時代だからこそ、教育長のような熱い  
御指導が、今あればと。あなたの教え子であ  
った私の妻も、日ごろよく言っております。これ  
は本当の話です。

今、いじめにさらされている子供たちが、す  
ぐにでも、もしいるのであれば、すぐにでも救  
い出されるきっかけとなりますように、願いを  
込めまして、この質問は終了させていただきま  
す。

続きまして、次にいきます。

宿毛市推奨品認定制度についての質問をさせていただきます。

まずは、これまでの推奨品の認定件数や、評価についてでございます。

平成21年に施行されました宿毛市の推奨品認定制度の趣旨には、宿毛市で生産または製造、もしくは加工される食品で、その品質を向上させ、消費者の認知を高め、販路の開拓を図り、地産地消の発展と需要拡大を促進し、宿毛の産業の振興に寄与すると書かれております。

そこで、まず初めに、制度施行から、現在までの申請件数と、認定された数をお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 宿毛市推奨品制度の内容について、お答えします。

この制度につきましては、先ほど、原田議員御指摘のように、宿毛市で生産または製造、もしくは加工をされる食品を推奨することによって、宿毛市製品の品質向上を推進し、消費者の認知、理解及び信頼を高め、その普及及び販路の開発を図り、宿毛市の産業の振興に寄与することを目的としております。

平成21年度の施行から、現在まで、海産物加工品やお菓子、酒類など、延べ26件の申請があり、その都度、推奨品認定審査会を開催し、厳正なる審査を行った結果、その全てを適当と判断し、宿毛市推奨品として認定しております。

しかしながら、製造を終了した商品や、未更新となっているものもあるため、現在の推奨品認定件数は16件となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問をさせていただきます。

このような制度は、商工振興には欠かせない

ものでございます。全国でも多くの市町村が工夫を凝らして、取り組んでいると思います。

経済産業省が、地方の産品を海外に発信する、ザ・ワンダー・ファイブハンドレッドなるものが新聞にありましたが、本県からも3品の地場産品が選ばれたということです。

そこでお伺いしますが、6年が経過した現在までの認定数や、制度の運用などは、果たして十分だったのでしょうか。

これまでの取り組みや評価などをお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、16件ある認定件数ですが、推奨品制度そのものの認知度が高いとは言えず、年間の申請件数は多いとは言えない状況でございます。

推奨品として認定された商品につきましては、市のホームページによる紹介や、ふるさと納税に伴います返礼品として活用。また、市外のイベント等への出品などにより、PRを行っておりますけれども、本年度におきましては、さらなるPRや、商品開発、磨き上げに生かしていただくために、4月に開催されました宿毛まるごと産業祭において、推奨品紹介のブースを設け、試食や来場者へのアンケートを実施いたしました。

このアンケート結果につきましては、御協力いただいた事業者に対し、今後の商品開発等に生かしていただけるよう、集計内容を報告しております。

しかし、推奨品制度そのものにつきましては、産業祭以後は、既に認定を受けている事業者より、2件商品追加の申請があったのみで、制度そのものの認知度の向上は、まだまだではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 宿毛市のこの制度、まだまだ活性化させていけるのではないかと考えておまして、続けて質問をさせていただきます。

続きまして、制度の磨き上げや対象品などの見直しについてでございます。

現在の制度では、宿毛市で生産、製造、加工をされる食品のみ、食品についてのみの推奨品認定となっておりますが、今後は、食品以外にも、新たなカテゴリーを設けて、地域に眠っているものを、さらに引き出してみてはいかがでしょうか。

市長がおっしゃいました産業祭と連動したシステムなどを構築すれば、毎年、多くの商品の発掘や、新たな審査方法なども生まれてくるのではないかと考えます。

それと、加工品のもととなります原材料についての推奨が少ないような感じがいたしますが、例えば、キビナゴ、タイ、文旦、直七、木材など、法人や海外からの大口発注も視野に入れて、市の推奨品の土台として、制度の重みを出してみてもよいのではないのでしょうか。

要綱につきましては、一般日常生活に関係の深い製品で、常時市販されているもの、市場性が十分にあること、とございますが、これについては、その真逆にある製品や商品も、あえて対象に追加してみてもいかがでしょうか。

今の常識の中以外から、将来のヒット商品は、生まれる可能性が十分にございます。

もちろん、厳しい審査は絶対条件であると思いますが、以上、提案が少し長くなりましたが、推奨品制度の磨き上げや、対象品の見直しについてのお考えをお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

推奨品制度は、その施行時より、食品のみを対象としておりますが、議員の提案されるよう

に、地域の産業は食品のみに限らず、眠っているものをさらに引き出すということであれば、食品以外や、原材料の認定も、一つの方法であると考えられますので、それらを認定した場合の効果や、制度の運用をどのようにするか、今後、検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 宿毛に住んでおりますと、私も最近、本当になれましたけれども、キビナゴや文旦などは当たり前過ぎて、改めて推奨品などとは思わないかもしれませんが、県外の人や外国人などにとっては、とても珍しく、見たこともない、そんな宿毛市の原材料は、希少性抜群で、興味をすごくそそるものでございます。

ぜひ、そのような原材料も推奨品の柱にしていいただければと、私は強く思っております。

最後になりますが、推奨認定後のPRや、フォローについてでございます。

商品は、各企業や生産者が、それぞれ努力して売っていく、これが大原則でございます。しかし、商工振興の後押しは、行政も積極的に行っていくべきだとも考えております。

そこで、ある程度の推奨品がそろった段階で、情報ツールなどを作成し、消費者や企業に、ときには海外に対しても、さまざまな形での情報発信や、各地で開催されるPR会場などへの参加も、制度の成果をさらに出すために、生産者を後押ししながら、取り組むべきと考えておりますが、今後の推奨品制度と連動した商品のPRや、フォローについてのお考えをお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今後の展開につきましては、現在、作成され

ております宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略、ここにおいて、宿毛市推奨品拡大事業としまして、事業提案をいたしているところであります。

事業の内容といたしましては、推奨品制度で認定された商品の地産外消を推進するため、パンフレットや販売促進グッズの作製、市外、県外イベントへの参加などを検討をしております。

また、今後も、産業祭におけるアンケート等を実施し、製造業者へのフィードバックを行うことにより、推奨品のさらなる磨き上げによる販路拡大を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） これからは、この制度、さらに発信力のある制度にしていく。市民の皆様から、その制度が今以上に活用される。そして、宿毛市の商品は、丸々だよと、全国で宣伝され、最終的には、商品がたくさん売れていく、そんなポジティブなサイクルをつくり上げていただきたいと思っております。

宿毛市には、何ちゃないで、などという声がよく聞かれますが、このようなせりふがこの町からなくなっていくような気持ちで、この制度の運営をしていただきたいと思っております。

以上をもちまして、一般質問の全てを終了させていただきますが、最後に一言だけ、先ほどのいじめ問題ですが、もし、今現在、いじめに遭っている子供がおりましたら、ぜひ、学校の先生や家族などに知らせてください。必ず先生たち、教育長たちが助けてくれますので、どうか我慢しないで、名乗り出て、訴え出てください。

それでは、一般質問の全てを終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時まで

休憩いたします。

午前11時40分 休憩

-----

午後 1時02分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） こんにちは。6番、高倉でございます。

先般より、報道されております大阪柏原市の中学生の事件について、心よりお悔やみを申し上げますとともに、御関係の皆様にお見舞い申し上げます。

また、いじめなどの原因で、自死による事件、事故も後を絶ちません。市民の安心、安全の観点から、防犯対策を初め、4項目について、一般質問をいたします。

1項目め、防犯対策について、お伺いいたします。

まず、1番目といたしまして、宿毛湾港新田地区に設置されました防犯カメラのその後の状況についてをお伺いいたします。

ちょっと簡単過ぎて、お答えいただけなかったのですが。

実は、宿毛湾港の新田地区のトイレについて、防犯カメラが設置されたことは承知しております。その後、そのことによって、その場所が被害に遭ったとか、遭わなかったとか、それら全般について、把握しておりました分をお教え願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 6番、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

御質問の、以前から宿毛湾港新田地区公園内のトイレにおいて、器物損壊等のいたずらが多発していたために、高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業を活用をして、昨年10月に、子供

見守りカメラを設置しております。

カメラ設置前においては、5月に男子トイレ内のとびらの損壊が1件、6月に、同じ場所の損壊が1件と、身体障害者用トイレ入り口のとびらの損壊が1件あり、これらについて、計3件の被害届を提出をしています。

カメラ設置後は、とびらの損壊等はなく、被害届を提出すべきいたずらは発生しておりません。

また、補導件数については、宿毛警察署に確認をしたところ、公園内での件数は、カメラ設置前の1年間で13件、カメラ設置から本年7月までが5件となっております。

8月の集計ができておらず、年間を通じての比較はできないものの、減少傾向であることから、カメラ設置の効果が出ているものと考えられます。

なお、夜間においては、光量不足により、撮影が困難でありましたが、今月、高知県が出入り口に向けたセンサー式の照明を設置したことにより、夜間についても、撮影が可能となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） ありがとうございます。

件数からしましても、本当に少なくなっているので、安心しました。

あそこは学生さんを初め、また有志の方々の御協力によりまして、きれいに保たれておりまして、今、御報告のように、以前のような心配がなくなったことと、また少なくなつたとお伺いしまして、多くの方の目があることは、また防犯カメラの設置が有効であったと判断いたします。

ことは、この場所におきまして、すくもまつりの花火大会も開催されますので、市民の皆様が、今以上に御利用いただいて、気にかけて

いただきますことは、ますます環境整備において有効であろうかと考えます。

さきの柏原市の事件や、私有地、例えばコンビニ、また道路に設置のカメラは、犯人検挙に大いに役立ったもので、意味合いこそ違ひましても、その効果は評価されましよう。

このことを踏まえまして、2番目といたしまして、公共施設の防犯対策、防犯カメラについての設置をお尋ねいたします。

お答えできる範囲で結構でございます。よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 公共施設の防犯対策カメラの設置について、お答えをいたします。

防犯カメラによる犯罪の抑止効果は、一定あると認識しており、容疑者の特定には、非常に役立つものと考えております。

本市の公共施設につきましても、各施設の施設管理者である担当課が、防犯上問題があると考えられる箇所に、防犯カメラの設置や、警備業務の委託等を行っており、それぞれ対策を講じたところでございます。

今後におきましても、市民の皆様のお安全安心については、個人情報保護の観点からも、法令等に照らし、必要な対策を講じてまいりたい、このように考えております。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 今回から、ちょっとこの台が上がりましたもので、私の身長が足りないので、なかなか市長のお顔が、ここからぐらいいしか見えなくて。お顔を拝見しながら、お返事をするんですが、なかなか難しゅうございます。

防犯ですので、手のうちを全部見せるわけにはいきませんが、その対策、できる限りの対策を行っているということが、市民の皆様には伝わること、市民の皆様が知ることは、安心安全

につながり、犯罪抑止の効果につながると思います。

その観点から、同じ内容にて、3番目の公共施設、特に学校施設の防犯対策について、また防犯カメラのことについて、教育長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 高倉議員の御質問にお答えをいたします。

学校施設の防犯対策についての御質問でございましたが、このことにつきましては、昨年度、御承知かと思えますけれども、東中学校におきまして、窃盗事件が発生をしたことを受けまして、今年度より、沖の島小学校を除く13校について、警備業者に警備業務を委託する中で、対策を講じております。

委託の中では、議員御指摘の防犯カメラについても、設置をしております、夜間や休日の防犯対策として、既に十分な対策を講じているというふうに考えております。

また、教育現場におきまして、防犯対策としては、ハード面の整備と合わせて、ソフト面での対策として、防犯教育を充実させることで、子供たちの防犯意識を向上させることも、非常に大切なことであると考えておりますし、それぞれの学校におきまして、適切な指導を行っていると考えております。

したがって、両面からの防犯対策をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 学校の施設においても、しっかり対策はできることを理解いたしましたし、防犯カメラの件も了解いたしました。

ただいまの時期は、新学期が始まり、不登校の心配や、多くの行事を控え、現場の先生方には、大変だろうかと思います。

青パトさんが常時、巡回もしてくださっておりますし、見守ってくださる校下の皆様方の御協力も拝見いたしております。

仮に防犯カメラが全部、機能いたしたとしても、下校時や休日など、当然のことながら、危険と予想されることから、お子さんたちを完璧に防御することは、到底、無理であろうかと思えます。

反面、みずから危険を察知できる、危険から遠ざかる能力を身につけるといことは、純粋に、人を信じることができなくなってしまうなどの、非常に難しい状況とも背中合わせでございます。

だからこそ、教育長は、現場と保護者、またこれまで以上に、意志疎通を図っていただきたいと存じます。

教育長に再質問いたします。

今回のことで、何か対策を講じられたことがありましたら、お教えてください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） お答えをいたします。

物理的には、先ほど、申し上げましたように、ハード面で防犯カメラを設置しているということでございます。

それから、対策としては、宿毛市の中で、山奈小学校で、高知県安全教育推進事業の拠点校としての指定を受けておりますし、それから、宿毛中学校におきましては、交通安全、通学の推進事業の拠点校としての指定を受けております。

山奈小学校のことについて申し上げますけれども、その指定を受ける中で、防犯を含めた、生活安全教育の開発、普及に取り組んでいるところでありますので、今後は、山奈小学校での成果をもとに、他校についても、防犯教育のさらなる充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 安心いたしました。先ほども、ハード、ソフトの面で、教育をきちんとしている。また、今回も、例を挙げてのお答えに、常日ごろからの対策が大変大事であるかと存じますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

4番目の防災上のカメラについて、市長にお伺いいたします。

6月議会において、山本議員より、防災上のカメラ設置について、御質問がございましたが、本カメラが、犯罪抑止にもつながると考えられます。改めて、防災上のカメラの設置についてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本年の6月議会で御指摘のように、山本議員からの一般質問にお答えいたしております。

今年度、非常に大きな予算で整備をします、防災情報伝達システムの拡張機能の中に、風水害等、災害時の情報収集手段の一つとして、監視カメラが提案されておりますので、今後、システムの運用をしていく中で、財政状況も勘案しながら、導入について検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） ぜひとも、導入の御検討をいただきたいと存じます。

設置場所や活用方法の違いは、認識いたしております。

例えば、今後、検討されるでしょう現在の道の駅、サニーサイドパークに、共用として監視カメラを設置とか、表示します。すると、プライバシーを守りながら、駐車場の片隅、仮に泊り屋付近にいたしますか、車中泊、テント泊、

スペースを設けられないかと考えるからであります。

昨日のニュースの中で、人気のない道の駅での事件が報道されておりました。きょう、質問するときに、一瞬、このことがあったので、ためらった部分もありますが、防犯カメラがあるということは、他県からの方には、一定の安心感を持っていただけたと思います。

私ごとですが、次男が自転車にて日本一周をいたしました。九州の道の駅で身分証明書を見せまして、一角を借りたい旨、御相談申し上げましたが、断られたそうです。そのとき、私も、そら断るよ。第一、身分証明書自体が本物かどうかわからんし、貸すほうも心配やしね、と返事をしたことでしたが、四国は遍路文化もあり、どちらもが安心、安全に対応できないかと、常々考えておりました。

財政状況の中、共用できることは、防災、防犯を含め、前向きに御検討していただきたいと存じます。

安心、安全な宿毛市は、Iターン、Uターン、定住を考えるとときに選んでいただける要素になるかと思っております。

2項目めの質問に入ります。

スポーツ振興室の現状についてを、お伺いいたします。

この件も、6月議会におきまして、原田議員より御質問がありましたが、1番目に、改めて、具体的な内容についてをお教えます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

昨年4月に設置をいたしました生涯学習課スポーツ振興室の現状の業務内容ということでございます。

本年も、第2回定例会で、原田議員の御質問にもお答えをいたしました。これまでの生涯学習課の市民体育係、体育事業係の業務を継承

しながら、スポーツ大会やスポーツ合宿を誘致することにより、スポーツを通じた交流人口の拡大や、技術力の向上、地域振興に取り組んでおります。

御質問の活動実績といたしましては、主に宿毛花へんろマラソン終結後の新たなマラソン大会として、これまでの大会から、リニューアルさせた宿毛マラソンを、本年4月18日に開催をいたしまして、28都道府県から685名のランナーに参加をいただきました。

第2回宿毛マラソン大会につきましては、開催を来年4月16日、土曜日でございます。サブタイトルを、風薫る春の宿毛路 いっちきちもんちきち ペアリレーマラソンとして、準備を進めております。

また、総合運動公園や野球場において、新たに合宿等の誘致活動として、14団体に誘致活動や情報収集を行いました。そのうち、昨年度、新たに日本ウェルネス・スポーツ大学硬式野球部の合宿につながっており、日本ウェルネス・スポーツ大学硬式野球部は、時期を変えまして、昨年度内に2度、合宿に来ていただいております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 了解いたしました。

日常業務は大切であると考えます。市民の希望や活動内容を把握するには、一番手っ取り早い手段であります。

仮に利用される方々からお電話をいただいたときに、あっ、何々クラブとか、何々大会のどなた様ですねって、すぐお顔と名前が一致すれば、本当にいい関係になると思います。

そういう関係が、今度、宿毛マラソン、4月16日です、よろしくって、こちらからお声をかけるときにも、またお力になっていただける要素になるかと思っております。

また、ウェルネスさんが2回も来ていただける、日をかえて、これもうれしいことですね、本当に。そう思います。

その流れをくみまして、2番目として、日本生命社会人野球の都市対抗優勝について、今回のスポーツ振興室のとられた対応についてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

日本生命野球部が、本年度の86回都市対抗野球大会において、18年ぶり4回目の優勝をされたことは、まことに喜ばしいことであります。

長年のキャンプ地として、御利用いただいております本市におきましても、心よりのお喜びを伝えるため、優勝を決められた翌日に、祝電を打たさせていただいております。

皆様も御承知のことと思いますが、日本生命野球部におかれましては、昭和63年の春から平成25年の春にかけて、25回、本市をキャンプ地として御利用いただいておりますが、平成26年、昨年の春から、沖縄でのキャンプの実施となっております。

キャンプを実施いただいているときから、強いつながりを持たせていただいておりますので、キャンプを実施していただけなくなった昨年度からも、これまでの連絡を途絶えさすことなく、社会人野球の2大大会であります都市対抗野球大会、もう一つ、社会人野球日本選手権大会に出場決定や、さまざまな活躍がなされれば、その都度、今回の優勝のように、祝電を打たせていただくなど、つながりを持たせていただいております。

また、日本生命野球部からも、定期的に活動報告をいただいております。今後とも、日本生命野球部とは、お互いに連絡を継承していただき、友好的関係を継承してまいりたいと思っております。



本年の18回目の優勝されたことについて、祝勝会に、宿毛市にも案内が、今回、来ております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） よい対応をしていただいたと思います。

わざわざお名前を出しましたのは、大きな大会でもありましたし、今、御縁が遠ざかっていますが、先ほど、市長がおっしゃっていただきましたように、25回も来ていただいております。甲子園の高校野球の解説席に、杉浦元監督や、プロで現役、ヒーローインタビューを受ける福留選手のお姿を拝見するたびに、それは個人的だろうと言われましても、感慨深いものがございます。

スポーツ界は、横のつながりも強いとお聞きします。大学や各種学校の指導者となられ、今後、どのような御関係をいただくやもしれません。

また、市のこういうふうなしっかりした対応は、市にかかわる大勢の方に認めていただき、現在、来ていただいております御関係の皆様や、今後、御縁が生まれるかもしれない方々の選択肢の一つになろうかと思えます。

よい意味の差別化は、最後は人の心でございます。スポーツ振興室として、きめ細かな対応を評価するとともに、3番目といたしまして、その他の誘致についてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

スポーツ振興室を設置いたしてから、スポーツ振興室においては、これまでの誘致活動をより一層、促進させる取り組みを進めておりますが、大学などのキャンプの手配などは、旅行代理店が進めることが多いことから、この9月16、17日にかけて、県の大阪事務所に御協力

をいただきまして、関西方面の旅行代理店に直接、出向かせていただき、スポーツ施設の紹介と、合宿における支援策などについて、御説明させていただき、合宿誘致活動を行うように予定をしております。

また、せっかくの機会ですので、日本生命野球部にも御挨拶に出向かせていただくことも、予定をいたしております。

この9月での訪問を含め、スポーツ振興室では、できる限り、直接、出向いての誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

スポーツ振興室と連携をとりながら、私もつい先日、高知市で東京六大学野球の監督さんが高知を訪れた際に、観光協会の皆さん方と、今後の宿毛市への誘致を含めまして、懇談の場に参加させていただきました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 市長が積極的に動いていただいているので、大変うれしく思います。

ぜひ、大学の野球が、こちらのほうでも、せめて試合が1試合でもできるとかいうことになりましたら、また違う意味での注目、集客能力が上がると思いますので、新しい御計画もあるということ伺い、大変、期待いたしております。

芳奈の総合グラウンドの環境は、まだまだ余裕はあると思います。競技内容を十分に検討をしていただきまして、今まで、来ていない競技についてでも、御配慮、御対応を願いたいと思います。

世界陸上のウサイン・ボルト氏は、インタビューの中で、スポーツこそが国を豊かにする。子供のころは、欲しい物は手に入らなかった。今は、ジャマイカの子供たちに支援できてうれしいとおっしゃっておりました。

ジャマイカと日本は違いますが、スポーツの

重要性と可能性の一端であると伺います。

今後、まちづくり、産業振興や観光にも重要なことがありますので、スポーツ振興室のますますの対応に、今後、期待いたします。

3項目めに入ります。

河川や水路の整備についてをお伺いいたします。

中筋川水系について、ことしはこれまで台風が逸れてくれたおかげで、昨年のような大水害は免れましたが、依然として状態は変わっておりません。

1番目として、中筋川河川の整備について、進捗状況と今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

中筋川を含む渡川水系の河川整備計画については、国土交通省と高知県が連携する中で、作成作業を進めてまいりました。

これまでに、整備計画にかかわる住民説明会や、有識者会議、市町村長の意見を聞く会を開催をし、住民の声を整備計画に反映させていただき、この2月に公表したところです。

今後、この計画に基づき、国管理区間、県管理区間、内水区間の対策について、それぞれの機関が連携をし、災害発生の防止、軽減対策や、適切な維持管理に努めていくこととしています。

その内容は、中筋川については、河川断面はほぼ確保されているため、今後は、堤防の余裕高が不足する区間のかさ上げを実施し、整備区間における治水安全度の確保を図ることとしています。

また、内水との関係もございまして、ヤイト川と芳奈川については、河川断面の不足する区間において、堤防及び護岸の整備、体積土砂の掘削等を実施し、必要な河川断面を確保することとしています。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 再質問をいたします。

お伺いしましたが、市長、はい、それで了解ですとは、ちょっと言いがたいですね。現状は、全然改善されていません。2月にそういうふうになった、公表したとか言われても、現に姿が見えてきませんと、ちょっと安心できませんね。残された期間、市長は全力で事に当たってください。

工事にかかるなら、このさきの季節、例えば刈田に重機を入れることなどもできますので、来年の農作業などに間に合うようにですね。これを新しい市長に、再度、計画を立てて、いついつ何ができますかというふうにお尋ねするについては、少々、時間がかかり過ぎます。間に合いません。

市長、御返答賜ります。

具体的に、何月何日にということは御無理かもしれませんが、今、道筋をつけていただかないことには、次の市長まで待っている余裕はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

河川整備計画が、ことしの2月に公表したところでございまして、今後、さまざまな管理区間における責任のあるところに置いて、整備をしようとしているのが、この河川計画でございまして、既にヤイト川の河川改修であるとか、河床の掘削等であるとか、いうところについては、事業が進んでいるところもございまして。

ただ、私が一番、当初から懸念をしておりました中筋川ダム、あるいは横瀬川ダムをつくって、この地域の水害を防止するという点については、このダムだけでは、非常に、完全に防ぐことはできないという、私は強い認識を持っておりましたので、その後、横瀬川ダムの事業

再開においても、その再開と同時に、内水対策を同時に、2項目めとして、国や県と確認をして列挙した。そして、このような、現在も河川整備計画を立てていくという状況に進んでいるというふうに思っております。

この間の取り組みの中でも、中筋川ダムについては、事前放流を実現させていくであるとか、このあいだ、お聞きいたしましたけれども、横瀬川ダムにも、あれは穴あき式の自然放流式調整ダムですけれども、ここに、非常時に下流が大洪水になっているときに、放流は続けないような、その放流口にゲートを設置する、そのことが決まったということも、このあいだ、確認をいたしました。

そういうことも含めまして、全体として内水対策を重視もしながら、この宿毛市域における洪水対策を、できるだけ早く、具体的に実現していくような、そういうルールを、私の段階でつくらせていただいたということで、今後、順次、進んでいくというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 市長が内水対策に御理解をいただいているということを知りまして、ちょっと安心しました。

場所的には、東沖という言い方をするんですが、高規格道路の下の部分ですね。ちょうど上がっていく部分の左側というふうな言い方をすれば、ある程度、わかっただけだと思います。

ここ10年ぐらい、そこの方から田んぼを借りまして、水稻を栽培しておりますが、ことしが初めてです。内水面が寄って、水没しなかったのは、ことしが初めてです。毎年、災害が起きておりました。

市長には、そのことを御理解いただいている

ようでございますので、お天気に左右されます第1次産業は、農業にかかわらず、できる手だてを講じていただくように。そうしなければ、減収に直結いたします。

何分にも、御尽力ください。

2番目に、水路の管理についてをお伺いいたします。

この件は、沖須賀の方からのお尋ねがあり、現場にまいりました。河床整備が十分でないために、排水状態がおもわしくなく、それにより、漂流物、例えばごみなどが集積してしまいます。

市内には、このようなところが多々あるかどうかは考えられます。水路の管理はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員御指摘の水路については、公図上に描かれている、いわゆる青線で、以前は、国有地で、県の宿毛土木事務所が財産管理をしていましたが、地方分権の流れの中で、宿毛市へ財産が無償譲渡されましたので、宿毛市法定外公共物管理条例を制定して、財産管理をしております。

維持管理の考え方ですが、いわゆる青線や赤線と呼ばれる法定外公共物を、地域に密着した形で、地域住民の公共の用に供しているため、地域住民が維持管理をしてきた経緯がございます。

宿毛市へ財産が譲与された現在も、その考え方は同じで、膨大な数の法定外公共物の維持管理を、全て宿毛市が行うのは、困難であります。

宿毛市では、4月に排水路の一斉清掃や、6月、11月にクリーンデーで清掃を行っていたっており、これからも住民の方に、維持管理をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 赤線、青線の管理が大

変難しいことは理解いたしました、これも全部、市民に、クリーンデーで環境整備だと言われても、大変ですね。

今回のことがありまして、元市議の有田都子さんのところに、こんな話があったんですけどってお伺いに行きましたら、その他のところにも、環境美化に努めて、住民は一生懸命やっていると。地元の方が、草刈りや草引きもしているし、ごみ拾いもしている。でも、なかなかそれでは追いつかない部分があると。その部分は、当然、市がしっかり計画を立てて、青写真を持って行って、全体の対応をしていかないと、できないと思います。

全部、市民に、市民にと言われても、難しい部分があります。

青線、赤線のことは理解いたしました、やはり市がきちんと対応するところを見きわめていただいて、一緒にやっていく形をとらないと、なかなか環境整備の問題は解決が難しいと思います。

アメニティ下水道という言葉があるそうですが、排水も、魚やホテルが住む、せせらぎのある親水空間のことだとお伺いしています。

あの場所は、例えば、用水と排水のところが別々になっておりました。いろんな手だてを考えて、用水のある部分を排水に流入させることにすれば、ある一定、流れが保たれて、排水機能が上がるんじゃないかと考えたりもいたします。

なかなか一朝一夕にはいかないことと思いますが、ぜひ沖本市長に心から信頼を寄せた、市民のためにも、できるところで御尽力をいただきたいと思います。

4項目めの質問に入ります。

グリーンエネルギー研究所の現状についてを、お伺いいたします。

試運転当初、大量の水蒸気の発生に、これが

たまるかといってクレームを受けました。そのクレームをいただいた地元の方も、説明会や見学会などを通して、その状態を理解いたしました。

その後のグリーンエネルギー研究所の現状についてをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 株式会社グリーンエネルギー研究所の木質バイオマス発電事業の、現在の稼働率等の状況についての御質問にお答えをいたします。

この木質バイオマス発電事業につきましては、質問議員も御心配をいただいておりますが、原木等の原材料の確保が、事業継続の大きな課題でございます。

そのため、グリーンエネルギー研究所も、丸太のみならず、枝葉や樹皮などの安定燃焼の難しい原材料の活用にも、積極的に取り組むなど、これまでも原材料の確保の取り組みを進めてまいりました。

本市といたしましても、原材料確保の取り組みの一環として、市町村による木質バイオマスの代行証明制度の制度化や、市広報紙等による木質バイオマス事業の周知などを行ってきており、また、近隣市町村におきましても、同様に、代行証明制度の制度化や、広報紙での周知等、原材料の確保についての御協力もいただいております。

現在の原材料の確保の状況、稼働率の状況についてでございますけれども、7月の1カ月では、約7,000トンの原材料が入荷し、発電につきましては、月当たりの計画発電量、約416万キロワット・アワーに対し、約80%の稼働率となっており、原材料の調達につきましては、ほぼ今後の見通しも立ち、年内にはフル稼働の達成ができる見込みとお聞きしております。

原材料につきましては、周辺の大規模事業者を中心に、地域の個人や他分野の事業者から調達しているところがございますが、現在の原材料の内訳につきましては、製材端材、屋敷林などの一般木質バイオマスが約90%、未利用材等の間伐材等由来の木質バイオマスが約10%と、一般木質バイオマスが中心の状況となっております。

なお、市町村の代行証明制度の利用や、個人所有者からの原材料につきましても、最近では、月間200トンを超える木材等が入荷しており、木質資源の地域内での有効利用、またバイオマス材を活用した副業型林業への展開による林業振興などに、着実につながるものとして、大きな期待を寄せているところがございます。

今後におきましては、間伐材などの未利用材の割合を高めることが課題であります。本市といたしましても、引き続き、木質バイオマス事業に関する周知活動や、現在、市が実施しております個人向けの林業研修会、宿毛森林塾も継続的に実施するなど、自伐林家育成等による木材供給体制の拡大に、県とも連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） グリーンエネルギー研究所に関して、よい報告を賜りまして、安心いたしました。

私は、元山林労働者です。山師です。私の個人の意見といたしましては、この事業は、大変に難しく、軌道に乗りにくいのではないかという、持論を持っておりましたし、今も持っております。

過日、工場見学のお機会がありましたので参りましたら、偶然にも、顔見知りの青年がお二人ほど、そこに雇用されておりました。

いろいろお話を聞いて、仕事に一生懸命という、

期待と、自信と、前向きな姿勢を見て、何とかこのグリーンエネルギー研究所の業績が伸びてほしいと、本当に思いました。

うれしい御報告をいただきました。

いろいろ課題はあろうかと思いますが、数々の質問に対して、市長また教育長から誠実な御返事をいただきました。市長、再度申し上げますが、できることは精いっぱい、御尽力をいただいて、そのことをお願いしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

-----

午後 2時00分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 5番の山本です。6月に続き、2回目ですので、多少、足の震えはとれました。

まず、最初に、6月の議会で、私、間違った発言をしておりますので、一つ訂正をさせていただいて、それから一般質問に入ります。

世界の総貿易量、例の安保法案の請願書に対して、否決に賛成の討論をしたときの話なんです。年間の総貿易量90億トンと申し上げましたが、60億トンの間違いです。6と9をひっくり返しました。そのうち、日本の輸入量は8億トンで、輸出量は1億トン、計9億トンが日本の年間の輸出入量です。

したがいまして、約15%になりますけれども、これらの輸出に関連する、運搬するのは、全て、99.5%以上は船ですので、現在、世界の七つの海で走っている船の15%が、日本に関連した船が走っておるということです。

何を言いたいかといいますと、我が国の平和と繁栄が享受できるのは、世界の平和があつて初めて享受できるのでありますので、そのような我が国の状況を見たときに、政府が戦争法案などをつくるはずがありません。

それは一つ、意見として言うておきます。

次に、誘致活動について、質疑に入りますが、6月の私の答弁に対しましたお答えで、私は再質問をしておりませんでしたので、やっとなれてきましたので、そのお答えに対する再質問を今、若干させていただきますと思います。

まず、自衛隊の誘致でございますが、25年決議は誘致の決議です。誘致というのは、立ち寄るような寄港の話ではないんです。自衛隊用語でいうと、提携港、英語でいうとホームポート化しないと、ほとんど意味がありません。私たちが自衛隊を誘致するのは、単に我が国の安全保障に宿毛も寄与するという大きな目的以外に、宿毛の経済の発展、あるいは人口増を狙った考えで、誘致活動をしているわけでありまして、そういうふうには、ホームポート化しなければ、住民票が来ません。住民票が来ないということは、市税が落ちてきません。

それから、住民票を持って来ていただきますと、要するに家族も来ます。したがって、経済の振興が図れるわけです。消費活動が高まるということでもあります。

答弁では、誘致は、国、県、周辺市町村、宿毛市民の理解と協力がなければ困難、あるいは、市民、漁業関係者と時間をかけて協議する必要があり、直ちに推進することは困難として、寄港促進に取り組むというお答えでありました。

しかしながら、25年4月の市の要望書では、海上幕僚長に対する要望書を読ませてもらいますと、市長が筆頭で、自衛隊の常駐を要望する要望書を出しているではありませんか。

誘致すなわち住民票を伴つての提携港となら

ねば、宿毛の経済破たん、人口減少に有効な対策となり得ないと私は思いますので、その前に、寄港によって得られている経済効果、どの程度あるかをお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 5番、山本議員の質問にお答えをいたします。

まず、自衛艦船やクルーズ客船の寄港に伴う経済効果について、御質問をいただきました。

宿毛湾港への自衛艦船等の寄港実績は、平成11年度より本年度までの17年間で、自衛艦船は29隻、乗員は、実際に上陸された正確な人数は積み上げができておりませんが、艦船ごとの定数を積算いたしますと、約3,300名、クルーズ客船が44隻、乗客が約1万5,800名となっております。

自衛艦の乗込員の方は、宿毛市内での飲食や、船内で使用する食料や物品等の購入、クルーズ客船の乗客は、オプションツアーによる宿毛市内を初め、四万十川や足摺岬等の観光地へ足を運んでおり、移動手段として、地域のバスやタクシーを利用いただいております。

また、クルーズ客船入港時に港で行っている物産展では、宿毛市内の十数店舗が出店し、多くの宿毛市の特産品などを販売しております。

これらによる明確な経済効果を積算したものはございませんが、多くの方々が、宿毛市へ訪れていただくことで、地域経済に大きく貢献するとともに、港の利活用の促進や、宿毛市の特産品等のPRにも、大きくつながっているものと考えております。

以上で終わります。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 定性的な効果ということで、具体的に税金が幾ら増収したとか、そういう話にはならないと思いますが、提携港でなければ、スナック類の、あるいは飲食店の消費

はあろうかと思えますけれども、一番大きなのは、例えば、乗員が使う、航行中に使う2週間分の生鮮食料品を一括して購入していただくと、そういうふうなシステムが、宿毛の港の付近にできれば、さらに経済効果が上がるわけです。

そこら辺を狙っての、我々、活動を今しているわけですが、この件はこれでおいておきます。

次に、企業誘致について、お尋ねいたします。

企業誘致については、今後も続くであろう、悲観的な情勢のもとで、県と連携し誘致活動に努めるとの御答弁でございましたけれども、ことはどのような活動をされようとしておりますでしょうか。

私は、選挙で自衛隊とともに、海底資源の探査船、掘削船の母港化を、あるいは精製プラント誘致を掲げました。

日本は、2009年から調査を開始していますが、JAPIC、日本プロジェクト産業協会、これは日本のトップ企業が集まっているプロジェクト協議会でございますけれども、その中の一つのプロジェクとして、海底資源の掘削について、現在、実証作業を行なおうとしております。

2018年から掘削の実証作業、2020年ごろからは産業化に入るという計画提言をしております。

宿毛は、海底資源の存在位置から見て、最適と考えられ、例えば四国沖にはメタンハイドレートが大量に存在し、最初に手がけられる海底熱水鉱床は、沖縄西方と小笠原周辺にあるようですので、宿毛はその中間点になる。どこか1カ所といえ、その中間点が非常に最適な場所になるのではないかと、この辺の企業誘致に向けて、御検討いただければと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

まず、ことしの企業誘致につきましては、昨年同様、高知県港湾振興課が、東京商工リサーチに委託し、訪問企業の抽出作業を行っており、9月末をめどに、企業の抽出作業が終了する予定となっております。

今回の抽出の条件としましては、高知県に縁のある会社、代表者が高知県出身であるとか、高知県内の大学を卒業しているなど、こうした中で、投資意欲のある会社としております。

この抽出作業の結果を受け、10月から企画課職員と、高知県港湾振興課職員で誘致活動を行っていくこととしております。

先ほど、山本議員より御提言ありました海底資源の探査船、掘削船の母港化と、精製プラントの誘致につきましては、これまで行ってきた企業誘致の中で、大きなハンディキャップとなっておりました物流の流れや、都市部との距離時間などの影響がないものであり、海底資源が分布する場所も踏まえても、可能性はあるのではないかと考えております。

平成18年1月には、地球深部探査船「ちきゅう」が土佐沖で試験掘削を実施した際に、高知大学海洋コア総合研究センターからの情報提供に基づき、宿毛湾港を活用していただいた経緯があり、市民を初め、約1万人が、一般公開に合わせて乗船いただきました。

こういったことも踏まえて、今後、探査船、掘削船の母港化に向けた働きかけについて、情報収集とあわせて、関係各所の協力を得ながら、検討してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、御支援等をいただきますよう、お願いをいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） この海底資源は、我が国のエネルギー、あるいは支援事業に大きくブ

ラスになる話でして、経済水域200海里を入れれば、世界の6位の面積があるわけですから、これを有効活用するというので、大いに着目をしていかないかんとします。

某国会議員にいわすと、これは高知新港に最適だと言ったので、何を言うかということで、議論したことがございますので、ぜひ、宿毛も手を挙げて、手を挙げてないと、なかなかノミネートされませんので、そういうことでお願いしたいと思っております。

次に、誘致活動に重要な安全保障観について、全くの一般論に入りますが、この議会も、多くの市民の方が注視されていると思います。国会での平和安全法を理解する一助にでもなればと思ひまして、安全保障論の一般論を行っていきたいというふうに思っております。

昨今の文言で、野党側の議員ですが、地球の裏側という言葉を使って、反論しています。地球の裏側まで戦争をしに行くんかと、いうふうな意見を出す野党がありますが、このような言葉を聞いて、どう思われますか、市長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 地球の裏側という言葉について、どう思われるかとの質問でございますが、まずはお答えをいたします。

私は、この言葉の意味するところは、自己中心主義や、一國平和主義の発想から出ているものとは受け取っておりません。

裏表を明確にするために使用しているのではなく、日本から一番遠いところ、世界中どこでもそうですが、表現するための言葉ではないか、私はこのように考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 極めて常識のあるお答えでございましたけれども。

そういう常識の範囲でいえば、距離の遠近を問う話では、昔、極東という言葉があったんです。我々、小さいときには、極東、極東という言葉を使っていましたが、高校ぐらい、大学ぐらいになって、失礼、大人になりまして、何という、ちょっと反感を持ったことがあります。

この言葉こそ、ヨーロッパ中心主義史観なんです。ヨーロッパは世界の中心であるという、ヨーロッパ人の思い上がりの姿勢ですよ。ファーイースト、どこがファーイーストだと。ここは北東アジアだ、あるいは東アジアだということで、昨今はその言葉が定着しました。

ファーイーストというふうな言い方はなくなったと認識しておりますが、まさに地球の裏側というのは、うちが表という話なんです。

したがって、私からいえば、つい本音が出たなど。一國平和主義的な、自分のところの中心主義のものの見方が、この言葉にあらわされるんじゃないかと。野党批判の一つの手段として使ったんですが。

これは個人的な所見でございます。

次に、8月28日の朝日新聞を見て、愕然としましたけれども、市長は、安保法案は憲法に反する。今国会で成立すべきではないと、アンケート調査にお答えになったというふうに出しております。

宿毛市長ですので、宿毛市を代表して答えられたというふうに、私は思っております、私の考えとは全く、180度違いますので。

先ほど、他の議員からの御質問にも答えられたんですが、いま一度、なぜ違憲だと思っておられるか、明確にお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

先ほどの松浦議員の一般質問に対して、答弁したことと同じことになるわけですがけれども、我が国の自衛権については、独立国として、当



然、認められていると認識はしておりますけれども、憲法第9条のもとにおいて、認められる自衛権の発動たる武力の行使については、日本政府が従来から認めている、我が国に対する急迫不正の侵害があること。

そして、この場合に、これを排除するために、他に適当な手段がないこと。及び、必要最小限の実力行使にとどまるべきこと、この3要件に該当する場合に、限定されていると、私は認識をしております。

したがって、現在、国会において審議されております集団的自衛権の行使に関しては、関係国との多様な自衛での判断が求められ、自衛の域を超えた拡大解釈につながることを懸念され、日本政府が従来から認めてきた自衛権の発動たる武力の行使と認められない事例が想定されることから、考えられるために、憲法の本旨に反するおそれのあるもの、このように認識しておるからでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ただいまのお答えは、昭和47年の自民党の鈴木内閣の定説を、そのまま引用しておれば、そうなるということで、私は、9条をこういうふうに解釈するのでこうなりますというお答えが欲しかったんですが、それはありませんでした。

本来、法律論といいますか、条文を解釈する場合は、その条文を起案したものの趣旨、趣旨書き、これが残っておれば一番いいんですが、残っていません、憲法についてはですね。

その趣旨をどう読み取っていくかが大切になるんだろうと、私は思っております。

過去の法制局長官が、違憲だという人もいます。現内閣法制局長官は、合憲だと言っています。

憲法学者も、違憲の人もいれば、合憲の憲法

学者もいるのです。したがって、それを、人の意見がこうあるじゃなくて、私は、それらの意見をいろいろ勉強した結果、私はこの意見にくみするということで、意見を出していくのが筋ではないかと。

政府も残念ながら、大方が、この47年の議論からいっているんですね。

野党はもちろん、47年にしがみついているんです。解釈がそこから余り動いてないんです。

実は、政府のほうは、多分に説明していますが、戦後から、憲法ができたときから、解釈運用は全部変わってきているんです。全部ということはないが、47年からずっと変わっているんです。

武器がない、占領下の時代。それから独立した、日米安保ができていたとき、それから新安安保条約ができたとき、ずっと変わっているんです、解釈が。それで、47年に、今、市長が述べられたような解釈で落ちついて、現在までできてますけれども、最初から憲法はそうであったんじゃないんです。

ということは、解釈運用で動いているんです。解釈運用はなぜ必要なのか。それは、ときの情勢が変化するから、柔軟に情勢に対応しなければ、安全保障は成り立たないから、そうなっているんですね。

例えば、反対している野党の皆さんも、変更しているでしょう、議論が。そう思いませんか。

自衛隊は憲法違反だと、そういう議論は、47年以前からあったんです。野党の人たち、今、何と言っていますか。自衛隊は合憲でしょう。変化しているでしょう。反対する側も。

したがって、そういう考え方ではなくて、私はこう思うということ、今から、ちょっと長くなりますが、述べていきますので、おつき合ください。

法を解釈する場合は、立法時の趣旨を読み取

ることが大切であることは、異論を持たないところでは、GHQ（ジェネラル・ヘッド・クォーター）の占領下で作成させられたものなんです。

児島 襄の「史録 日本国憲法」は、一級資料に値するぐらいの資料みたいな本なんですけれども、これによれば、作成は、松本烝治内務相が主担当であったようですけれども、それはマッカーサー元帥から、日本人が作ったと思わせなければ、憲法は長続きしないと、この指示に基づいて、日本人につくらせた格好をとったと言われています。

また、憲法作成に当たり、20年10月8日のGHQのアチソン顧問という方がおられて、この方が日本側の憲法作成の担当者に対して、ブリーフィングでは、立会文書は内閣に責任を負い、天皇に直接接近したり、入閣を拒否して組閣を阻止するような憲法に規定されない権利を与えないこと。

陸海軍大臣も、文民であること、と述べたとあります。すなわち、この段階、20年のこの段階のGHQのインテションは、日本に軍備を再建させようとしてたんです。

他方、占領軍の初期の対日政策では、日本が再び米国または世界の平和と安全の脅威とならぬようにすることにありました。

ちょうどこのころ、1945年秋に、国際連合ができたわけですけれども、今もある国連憲章、53条、107条、いわゆる日独伊に対する敵国条項です。これは今も残っています。

これが大きく対日政策に影響したことは、想像にかたくありません。その条項の趣旨は、第2次世界大戦中に連合国の敵国だった国が、戦争により確定した事項に反したり、ここが大切ですが、侵略政策を再現する行動を起こした場合は、国連や地域安全保障機構は、安保理の許可なくとも当該国に軍事的制裁を科すこ

とが容認される、という国際連合憲章が残っております。

要するに、ここで同じ時代に、相前後して国連ができて、それから日本国憲法ができたんですけれども、同じアメリカ主導でつくっていますので、侵略政策を再現する力は持たせない、そういう政策はとらせないというのが趣旨なんです。

これに最も近いのが、昭和21年、衆議院、6月でしたか、共産党議長の野坂参三さんの発言で、侵略戦争は正しくないが、自国を守るための戦争は正しい。侵略戦争の放棄とすべき。戦争の放棄という一般論じゃなくて、侵略戦争の放棄とすべき。まさに、ここの国連の敵国条項と全く同じ内容が、ここで述べられているわけですね。

また、時の総司令官でありますマッカーサー元帥は、昭和25年、日本が独立する1年半ほど前です。まだ日本は独立してませんが、そのときの年頭声明で、日本国憲法は、自衛権を否定したものではないと述べています。

ここでは、個別的とか集団的とかいう議論はないんです。憲法制定に大きく介入したGHQの意図を読み解くと、もともと個別的のみならず、集団的自衛権は存在しているのであり、現に1951年に締結され、52年に発行したサンフランシスコ平和条約、日本が独立のときに結んだ平和条約ですけれども、これによりますと、連合国としては、その第5条のC項にあります。

日本国が主権国として、国際連合憲章第51条に掲げる個別的、または集団的自衛権の固有の権利を有すること、及び日本国が集団的安全保障取り決めを自発的に締結することができることを承認すると。日本の独立に当たって、連合国側が書いた平和条約、それに日本も署名しているんです。調印しているんです。

1952年に発行になって、日本は独立しました。4月28日です。

こういうふうに、起案時の憲法の意図を、大きく携わった方々のインテションを読み解いていくと、もともと集团的自衛権も、我が国はあるというふうに解釈することは、十分にできます。

だから、昭和47年は、時の政府は、いろいろGDPの1%だとか、1%でいくんだとか、いうふうな政策をとっていますが、これは、軍備費にお金を投入すると、経済の破綻を来すというふうなことで、経済優先をして、復興を図った流れの延長線上にあるものと、私は解釈しています。

以上が、その憲法議論についての、私の所見です。

次に、抑止のパラドックスについて、議論したいんですが、市長は、現下の日本の抑止をどう見ておられますか。お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

戦後、我が国は、日本国憲法のもとに、国際平和を希求し、国際社会の中で、責任のある立場として、国際貢献を行ってまいりました。

一方、最近の国際情勢を見ますと、テロ集団による殺戮や、民族紛争に加えて、武力による一方的な現状変更を強硬に推進する国々など、我が国を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しております。

そうした中で、平和外交を基本としつつ、我が国に対する直接的な武力攻撃に対する抑止力として、自衛隊及び日米安全保障条約が役割を果たしていることも事実であろうと思っております。

現在、日本では、この二つの抑止力がバランスよく働いているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

抑止のパラドックスというのは、私が最初に知ったのは、ワインバーガー元米国防長官が述べたというふうに理解しておるんですけども、この意味は、抑止が効果を発揮すればするほど、その抑止の効果をもたらしている抑止力の価値が薄れる。存在価値が薄れるというんです。

我々、水と空気がなければ生きられません、余り意識しませんですね。水のありがたさ、空気のありがたさというのは、当たり前にあると思うんです。抑止力も当たり前働いていると。自衛力とか、日米安保によって、我が国の抑止が保たれているよということが見えなくなってきました。それが抑止のパラドックスということでありましょうけれども。

装備があつて、人がいればよいというものでもありません。装備品を十分に使いこなす技量が必要なんです。そのため、自衛官は厳しい訓練をしております。

私の同期は、20名がパイロットになりました。180名の同期の中で、20名がパイロットになりましたけれども、残念ながら、2名が天候の急変、及び飛行中の機材トラブルで殉職いたしました。

それぐらいの訓練の中で、鍛え上げた技量をもって抑止が成り立っているんです。

テレビで、憲法9条が抑止力という若き女性を拝見しましたけれども、国内法で抑止がきくならば、各国は軍事力は装備しないです。

そういう、非常に感情論で叫ぶような人たちがいるので、十分、よく精査しながら議論しないといけないと思います。

次に、国際秩序の流れについて、どういう認識に立っておられるでしょうかということで、まず先に、私のほうから、一般論を言いますが、

寛政の奇人、林子平の「海国兵談」、それから工藤平助の「赤蝦夷風説考」という本がございます。これは、寛政ですから、1800年前後ですね。江戸時代の寛政です。

日本で最も平和が続いたのは、この江戸時代でありましょうけれども、ちょうど200年近くなつたときのころの寛政年間。この2人が、このままでは日本は危ないという、警鐘を鳴らしたのがこの本なんです。

林子平は、時に長崎に赴き、オランダがもたらしてきた外国の情報等を精査し、勉強しながら、「海国兵談」を書きました。要するに、海の守りを固めなければいけない。アジアは、ほとんどが植民地になってきているよという警鐘です。

したがって、我が国は海洋国ですから、海の守りをしっかりしましょうということを、警鐘を鳴らしたのが林子平のこの海国兵談です。

江戸川の水はテムズに通づる。水に境がないんです。攻めてこようと思えば、そのまますっ飛んで来られるわけです。当時、海しか使えないからね、空はない。経空ということはありませんからね。

だから、蒙古の襲来みたいに、海の險に頼んで防備をおこたると、そのうち危なくなるぞというのがこれです。

それから、工藤平助の「赤蝦夷風説考」は、ラクスマンですかね、国後に訪れた。要するに、蝦夷地のほうに、ロシア人が攻めてくる。赤蝦夷というのは、ロシア人のことです。

したがって、まだ幕府がしっかりとした蝦夷地の統治の仕方を決めてないときに、警鐘を鳴らして、幕府としても、しっかりと蝦夷を抑えなければいけないということを、警鐘を鳴らした。

この2人に対して、幕府は、不安をあおりたてるといふことで、その本の出版を禁じました。

取り上げました。

しかし、皆さん御案内のとおり、その50年後には、日本は大転換期に入ったわけですね。

情勢をきちんと把握してないと、存在を危めることになりかねません。

感情論だけで、自分たちの周りのことだけじゃなくて、世界を見て、考えていかなければならないということです。

国際秩序というのは、日本の幕末ぐらいのころには、華夷秩序というのがありました。これは中国の皇帝の特化。徳を持って周りの国、夷狄といひますか、北狄東夷南蛮西戎ですかね、その周りを人間として見てないんですけれども、それを徳を持って感化して、治めていくというのが華夷秩序なんです。

日本は、大君外交体制、徳川は平和といひますか、平等の外交体制をとっておったんです。これは、オランダ、それから中国と琉球王国ですね。幕末のころは、薩摩がやや藩主的な立場に、個別的にはとってたんですけれども、江戸幕府としては、対等の関係であった。大君外交体制といひまして、平等の関係だったんです。

アヘン戦争が1840年、42年に起こりましたが、このアヘン戦争によって、華夷秩序は無残にも崩壊しました。

それから、大君外交体制は、1854年の和親条約によりまして、不平等条約を結ばれたことによって、対等の関係はもろくも崩れました。

残ったのが、ヨーロッパが持ち込んできたヨーロッパ国家系というものですが、この辺の、ヨーロッパ国家系についての御所見、どんなカテゴリーで成り立っているか、御理解されますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

山本議員から、かつての国際秩序、そういう形でいろいろな方策等について、説明をお聞き

をいたしましたけれども、ヨーロッパ国家系についてということでございますが、私は、理解いたしておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 山本英議員に申し上げます。発言は簡明にお願いいたしたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 御忠告、ありがとうございます。

よってたつところは、一番最初に、この安全保障のことを話すときに言いましたように、現在、非常に議論の分かれているところですので、市民の皆様にも、こういう意見もあるよというところで、今、私は述べようとしておるところでございました。

最後に、それはおきまして、ヨーロッパ国家系は、力の均衡、国家主権の観念、それから国際法の概念の三つで成り立っていますよということで、現状だけを、もう一度、認識し直しましょう、ということで述べさせてもらいます。

ロシアは、ブダペスト合意というものを無視したのは、6月に述べたとおりですが、もう一つ、それに対して、中国は都合のいいように、覇権主義的なコメントを出しておりました。

もう一つ、2012年の、中国、韓国、ロシアの東アジアにおける安全保障の協力会議において、外交部直属の中国国際問題研究所長の発言。日本の領土は、北海道、本州、四国、九州に限られており、北方領土、竹島、尖閣諸島に加え、沖縄も放棄すべきだと、公式に発言しておるんです。

したがって、政府がバランスをとろうとしている今回の集団的安全保障の、わずかな部分ですね。理性的な側面では無理でありますので、力の均衡を図って、抑止を効果あらしめねばならない現実の存在を認識した上で、政府は今回

の法案を出しているというふうに御理解ください。

それはもう、質問は抜きにいたしまして、次に、防災について移ってまいります。

指揮所の機器材等について、御質問します。

指揮所はどのような機器材等を装備するのでしょうか。

6月議会で、随契で整備するNTTデータのシステムの親局や応急電源装置等も必要でしょうから、指揮所は、相当高額なものになります。

それぞれの対応する、三つの指揮所で対応するというふうな格好になっておりますんですけども、それぞれに、そのような設備を整備するのでしょうか。

大きなものだけでは、コンピューターだとか、電源だけではなくて、状況表示板だとか、ナレーティングボードとか、しっかりとした、指揮所は指揮所、機能を維持するための装備品の細かいものまで入れたら、多々あるはずですよ。そんなものを持って動けるはずがないんです。

したがって、もっとよその、本部を設置しているところを研修されて、どんなところが、どういう機能を本部として、指揮所として維持しているんだろうかということをお勉強された上で、解決されたいかがだろうかというふうに思っております。

災害対策本部の重要な機能は二つありまして、一つは情報収集機能です。それから、指揮命令機能ですね。この二つが大きな流れになります。

皆さんそれぞれ、いろんなところに配置されると思いますが、余り私、見せてもらった、市のそれぞれの対策書物によりまして、俺はどこに行くんだというような感じで、思っておられる方が多いんじゃないかと思うんですよ。皆、すっきり御理解されてますかね。

もしかして、自分はどこに行くか、はっきり、簡潔明瞭に、先ほど私が簡潔明瞭に質問せよと

言われましたが、簡潔明瞭に、配置をしっかりと、職責を明らかにしていけないと、何をしていたいかわからなくなるというふうなことが、起り得る可能性があるということですが、そもそも現在の市役所の総員で、何直体制がとれますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まず、災害対策本部の設置を想定をしている市役所庁舎、防災センター、及び総合運動公園の3施設に、現在、整備しております株式会社NTTデータのシステムや、自家発電設備等の機材、これをどのように整備する予定なのかという質問であろうかと思えます。

まず、日本株式会社NTTデータの防災情報伝達システムにつきましては、防災センターにサーバーシステムを設置し、市役所本庁舎、防災センター、及び総合運動公園に設置するパソコン端末から、本サーバーにアクセスすることで、各種操作ができる設計となっておりますので、3施設それぞれにこのサーバーを整備する必要はございません。

次に、自家発電設備等の整備状況につきましても、風水害時には、市役所庁舎に災害対策本部を設置しているために、パソコンや衛星携帯電話等の機材は整備できておりますが、自家発電設備は未整備の状況であります。

また、L1クラスの南海トラフ地震発災後に、災害対策本部を設置する防災センターにつきましては、パソコンや衛星携帯電話、自家発電設備等が整備されております。

次に、最大想定でありますL2クラスの地震発生の場合には、総合運動公園に災害対策本部を設置することとなりますが、本施設には、今年度、県が幡多地域の防災拠点施設として整備する自家発電設備とあわせて、市でも太陽光発電設備の整備を進めているところでござい

ます。

なお、総合運動公園には、パソコンや衛星携帯電話等といった機材は、一定は整備しておりますが、今後さらに投光器等の必要な機材の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害対策本部の組織は細分化されているが、総員配備で、何直体制がとれるかとの質問でございます。

南海トラフ地震発災後は、被災状況によっては、速やかな職員参集が困難な場合や、全職員が参集できないといった事態も想定されますが、発災後の時間軸によって、2交代制、3交代制といった、できるだけ職員に負担がかからない交代制をとっていけるような体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

また、来年度、南海トラフ地震発災後の復旧活動を円滑に行うため、あらかじめ遺体安置所や瓦れきの一時保管場所等を決めていくための応急機能配置計画を策定する予定にしておりますので、本計画と、既に策定しております業務継続計画が両輪となり、発災後の迅速な災害対策本部の設置と、運営につながるよう、取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 多分、長期の体制になるかと思われまので、1週間ではばてしてしまうないように、しっかりとした直体制をとっていただければと思います。

東京都では、ちょっと直体制と離れますけれども、比較的被害の少ないと思われま立川の、元米軍跡地ですね。そこに防災センターを設置し、情報の収集に当たっております。

対策本部は、本庁舎の9階にそのまま設置されまして、防災センターからの情報をもとに指揮し、国や他県と調整するようにしているようであります。

そのように、本部というのは、防災のみならず、全般の指揮統制をするものでありますので、私は、庁舎に固定するのが望ましいと考えています。

この庁舎の脆弱性がいかなるものかはわかりませんが、私の個人的な所見は、そのほうがいいんじゃないかなというのが、個人的な所見です。ひとつ今後、御検討ください。

次に、河川・海岸堤防のかさ上げについて、質問させていただきます。

先般の住民説明会で、県土木のほうから説明を受けて、約2.4メートルの地盤沈下をする宿毛市街地の浸水対策等について、聞きました。

近隣の排水ポンプを総動員しましても、排水には約1週間かかるとの説明がございました。

避難タワーにのぼった人たちは、特殊ボートやヘリのホイストでの救出が必要となります。夜間は、多分、困難となることでありましょうから、数日間、いわば屋根の上で待機することになりはしないでしょうか。この点のシミュレーションができていますでしょうか。

また、ふだんは、大雨が降れば貯水池にもなりかねず、与市明川の水は、日々排水することにもなります。

そもそも2.4メートルの陥没の際は、地震と相まって、ライフラインはズタズタになり、相当、長期の復旧作業となることが予想されます。

発災前の予防措置としての堤防のかさ上げもさることながら、発災後には、最終的には埋め立てや、市役所庁舎を含めた地域の高台移転も、考慮することになるのではないのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

長期浸水が想定されている本市の被害想定の中で、避難ビルは孤立することが想定をされておりますが、そこへ避難した避難者の救出を、

どのように考えているのか、シミュレーションしているのかとの質問でございます。

昨年度、国、県、市で組織しました宿毛市長期浸水対策検討会の中でも、御指摘の点について、検討を行いました。

まず、潮位変動により、1日に数時間程度の水が引くエリアについては、徒歩避難または徒歩による救出を想定をしております。

一方、潮位変動によっても水が引かず、避難が困難とされている浸水深50センチメートル以上のエリアについては、議員御指摘のとおり、ボートやヘリコプターによる救出となりますが、現在、警察、消防署が所有するボートの数は、合わせて5艇のみでありまして、3日以内に救出するためには、50艇程度は必要という想定がされており、今後の課題となっております。

いずれの場合も、要医療支援者や、要配慮者の方々を、優先的に救出できるような体制をとってまいりたいと考えております。

なお、実践を想定した長期浸水訓練につきましても、昨年度は松田川、文殊橋での河川敷で、今年度は宿毛クリーンセンター西側におきまして、地元の自主防災組織等が参加する中、海上保安署や県警、消防署とともに実施しております。その中で、救出訓練などを行っているところでございます。

次に、発災後の復旧に際し、現地の埋立かさ上げや、高台への移設を考慮すべきではないかとの質問でございますが、このことは、事前復興と呼ばれるものであり、大規模災害の発生前に、災害が発生したことを想定し、事前に都市計画やまちづくり計画を立てていくことで、被害を最小限に抑え、かつ迅速な復興につながる措置として、大変重要な意味を持つものと認識をしております。今後、本市としましても、検討してまいりたいと考えております。

また、発災後、速やかな復旧、復興につなげ

るためには、市役所の持つ機能は不可欠でありますので、庁舎の建てかえ等については、今後、検討をしていかなければならない重要な案件であると考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 危機管理とは、予測される事態に対応する対策を講じまして、できるものから処置し、事態発生に、パニックになってうろたえることのないようにしておくことだろうと思います。

腹案を持つことは、変化にも臨機応変に措置をとりやすくします。災対本部、市役所が罹災し、機能不全になれば、宿毛市の迅速な復旧復興はおぼつかなくなります。事前復興の観点からも、指揮所の最適な場所はどこか、御検討をお願いいたします。

最後に、プレミアム商品券について、お尋ねいたします。

先般、6月議会では、完売とのことでしたが、消費拡大が期待される場所ですけれども、何%程度の消費拡大を期待されておりますでしょうか。

ところで、数名の方から、買えなかった、知らなかったという意見が、私のところに来ました。私も知らなかったので、答えようがなかったんですが。どういう手段で、市民の皆さんに周知されたのでしょうか。それから、独居老人とか、生活保護家庭への配慮等、福祉的配慮はありましたでしょうか。お尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市プレミアム付商品券についてでございます。

当該商品券は、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金と同額の補助金を、宿毛商工会議所を事業主体として、交付決定し、地元消費

の拡大、地域経済の活性化に資することを目的としております。

商品券は、宿毛市及び高知県の交付金を活用し、25%のプレミアム率を設定し、総販売額は、1億9,200万円、発行額面は2億4,000万円で販売をいたしました。

販売に当たり、1億9,200万円もの商品券を、果たして売り切ることができるのか。また、消費を促すという事業目的を達成することができるのかという懸念も大きかったために、事業主体であります宿毛商工会議所とも、慎重に協議を重ねた結果、本市としては、世帯や年齢による制限や、低所得世帯や、ひとり親世帯への上乘せといった、さまざまな条件を設けずに、一人当たり5万円までという上限のみ設けることにとどめました。

おかげをもちまして、心配をよそに、商品券は7月の使用開始までに完売となり、8月の段階で、1億4,200万円分、商品券全体の約6割が、既に消費されたと伺っております。

本事業につきましては、国から商品券使用に伴う消費拡大の効果等を検証するために、消費者及び店舗を対象としたアンケートを、12月末の商品券使用期限後に実施する予定となっており、現段階では、消費拡大の効果等を把握することはできておりません。

今回の取り組みは、福祉目的ではなく、消費拡大を目指し、近隣市町村及び商工会議所とも協議、連携する中で行ったものでありますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 所期の目的といいますが、第1目標は、十分に理解できる場所でございますが、7月の下旬に研修をさせていただきました雲南市は、宿毛より人口は2倍です。予算は3倍でした。ということは、1人当たり1.



5倍の予算を、市民1人当りに使える予算が1.5倍ありますよということですね。

我々は、それよりは格段に少ないわけなので、このような施策のときには、例えば、独居老人はどなたかに依頼したら買えたのでしょうか。その辺はよくわかりませんが、先ほど言ったような福祉の観点も含めて、総合的な効果が発揮できればいいなというふうに思っています。

こういう企画のときこそ、そういう精神を発揮しないと、我々は福祉、福祉といっても、先立つものは少ないので、十分な福祉がないので、こういうときを、利用できるものは利用しようというのが、私の考えで、提言でございます。

以上をもちまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時57分 延会

平成27年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成27年9月8日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田 美保 君
議事係長	柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖本 年 男 君
副 市 長	安澤 伸 一 君
企 画 課 長	出口 君 男 君
総 務 課 長	河原 敏 郎 君
危機管理課長	楠目 健 一 君
市 民 課 長	立田 ゆか 君
税 務 課 長	岩本 昌彦 君

會計管理者兼 會計課長	山下哲郎君
保健介護課長	和田克哉君
環境課長	児島厚臣君
人権推進課長	滝本節君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今回は、市立保育園の職員体制についてということで、御質問したいと思うんですが。

市役所には、現在、多数の臨時職員が勤務しておられるわけですが、どうも特殊な資格を有する方々が、なかなか応募してくれないということで、給料を初めとする基準が低過ぎるのではないのかと、そういう指摘が、当議会の委員会などでも話題となってきました。

臨時職員全体ということになると、なかなか、それぞれ事情の違いもある中で、質問が煩雑になり過ぎるおそれがありますので、そのために、今回は市立保育園の臨時職員に特定する形で質問したいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず、通告書にあります、1番の、職員体制の現状についてお尋ねいたしますが、市立保育園の職員体制の現状ということで、現在、どれだけ職員さんがいて、正規職員と臨時職員の比率はどうなっているのか。

ここ数年、どのように変化してきたのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

8番、山戸議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、ことしの4月現在、保育士の正規職員は56名、臨時的任用職員は19名となっています。ここ数年は、園児数については、減少してきておりますが、正規職員については、55

名前後、臨時的任用職員については、20名前後で推移をしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの市長の答弁の中で、臨時的任用職員について、19名というお話でしたが、この中には、臨時保育士の方と、保育補助員という位置づけになっておられるとおられると思うんですが、その点どうなっているか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） この答弁につきましては、総務課長のほうから答えさせます。よろしくをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、山戸議員の御質問にお答えします。

臨時保育士としての職員が16名、補助員が3名、計19名となっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 臨時職員というのは、私どもの素朴な考え方では、産休であったり、育休であったり、あるいは病気などで正規の職員が休暇をとる際の補充というか、あくまで正規の職員の一時的な欠員を補充するために採用されるものだと、そんなふうに思っていたのですが、今の質問に対する答弁からすると、どうもそれだけではないように思われます。

市立保育園の職員に、臨時職員を必要とする、その理由について、どうも私などが思い描くこととは、また別の事情があるように思われるわけですが、その点について、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

園児の年齢別の入所者数や、加配保育士を必要とする、園児数が確定できないこと。また、

今後の園児の減少や、保育園の統合を考慮する中で、正規職員の新規採用については、控えていることもあり、配置基準の確保のため、臨時的任用職員の雇用が必要となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 臨時職員の方々の職務並びに職務内容、勤務内容について、正規の職員とどんな違いがあるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

正規職員と臨時的任用職員の職責については、多少、違いがありますが、職務及び勤務内容については、ほぼ同様でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 先ほどの御答弁によれば、臨時保育士16名、それから保育補助員3名ということでしたが、この保育補助員というのは、保育士の資格を持っていない方々、つまり有資格者による人数の確保ができないためにとられた措置だと、そんなふうにお聞きしています。

保育士の有資格者で、しかも職員と実質、全く変わりのない職務を遂行できるだけの人材を、毎年、相当な数を確保しなくちゃならない。となると、なかなか大変なことだろうと思うのですが、保育の現場では、どのような形で、そのような臨時の保育士さんの確保をなさっておられるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

臨時的任用職員の確保につきましては、通年、ハローワークでの公募や、宿毛市のホームページ等も活用して、募集しています。

また、園長や保育士による有資格者の情報共

有や、声かけ等により、確保をしているところ  
です。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 毎年毎年、次から次へと、新しい方が、臨時の保育士として応募してくださるとは限らない。やっぱり経験のある方が契約を更新する形で、採用されることになるんだろうと思うのですが、現在、どれくらいの方が、そういう契約更新を行って、勤務なさっておられるものか。

臨時保育士の経験者の数と、契約の更新回数といえますか、通算の年数。多い方では、既に25年以上という話も聞いているのですが、実際、どれだけの方が、長期にわたって、毎年度ごとの更新に応じてくださっているものなのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

臨時的任用職員の通算勤務年数についてはさまざまで、20年程度の職員が少数おり、その他は、6カ月から6年程度の職員が多数を占めております。

長期にわたっての詳細な数等については、把握しておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今まで、現場についてお聞きしましたので、これからは2番の制度的に見た臨時職員の現状についてということで、お尋ねしていきます。

宿毛市例規集で、臨時職員採用に関する規定を探したんですが、私の不勉強のせいもあって、見つけることができませんでした。

今回は、市立保育園の職員に限定して質問を行っていますので、その点に限ってお尋ねしたいのですが、この臨時職員採用に関する規定と

どうか、基準は、どのような根拠に立脚して行われているのか。

地方公務員法3条3項3号か、同法の22条によるものか、あるいはそれ以外に何かあるのか、その点についてお教え願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

臨時的任用職員につきましては、議員御指摘の、質問されました地方公務員法第22条の規定によるものです。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 地方公務員法第22条では、第5項に、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないとなっていて、現行の事例とは矛盾があります。

しかし、いろいろ改正もあつてのことでしょうから、この点については、これ以上、触れません。

当宿毛市における臨時職員としての契約期間は、その必要とする理由によって、長短あるかどうかと思うのですが、最長、どれだけとなっているのか。また、その規則によって制限されている最長契約期間、つまり1年以内ですか、そういう契約期間設定で採用され、勤務なさっておられる方が、どれくらいいらっしゃるのか。

また、臨時職員に占める割合は、どの程度にのぼるものなのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

育児休業者の代替として採用される臨時的任用職員については、1年を超えた期間の方もいますが、それ以外の臨時的任用職員については、最長1年以内となっております。

全ての臨時的任用職員が1年以内の雇用としており、現状では、全員、1年の雇用を見込んでおります。全員です。

お答えいたします。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） わかりました。では、現在、当市の市立保育園における臨時職員の職務内容、給与、賞与等の基準は、どのように設定されておられるものか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

職責については、違いもありますが、職務内容については、正規職員とほぼ同様です。

給与につきましては、日額7,400円となっております。特別賃金につきましては、支給基準日、これは6月1日と12月1日でございますが、以前の在職期間によって設定しており、6カ月以上では12日分、4カ月以上6カ月未満では8日分、2カ月以上4カ月未満では4日分を支給しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これは、ちょっと毛色の違う質問になりますが、保育を担当する正規の職員としての採用試験に際しては、当然、臨時職員としての勤務経験は、採用に際して評価の対象には入らない。つまり、優先権は与えられないと、そのように地方自治法にも規定されています。

しかし、採用試験に合格し、正規の保育園職員として採用されたそのときには、やはり臨時職員として、保育園で勤務したそのことが、当初の出発点となる給与の基準などの面で、評価されたという方がいるかと思うと、いや、そういうことは一切ないと、否定される方がいます。

この点、誤解をただす意味でお尋ねしますが、仮に同年齢で採用された場合には、それまで臨

時保育士として勤務した経験のある方も、家事手伝いをしていらっしゃる方も、出発点となる待遇というか、処遇は同じか違うのか、その点どうかお教え願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国家公務員や地方公務員等に在籍経験がある場合、臨時的任用職員としての経験年数、換算率の10割が調整されます。

そのため、初任給は経歴の種類によって、経験年数が調整されますので、職歴によって、初任給の処遇に違いが出てきます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 職員に採用されれば、臨時的任用職員としての経験年数が、初任給に反映される。ということは、やはり臨時職員としての経験年数が評価の対象となっておる。

しかし、臨時職員を続ける限りは、その経験年数は全く評価されることがない。だから、何年、臨時職員として勤務している人も、初めて勤務する人も、同じ日額の給与にしかならない。

この点、臨時職員に関しても、その経験を評価することにはならないものか、その点お尋ねいたします。

やっぱり、法的にできないとしたものでしょうか。よろしく願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

臨時的任用職員の経験年数による調整を、給与に反映する場合、保育士にとどまらず、全ての職種への適用について、考慮する必要があるもので、現状では実施に至っておりません。

法的にできないといったことはありませんが、現在の厳しい財政状況を考慮した場合、直ちに導入することは困難でありますので、導入については、今後、慎重に検討をしてまいりたいと

考えております。

終わります。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 続いて、3番目の、今後の職員体制についてという部分に入ります。

今後の職員体制をどのように予測、想定なさっておられるものなのか。将来、予測される保育所職員の人数について、お尋ねいたします。

また、今後、近年中には、臨時職員を必要としない体制で進めることが可能なのか、あるいは、依然として臨時職員を必要とすることになるのか、その点についてもお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

職員体制の予測についてですが、国立社会保障人口問題研究所の宿毛市の将来予測に基づき試算した結果、平成27年度の就学前児童数が914人であり、平成52年度には、464人と、今後の25年間で約半数余りに減少する見込みとなっています。

社会状況の変化や、人口減少に対する地方創生総合戦略等による行政の取り組みも検討されており、これらの予測が、どれだけのものになるのか、予測し切れない部分もありますが、人口減少は避けられない現実です。

このため、就学前児童数の減少とともに、保育園数の統廃合が大きな行政課題であります。これまでも、1小学校区に1保育園を基本に、統廃合に取り組んでまいりましたが、現時点で決定しているのは、新小筑紫保育園の高台移転に伴うみなみ保育園の統合であります。

職員体制については、これら保育園の統廃合の進展や、退職者の動向、園児の年齢構成や年度途中の入所等、不確定な要因による影響を受けるために、現時点において、具体的な将来職員数をお示しすることはできませんが、臨時保育士の雇用は、これまで同様に必要であると考

えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これまで、長々と、ちょっと担当課に当たれば済むようなことを、るるお尋ねしてまいりましたが、これからが今回の質問の本論ということになります。

状況を御理解いただくために、なるべく簡潔にとは思うのですが、私からの説明が少し長くなる可能性があることをお断りして、質問を続けたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

先日、保育園の臨時職員の方に声をかけて、市立保育園の現状について知りたいので、少し話を聞かせてもらえないかと、相談しました。

そうして、あれこれお聞きする中で、愕然としたことがあって、今回のこの一般質問ということになったんですが。

これまでお聞きした、市長からの答弁を参考にしながら、質問を行います。

まず、現在の臨時職員の最長契約期間は、1年以内ということで、4月2日から翌年の3月31日まで。つまり、1年365日の中の364日間となっています。この契約で勤務している臨時職員の方々の賞与は、年に何回、幾ら支給されることになっていますか。それは、いかなる根拠に基づいて、そのような算定になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

臨時的任用職員の特別賃金については、内規に基づき、算定しております。

4月1日から翌年の3月31日の期間を雇用した場合、近隣市町村との均衡を考え、年に2回、支給しており、支給額については、先ほど、答弁したとおりです。

議員御質問の4月2日から雇用した場合では、

6月の基準日時点では、2カ月未満の勤務日数となり、6月の特別賃金については、支給しておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの答弁では、4月1日から翌年の3月31日の期間を雇用した場合、近隣市町村との均衡を考え、年に2回支給している。しかし、4月2日からの契約だから、年に1回。この1日の違いというのは、どうして発生するのか。

どうも、賞与を出したくないために、そうしているとしたとれないのですが、御説明願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

4月に雇用契約を行う場合、9月30日までの契約をし、さらに10月1日に6カ月延長の更新をしています。

本来、次年度の雇用は想定していないため、3月31日までの雇用をお願いをしています。

保育園につきましては、卒園式後も、入園式までの間、保育業務を実施していることから、結果として、再度、同じ方を雇用する場合、地方公務員法の規定に基づき、1年以上の雇用とならないよう、1日をあけた4月2日から雇用しているところです。

決して、議員が御指摘される6月の特別賃金を支給しないことを目的としているものではないでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 臨時職員の中には、先ほどお尋ねしたように、何回も、連年の再契約を繰り返して勤務してくださっている方がいる。勤務内容が、正規職員と全く同じであるにもかかわらず、この方々は、年のうちたった1日足



りないために、何年何回、再契約を繰り返しても、一切、夏の賞与はもらえない。

6月の特別賃金を支給しないことを目的としているわけじゃない、との御答弁でしたが、結果的に、そうなっているではありませんか。

1年間働いても、1日不足するだけで、それだけで冬、12日分、手取りで7万円程度の賞与しかもらえないという現実について。

そうして、先ほど、御答弁にあった、基準日という観点から、12月、1月、2月、3月の4カ月分、4月、5月の1カ月分、1カ月と29日分。賞与という点では、全くのただ働きにされている、私にはそう思います。

市長、こういうのを、何と言うか御存じか。ほかの人ならいざ知らず、あなたなら御存じのはずです。何と言うか。かわりに私が言いますわ、搾取と申します。

あなた、この点について、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

保育園の臨時的任用職員の雇用形態につきましては、先ほど、答弁したような内容となっておりますが、現時点におきましては、4月1日に雇用していないために、6月の特別賃金を支給できておりませんが、議員御指摘もございましたような状況の中で、今後、保育現場と、再度協議をする中で、雇用形態や改善点について、真剣に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 先ほど、私は臨時職員の方にお話をお聞きしたと申しましたが、正規の職員と同じように働きながらも、年間に市から支払っていただく給与の総額は、大体、180万円ぐらいで、手取りは110万円程度になると。日給月給なので、出勤日数は多くて23

日、正月などの休みが多い時期には、15日程度にしかならないので、手取りだと8万円ぐらいになってしまう。生活が大変であるということでした。

今、とにかく騒がれているワーキングプアの問題が、地方自治体にまで及んでいるという指摘がなされています。市長はその点をどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

答弁のために、前段から説明申し上げますが、近隣市町村の賃金の状況は、四万十市、宿毛市、三原村が7,400円、土佐清水市が7,200円、大月町が7,100円となっております。

賞与については、四万十市が勤務日数に応じ、最高約1カ月分、土佐清水市が6カ月勤務の場合、1カ月分と、宿毛市より雇用条件がよいといった状況であります。

また、大月町と三原村が勤務日数に応じ、3万円、5万円となっております。

また、県内他市の把握できている状況では、雇用期間を最長11カ月としているところや、賞与がないところもございます。

市町村ごとに差が見られますが、宿毛市の臨時保育士の場合が、特に給与体系が厳しいという認識は持っておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 法律上の規制があるとはいえ、毎年、契約を更新し、しかも13年以上とか、長い人では、20年、25年と、臨時職員を続けている。

この方々、臨時の、今現在では、年間364日となっているこの契約を、何十年重ねたところで、退職金がびた一文出る当てもありません。

私が、これらの方々のお話をお聞きする中で、一番びっくりし、愕然としたことは、臨時職員

のおかれている金銭的な待遇もさることながら、生活が大変であるし、待遇の改善を何とか図ってもらえるように、議員に働きかけてもらいたい気持ちはある。けれども、もし、私が今の境遇に不満を抱いているということが知られたら、次の契約をしてもらえなくなるのではないか。それを思うと、あまりと、言葉を濁した。そういう方がいたことです。

私はびっくりしました。自分たちの直面している問題について、説明した。そうして、そのことが議会での質問につながった。それを理由に、報復的なことがなされたとしたら、それは大きな問題なのであって、少なくとも、宿毛市は、あなたが想定しているような、一昔も二昔も前の、ひょっとすると大昔、あるいは、今現在も、悪質な民間事業でなされていると聞く、組合などの組織を持たない、弱い立場であることをいいことにして、労働者に対する雇用の断絶などといった形での報復をちらつかせながら、口封じをし、劣悪な境遇のまま、こき使う、そんな事業体ではない。そのことだけは信用してほしいと、私は説明するしかありませんでした。

この方々、契約の切れる3月が近くなると、来年もまた雇ってもらえるのだろうか。これまで、保育園一筋でやってきて、今さらほかの仕事といっても、そう簡単にはいかない、そんな不安に、毎年、毎年おびえながら、園長先生からの評価が気になって仕方がないと、そんな話もお聞きしました。

臨時職員とはいっても、正規の職員に比べると、契約対象となっている期間が1年に1日足りないとはいっても、やっていることは、正規の職員と同じように、クラスも受け持ち、サービス残業にもつき合っている保育現場のベテランですよ。

こんな方々が、初めて臨時に採用され、保育園で勤務する方と、全く同額の日給月給である

上に、毎年の契約についても不安を抱えて、困惑する。市長、この現実をどうお考えですか。何とかするべきではありませんか。

もしも、それが改善できないとすれば、何が原因なんですか。毎年、毎年の契約更改ではなしに、一定期間継続して、夏、冬のボーナスもちゃんと支給できるし、日給月給ではなしの、もっと安定した雇用形態をとる方法はないですか。その点、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

安定した雇用形態をとる方法はないかと、この質問でございますが、全国の自治体では、構造改革区域を設定をし、特区の認定を受けることにより、保育業務の臨時的任用職員の任用期間を、最長3年間に延長することで、保育士を安定的に配置できる取り組みを行っている自治体もあります。

宿毛市においても、保育士の確保は非常に重要だと考えておりますので、こうした構造改革特区に該当するかどうかも踏まえて、今後、調査研究してまいりたいと思っております。

重ねて答弁いたしますけれども、臨時の職員の皆さんが、御提言や御意見をいただいた、そういうことに対して、報復的な対応をとる、そういうことは全くありません。そのことについては、信用していただきたい、このように思っています。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ここに、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、最終改正平成24年6月27日法律第42号という文書があります。

また、それに関連して、総務省自治行政局公務員部長の名で、平成26年7月4日付で出された「臨時非常勤職員の任用等について」とい

う文書があります。その後、総務省の文書の中から、今回の質問に関連する部分を抜粋して読み上げます。

任期付職員制度は、各地方公共団体の行政運営において、最適と考える任用勤務形態の人員構成を実現するための手段の一つであり、本格的業務に従事するものとして位置づけられ、相応の給与や休暇等の勤務条件が適用されるほか、3年ないし5年以内という、複数年の任期を設定できる制度です。

総務省としても、現行制度の効果的な運用等の事例を初めとした、必要な情報の提供や、検討を、引き続き行ってまいりますので、各地方公共団体におかれましても、臨時非常勤職員にかえて、任期付職員を任用するなど、制度のさらなる活用について、検討をお願いいたします。と、このように書かれています。この文書。

別に、先ほど言われた、「構造改革特区」などという、ただし書きなどなしに、宛先は、各都道府県知事、各指定都市市長、各人事委員会委員長殿となっていますが、今、読み上げました文書に引き続いて、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨、周知いただきますよう、お願いいたします。となっています。

また、同文書に附随する別紙において、先ほど申し上げました1の部分の、臨時非常勤職員の任用等についてに引き継ぐ、2の任期的職員の任用等についてという部分では、現在、臨時非常勤職員制度により対応している、具体的な任用事例について、本格的な業務に従事することができ、かつ複数年にわたる任期設定が可能である場合には、任期付職員制度の積極的な活用について、検討されたいと、このように、臨時職員から任期付職員への転換を促すような内容となっています。

さらに、同文書においては、再度の任用につ

いてという部分があり、臨時非常勤職員の再度の任用の場合と同様に、任期付職員として任用されていたものが、任期終了後、改めて適切な募集を行い、競争試験、または選考による能力の実証を経た上で、結果として、再度、同一の職に任用されることは妨げられないとも記されています。

当宿毛市においても、平成27年3月23日付条例第2号として、宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例という形で、一部については、反映されたものとなっていることは御承知のとおりですが、この制度、市立保育園の臨時職員に関しても、適用できる部分はあります。その点、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 御質問の答弁に対しまして、詳しく、また細かく答弁する必要がありますので、担当課の総務課長に答弁をさせます。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、山戸議員の御質問にお答えします。

任期付の採用については、議員がおっしゃられるように、宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例で規定をしており、採用できる場合は、次の6項目となっております。御説明をさせていただきます。

1点目が、専門的な知識、経験を有する職員の育成に、相当の時間を要するため、職員の部内で確保することが、一定の期間、困難である場合。

2点目が、専門的な知識、経験が急速に進歩する技術にかかるもので、有効に活用することができる期間が、一定の期間に限られる場合。

3点目が、当該専門的な知識、経験を有する職員を、一定の期間、他の業務に従事させる必要があるため、職員を部内で確保することが、一定の期間、困難である場合。

4点目が、当該業務が、公務外における実務の経験を通じて得られる、最新の専門的な知識、経験を必要とするものであることにより、有効に活用することができる期間が、一定の期間に限られる場合。

それから、5点目が、一定の期間内に終了することが見込まれる業務。

最後、6点目が、一定の期間内に限り、業務量の増加が見込まれる業務としており、いずれも必要とする、具体的な期間、目的を明らかにできなければ、任期付職員として雇用するのは、現時点では、適用が難しいものと考えております。

また、臨時的任用職員の場合、現状では、地方公務員法の制約により、1年以上の連続した雇用はできませんが、より質の高い人材を集め、保育サービスを充実していくためにも、雇用条件を見直していくことは課題であるという認識は、議員御指摘のとおり、同様でございます。

県内市町村の動向はもちろんでありますが、先進的な取り組みを取り入れている市町村について、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの御答弁には、ちょっと驚きました。保育士の事例が、6項目にわたってお述べいただいた事項の、どれにも該当しない。そんなはずはございませんがね。私には納得がいきません。どうしてそういうことになるのか。

しかし、ここでそのことを争うつもりはありません。

先ほど、私は、総務省の平成26年7月4日付の文書を引用した中で、総務省としても、現行制度の効果的な運用等の事例を初めとした、必要な情報の提供や、検討を引き続き行ってま

いりますので、と読み上げさせていただきましたが、総務省は、やはり、その文書の言葉どおり、同年12月付で、任期付職員制度活用事例集という文書を出しています。

これ、宿毛市には来ていませんか。御存じなければ、少し御説明いたします。

任期付職員の主な活用事例として、IT関係、一般事務等から始まって、文化財保護、その他まで11項目ある中で、9番目、福祉関係のその中に、保育士という項目が含まれています。大阪市、枚方市、会津若松市、六ヶ所村、半田市、鳥取市、真庭市と、七つの事例が報告されていますが、大阪市では127人、枚方市、93人、六ヶ所村、人口1万972人の六ヶ所村で、保育士20人。半田市は、保育士、幼稚園教諭147人と、保育補助31人。鳥取市、77人、真庭市、84人等々です。

既に、臨時職員から任期付職員へと、転換した実例が紹介されているではありませんか。

現時点で適用が難しいと、六つの項目をお答えいただきましたが、これらの市や村では、既に実施しているのですよ。

現状では、地方公務員法の制約により、1年以上の連続した雇用はできませんとの御答弁にもかかわらず、総務省では、臨時職員から、3年から5年の任期付職員への切りかえを、さっき引用いたしましたように、推奨している。

そして、その実例まで、ちゃんと紹介しています。より質の高い人材を集め、保育サービスを充実していくためにも、雇用条件を見直していくことは、課題であるという認識は同様でありますとの御答弁、すぐにでもその研究に取りかかっていただきたい。

その点、市長の再度の御答弁をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

議員御指摘の、任期付職員制度の活用事例集、その事例の中における保育士の任期付職員については、民間委託や、保育園の統合を見据え、雇用しているために、6項目中の5としてあります。一定の期間内に終了することが見込まれる業務と、六つ目の一定の期間内に限り、業務量の増加が見込まれる業務の部分に該当するものと考えております。

こちらにつきましては、平成26年8月に、臨時非常勤職員及び任期付職員の任用に関する質疑応答集の中でも、業務の終期を確定していくことや、業務量の変動予測に基づき、体制強化の終期や、体制の見直しの時期を、あらかじめ決めておくなども工夫することなどにより、とございます。

宿毛市では、民間委託や、保育園の統合への具体的な時期や、その終期の見通しが、現時点において、新小筑紫保育園以外には確定していないために、現状では、本制度の適用は難しい、このように考えております。

しかしながら、先ほども答弁いたしましたように、今後、保育園現場との協議を深めていく中で、よりよい雇用形態について、真剣に検討をしてまいりたい、このように考えております。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今の活用事例と、質疑応答集に関する御答弁、民間委託や保育園の統合を見据えた、雇用ということが必須条件であるかのようにおっしゃいますが、確かに大阪市、枚方市、会津若松市の例には、一部の保育所の民営化や、統合の記述があります。

しかし、全てが全て、そうでなくてはならないということにはなっていない。

例えば、真庭市、臨時非常勤職員で任用してきた職のうち、本来、臨時的任用職員では対応できない業務や、資格を必要とされる職種等で、

1年を超えて必要とされる職について、4条、任期付職員や任期付短時間勤務職員の職として転換したとなっています。

この4条というのは、先に御紹介した最終改正、平成24年6月27日法律第42号の第4条のことです。

最新の市の広報に、千寿園の任期付職員の募集の記事、載っていました。千寿園は、確かに民間への移行が想定されている事例ですので、御答弁のとおり、問題ないとして、この募集、根拠となる条例は、今のところ、それ以外にはありませんので、先ほど、市長の御答弁にもありました、宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例ということになるのでしょうか、この条例、千寿園の職員には、そのままでは適用できない部分がある。その部分をどうするか、議会での説明は一切なされておられません。

第7条3項、一読して理解できる人は、まずいませんよ。私は、5回読んでもわからなかった。だから、理解するのはあきらめました。

この件については、今回の一般質問では通告いたしておきませんので、答弁は要りません。委員会の場で詳しくお尋ねいたしたいと思しますので、どうかよろしく願いいたします。

臨時雇用や派遣社員の問題は、これからますます大きな課題となってくることが予想されます。

自治体内部のワーキングプアという新たな視点についても、観点についても、今後はより厳しい視線で吟味されることとなってくるでしょう。

当市においても、苦しい財政状況とはいえ、真剣に御検討くださる中で、積極的な改善に向けて、お取り組みくださることをお願いします。

私の一般質問はこれで終わるんですが、市長、何かございましたら、ございませんか。

もし、何かございましたらですけれども。

では、これで私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

-----

午前11時06分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） こんにちは。2番、川村三千代です。2度目の発言席、質問の場となりました。なかなか緊張というものほぐれないものですが、今回も頑張って質問いたしますので、よろしく願いいたします。

今回、私は、大きく三つの項目に分けて、御質問を申し上げます。

まず、一番初めは、太陽光発電システムについてでございます。2011年3月11日の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故によりまして、原子力発電への安全性が崩れ、そしてまた、その危険性が強く叫ばれることとなりました。

そういった中で、自然エネルギー、再生エネルギーに関する、非常に興味、関心が高まりまして、国としても、それを推進してまいりました。

特に、2012年7月1日から、経済産業省が再生可能エネルギーによる発電電力の固定価格買取制度を導入いたしまして、それにより、収益可能な事業として、多くの自治体、そしてまた、企業が積極的に取り組んでまいりました。

一般の御家庭の屋根ですとか屋上ですとか、そういったところに太陽光発電のパネルを取りつけているところも、多く見受けられますが、最近では、耕作放棄地や遊休地といった、日当

りのいい空き地に多くの太陽光発電システム、設置をされているのを見受けられるようになりました。

一般の御家庭は別といたしまして、あのような空き地、丘陵地に宿毛市内、どのような数、どのような場所に、どのような規模で設置をされているのか、その現状を、市としては把握なさっておられるのでしょうか、市長、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 2番、川村議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛市におきましても、太陽光発電に係る施設が増加している、このことは承知をしておりますけれども、太陽光発電システムは、市町村に対する許認可や、届け出の義務が発生いたしませんので、設置者や設置個所、または設置の数等につきまして、詳細なことについては、把握はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） もちろん、私有地の活用のことですし、そういった状況の中、市として、十分な把握ができていないことは理解ができます。

ただ、太陽光発電システムというのは、明確な設置基準もないままに、どんどんと設置が進んでいるという現状がございます。

先月の8月の台風15号の襲来の折にも、高知市内では、太陽光発電パネルの倒壊というような事故も起こっております。

そしてまた、宿毛市内にお住まいの方でも、地域の方に、十分な説明がないままに、近くの空き地に太陽光発電システムが設置をされるようになって、何か戸惑いですとか、不安のようなものを訴える方もいらっしゃいます。

今、本当に、台風はもちろんですし、突風や

竜巻といったような自然災害も多く発生しております。

そういった観点からも、やはり市として、ある一定の状況把握は必要ではないかと思われまますので、またこの点を、今後取り組んでいただければと思います。

そして、太陽光発電システムに関しましては、報道等でも御存じのように、近隣の土佐清水市においても、非常に反対運動が起こるなど、問題になっております。

土佐清水市の美しい大岐の浜の景観を乱すとか、また非常に大きな、大規模太陽光発電所、メガソーラーというものですから、その造成に当たりまして、地域の住民の皆様の暮らしにさまざまな悪影響を及ぼすということで、反対運動が起こり、土佐清水市としても、その対応に苦慮しているところでございます。

法的整備が十分に行き届いていないまま進んでいる、この太陽光発電システムでございますので、一つの市として取り組んでいくには、なかなか法的拘束力もないということで、苦慮している面もございますが、近隣の市で、このような問題が起こっております。けさの新聞では、四万十市でも、やはり環境保全に非常に配慮がなされていない太陽光発電システムの設置に関して、何らかの制定、制限を設けようと、いろいろ各市町村動いております。

宿毛市としても、この問題に関しまして、何か取り組み、対応は考えていらっしゃいますでしょうか、お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

土佐清水市のような問題が起こった場合の対応についてということでございますが、太陽光発電所設置に関する法規制がない状況の中で、大規模な開発計画が進行し、自然破壊を懸念した地元住民が中心となり、反対署名活動を行っ

て、県や市に建設中止を訴えている問題だと、このように認識はいたしております。

今回の土佐清水市の問題について、具体的なところは把握はしておりませんが、通常、こういった計画がなされる場合は、森林であれば林地開発、都市計画区域内であれば都市開発、農地であれば農地法、あるいは農振法などによる許認可の制度が適用され、各法に基づき、適正な運用が図られてきているものと、このように考えております。

しかしながら、こういった開発行為は、法規制の範囲内であっても、周辺環境と調和のとれた土地利用が必要と考えております。

今後、宿毛市において、同様の案件が生じた場合には、どのような対応が図れるのか、その時点で検討してまいりたい、このように考えております。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 太陽光発電システムにつきましては、本当に太陽光バブルという言葉も生まれるほど、本当に急激に進んでまいりました。

自然に優しいエネルギー、環境に優しいエネルギーという名のもと、環境保全、またそういったものに配慮がないままに進んでいる側面もあります。また、自然に優しいとは言いながらも、設置のために森林を伐採するなど、明らかに自然破壊を起こしているような、明らかに乱開発というような、現状が進んでおります。

また、この太陽光発電システム、20年後、30年後には、大量の産業廃棄物となるのではないか。子や孫に、負の遺産を残すことになるのではないかと危惧していらっしゃる方も、たくさんいらっしゃいます。

市としても、そういった問題が本当に表面化する前に、さまざまに取り組み、何とかガイドラインを設けるなり、明文化をすることにより、

たとえ法的拘束力がなくても、宿毛市として、毅然とした態度を示すことが、ある一定の抑止力にもなろうと思えますし、注意喚起にもつながってまいりたいと思えます。

どうか、今後の取り組みを期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

そして、続いての質問ですが、これは若干、これまでとは視点が変わってまいりますが、同じく太陽光発電システムということで、御質問をさせていただきます。

平田にあります西南中核工業団地内にも、この太陽光発電パネル、取りつけてある土地がございます。工業団地というのは、当初の目的といたしましては、雇用の創出、ひいては、若者の定着、定住、地域の発展、そして活性化に寄与するという目的でつくられた団地でございます。

太陽光発電システムのメリットの一つといたしましては、設置後、余りメンテナンスの必要がないということがございます。メンテナンスの必要がないということは、つまり、雇創出することが少ないということにもなりますし、ひいては、地域の経済活動への貢献度は低いということになってまいります。

この西南地域工業団地内の太陽光発電システムの設置について、市としては、どのようにお考えなのか。ひいては、今後の西南中核工業団地の将来、市としてはどのようにお考えなのかをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

西南中核工業団地内の太陽光システムの設置についてでございます。

高知西南中核工業団地内における太陽光発電事業につきましては、主たる事業を行っている企業が、同じ敷地内の遊休地を活用して、太陽光発電を行うことは、法的に認可されています

が、1区画で太陽光発電事業のみを行う場合は、農村地域工業等導入促進法の規定に基づき、高知県が定めた宿毛市平田地区、西南中核工業団地のことですがけれども、係る農村地域工業導入実施計画の中で、導入すべき対象業種に含まれておりません。

現在、太陽光発電事業のみを、工業団地内で行っている事業者は2社あり、この設置業者に対しては、事業施工前に、高知県企業立地課とともに、対象業種に含まれていない事業であることの指導を行っております。

しかしながら、農村地域工業等導入促進法では、法律に違反した場合の罰則規定が記載されておらず、また都市計画法に基づく用途地域指定の制限にもかからないこと等により、現状では、この2社の操業を制限する手だてがない状況であります。

高知西南中間工業団地の造成の目的は、御指摘のように、幡多地域の雇用の場の創出であり、このような雇用を生まない太陽光発電事業の進出は、当初の目的とは大きく違い、大変遺憾に思っております。

本市といたしましても、今後、どのような対策が可能か、県とともに研究してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 西南中核工業団地、本当に宿毛市とさまざまな御縁があり、また積極的な誘致活動によりまして、県内外の多くの企業が進出をしてくださいました。

その後、バブルの崩壊等、長引く景気の低迷もございまして、撤退した企業もある中、そのような中でも、この地理的条件の厳しい宿毛市にとどまって、操業を続けていらっしゃる企業の方がいらっしゃいます。

本当に、そのような方々にとりましては、太



陽光発電システム、ある意味、裏切られたような思い、やる気をそがれるような思いで見詰めていらっしゃる方も多いと思います。

そしてまた、地域の住民にいたしましても、西南中核工業団地の将来、未来について、不安視する声もあがっております。

市としても、また積極的にその辺を取り組んでいただきたいと思います。

あいている土地、それを有効活用することはもちろん必要ですけれども、未来へつながる、発展性のある土地活用を、どうかよろしく願いをいたします。

本当に太陽光発電、まだまだ発展途上の事業でございます。プラス面ばかりが強調されまして、推進された事業でございますが、プラス面はもちろん、マイナス面にも目を配りながら、進めていかなければならない事業だと思っておりますので、宿毛市としても、その辺、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

以上で、太陽光発電に関する質問は終わらせていただきます。

2番目の質問でございます。

2番目は、南海トラフ地震に備えての河川・海岸堤防の津波対策についてでございます。

こちらのほうにつきましては、昨日、山本議員も質問をなさっておりましたし、9月2日の高知新聞の朝刊にも掲載をされておりました。

南海トラフ地震が発生しました折には、地殻の変動によりまして、約2.4メートルの地盤の沈降が想定をされております。そして、津波や堤防の損傷などにより、宿毛市市街地は、長期の浸水が予想されており、その後の復旧や救助に、大変、困難を生じさせるということで、対策がとられております。

今、この対策がどの程度進んでいるのか、また、県の事業ではありますが、市としては、どのようにかわっていかれるのか、この点を御

説明をお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

南海トラフ地震に伴う地盤沈降、及び津波により、宿毛市の中心市街地が、広範囲かつ長期的に浸水することによって発生する、被害に関する有効な防災・減災対策を検討するために、平成25年に、国、県、市の行政機関により、宿毛市長期浸水対策検討会が設置され、本年3月に、その検討結果を取りまとめて、対策方針として、現在、公表をしております。

高知県では、その検討結果をもとに、松田川や海岸堤防の耐震化と、かさ上げを計画し、8月に市内の3支部、4地区で説明会を開催しました。

県の計画によりますと、宿毛市では、南海トラフ地震時に、地盤が最大で2.4メートル沈降するために、満潮時に海水が市街地へ流入しないよう、地盤沈降後も、堤防の高さが平均満潮位より50センチメートル程度高く確保できるよう、現在の堤防高さを1メートル程度、かさ上げすることとしています。

今後のスケジュールについては、検討会の中で、松田川堤防、新田、高砂、大深浦西側の海岸を、平成31年度まで。片島、大島北側、大深浦東側海岸を、平成36年度までに完成をさせ、大島南側海岸を、平成37年度から着手することとしており、宿毛事務所では、これに向けて取り組んでまいっております。

宿毛市といたしましても、このような県の説明会を含め、事業の推進につきましては、積極的に協力をしてまいりたいと。説明会にも出席をしており、県と一緒に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） この7月、8月には、

地区長さん、そして地域住民の皆様への説明会が開かれてたとお伺いしております。そういった説明会の中で、地域の方々から出た御意見や、御要望がございましたら、この場で教えていただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

説明会での住民からの意見について、御答弁させていただきます。

地元説明会においては、宿毛地区は、8月7日に宿毛文教センター、和田地区は、同月22日に和田集会所、二ノ宮地区は同じく25日に二ノ宮集会所、西地区は、28日に片島公民館で開催されました。

住民からは、津波の避難想定についての細かい質問のほか、かさ上げについては、最大は無理だが、宝永の南海地震クラスを守るよう、高くしてほしいとか、河川堤防の未対策区間についても、耐震化してほしいとの要望があがる一方で、海とのかかわりが深い地域では、日常生活や、漁業を営む関係から、上げられると困るや、かさ上げをすると、景観が悪くなるなどの意見があがりました。

また、止水対策はわかるが、内水排除はどのようにするのかといった質問もあり、検討会では、中村河川国道事務所と大洲河川国道事務所で、9台の排水ポンプ車を保有しているので、これを活用する計画になっていると、県が答弁をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 防災対策、減災対策に関しましては、本当に地域の皆様の協力が、何よりも必要でございます。

私も、特に、海岸部に住んでおられる方々には、堤防がかさ上げされることによりまして、風通しですとか、日当たり、また、本当に精神

的に圧迫感を感じるなど、不安を訴える方の声も耳にしております。

また、海岸部でお仕事をなさっている皆様方にも御不便をおかけし、御不自由な思いをさせることと思います。ただ、そういった皆様のお力添えをもちまして、こうして防災対策、進んでいくのでありますし、市としても、住民の皆様にも寄り添い、円滑に合意形成が図られるように、市としても取り組んでいただきたいと思います。そして、市民の皆様にも、今後ともよろしく御協力をお願いをいたしたいと思います。

これで2番目の質問を終わりにして、最後の質問に移らせていただきます。

市長の今後の市政への取り組みに関してでございます。

市長は、前回の6月議会で、今限りという表明をなさいました。もう、残る任期もあとわずかでございます。

市長は、この12月にも12月議会、この議場に立たれることと思っておりますけれども、12月議会の前に、12月6日には、宿毛市市長選挙の投開票が行われます。真の意味で、沖本市長がこの議場に立たれ、答弁をなさるのは、ある意味、この9月議会が最後ではないかと思われまして、私、質問させていただきます。

市長、あと残る任期わずかとなりましたが、これからどのような姿勢で、宿毛市政に取り組んでいくのか。そしてまた、この4年間の思いも含めて、お聞かせをいただければ幸いです。お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

6月議会で、松浦議員からも、思いなどについての質問をいただいておりますので、若干、同じところもあろうかと思っておりますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、私が市長在職中、常に念頭にあったの

は、市政は常に公平公正でなくてはならない、  
こういう思いでございました。

市民が、市政を信頼して初めて、さまざまな  
行政課題を進めることができる、こういう思い  
からでございまして、この4年近く、市民から  
は、そうした評価をいただいている、私はその  
ようにも思っておるところでございます。

就任以来の取り組みにつきましては、私が就  
任したこの年の平成23年3月11日には、東  
日本大震災が発生していました。

翌年の平成24年3月には、南海トラフ巨大  
地震、津波の甚大な被害想定が国から公表され、  
さらに詳細な内容が、県からも明示されました。

今日まで、この就任の期間中、地震や津波な  
どの災害から、市民の命と財産を守る、さまざ  
まな事業推進が、私の最大の重点課題であり、  
危機管理課を設置し、全庁で連携して、全力で  
取り組んでまいりました。

これからは、整備してきたさまざまな施設や、  
あるいは事業を利用して、市民の防災意識の向  
上を図っていただきたいと思っております。

中でも、多大な予算で整備する防災行政無線  
を使って、多様な情報収集と、発信が可能なシ  
ステムに拡充し、防災力の向上につなげていた  
だきたい、このように思っております。

産業の振興についても、常に検討し続けてま  
いりましたけれども、県の産業振興計画に組み  
入れて、農業、漁業、水産加工業を初め、各分  
野で、大きな成果が出てきていると思ってお  
ります。

木質バイオマス事業の誘致が実現しましたけ  
れども、宿毛市での貴重な事業、林業の振興の  
かなめになる、このように考えております。

大いなる可能性を秘めた事業であり、宿毛森  
林塾をさらに拡充し、林業関係者をふやすこと  
で、これからの林業、山間地域の振興につなげ  
てほしい、このように思っております。

産業祭については、大勢の市民の皆さんが集  
まり、市民が触れ合い、地元産業を共有し合う  
基礎ができたと認識しています。

開催内容を工夫し、市民が活用する事業とし  
て、継続をお願いしたいと思っております。

高速道路の宿毛愛南町間の高速道路整備は、  
愛南町長と連携をし、関係団体の協力で、本年  
4月に計画段階評価路線の認定をいただきました。

宿毛湾港と連携するまちづくりのものができ  
るものと判断をいたしております。

その宿毛湾港につきましても、平成29年度  
には完成する予定です。事業費の約1割近くを、  
厳しい市財政の中から捻出してきました。高知  
県の、愛媛県や九州との西の玄関口として、将  
来なくてはならない港になることを信じて、整  
備をしてまいりました。ぜひ、次につなげてい  
ただきたい、このように思っております。

横瀬川ダムが本体着工へと進んでいますが、  
同時に、内水対策を重視する河川の整備計画を  
策定し、洪水への対策を位置づけることができ  
ました。

この計画を生かし、平田や芳奈の内水洪水対  
策、これを今後進めていただきたい、このよう  
に思っております。

スポーツにつきましては、マラソン大会は再  
開しました。宿毛球場のキャンプ、そして総合  
運動公園でのサッカー大会など、各種大会が数  
多く開催されるなど、宿毛での宿泊客の確保  
にも、大きな役割を果たしています。

総合運動公園には、球技場の整備も進めてい  
ます。今後も運動施設を利用して、市民あがて  
のスポーツの振興につなげていただければと思  
っております。

こうした取り組み事業を進めてまいりました  
けれども、人口減少の流れをとめることはでき  
ておりません。現在、地方創生のまち・ひと・

しごと宿毛市総合戦略を、民間委員が審査をする政策審議会に諮問をしており、10月には策定を終える予定であります。

この総合戦略をもとに、今まで進めてきた事業を総括しながら、市民とともに、共有、協働して、すばらしい市政を実現してほしい、このように思っております。

あと残された期間、数カ月しかございませんけれども、きちっと今までのことも総括もしながら、次の市政につなげていけるよう、市職員と一体となって、事業を進めてまいりたいと、このように思っております。

どうかよろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 私が市長を初めてお見受けしましたのは、先ほどの答弁でも出ましたが、産業祭の折でした。昨年11月に開催をされました産業祭の開会セレモニーで、沖本市長のお姿を初めて拝見をいたしました。

あの産業祭開会セレモニーが始まる、その直前に、市長はたしか奥様を亡くされたばかりでございました。

私は、当然、開会セレモニーは副市長が代理を務められるものだと思っておりました。ところが、市長は、本当にいつもと変わらぬ穏やかな笑顔で、開会セレモニーを務めていらっしゃいました。

私、そのお姿を拝見しました折に、本当に、奥様が、市長時代はもちろんのこと、それ以前の市議会議員、県議会議員と、長きにわたり、市長が地域のため尽くしてこられたのを、陰となり日なたとなり、献身的に支えていらっしゃったのだと、奥様のお姿を見る思いがいたしました。

あの場に市長が出られるということは、選挙公約にも掲げていらっしゃった産業祭でござい

ます。市長にとっては、あのセレモニーを無事に務めることが、奥様の何よりも御供養になると、そう決断、判断をされての御出席だったと思っております。

市長のそのお姿、本当に敬服をいたしました。

そして市長、私は、国会議員の事務所に長くおりましたので、各市町村の職員の方と、たくさん接する機会がありました。電話でのやりとりが多かったわけですが、そういう私の経験からしても、この宿毛市の職員の皆様の電話対応、そして窓口対応は、県下でもトップクラスであると思います。

そして、市会議員となりまして、各部署のさまざまな方々と接する機会、お話をする機会がございまして、本当に宿毛市役所は人材の宝庫だと思っております。

そして、このすばらしい人材を市役所に送り込んでくださる宿毛市民の皆様、本当に限りない可能性がある、すばらしい市であると思っております。

市長、任期を全うするためには、市民の皆様初め、市役所の職員の皆様、全ての皆様のお力添えが必要でございます。任期を全うするためにも、市民の皆様、そして市役所の方々に、一言お願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

川村議員の質問、ありがとうございます。私も、常々思っておりました。宿毛市の職員は、本当に優秀だなと。それぞれの分野において、まさにプロフェッショナルと。常にどのような相談にも応えることができる、そういう人材が、この宿毛市の職員として、きちんと頑張っているということは、常に思っていたところでございます。

そういう職員にも支えられ、そしてまた、多くの市民の皆さんの御提案や御意見、あるいは、

私はいつも思っているんですけども、行政というのは、市の行政と市民との関係があるんですけども、その中に、さまざまな関係団体の皆さん、民生委員であったり、地区長連合会であったり、消防であったり、さまざまな関係する人たちの協力と申しますか、活動、それはまた、自主的な活動でもあるわけですけども、私は、その人たちの力を、本当にいただき、一緒に協働していく中で、市政がスムーズに進んでいるということ、本当に思い続けてきたところでございます。

そういう点で、ここまでそのような形で、ともにすばらしい皆さん方と4年近く、市長として、また自分は市議員として4期近く、そして県議員、そして市長という形になったんですけども、この四半世紀にわたっての私の、とにかく市民の皆さんの暮らしを向上させたい、地域を発展させたい、そういう一念のこの四半世紀であったと、自分では自負しておるわけでございます。

不十分なところ、たくさんあるのは、また当然ではございますけれども、そのような思いをこうして、貫くことができました。本当に心から、全ての皆さんにお礼を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

最後まで、任期中、頑張ることも同じように、約束をさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 私も、沖本市政の締めくくりを、市議会議員という立場で、ともに宿毛市のため、力を尽くせること光栄に存じます。

どうか最後までよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、私の9月議会の質問、終了をいたします。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

-----

午後 1時00分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 10番、野々下昌文でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

私の今回の一般質問は、大きく分けて2題でございます。地方創生への取り組みについて、また、子供の貧困対策についての2題を、質問をいたします。

午前中の川村議員の質問に対して、市長は、任期中、責任を持って取り組んでいくということでございます。この地方創生の取り組みも、まさに今後、宿毛市の5年間の計画を、この10月までに、まさに沖本市長のもとで、計画を決めていくとのことでございますので、しっかり責任をもった、答弁をよろしくお願いたします。

この地方創生の大枠、説明は、皆さん御存じだと思いますけれども、改めて国の取り組み、説明しておきたいと思っております。

政府は昨年12月、日本の人口減少と将来展望を示す長期ビジョンと、これを実現するための、今後5カ年の政策目標、施策を定めた総合戦略の策定を発表しております。

長期ビジョンとしては、2060年に1億人程度の人口を確保する。2050年代に、実質GDP国内総生産を成長率1.5%から2%程度を維持するとしています。

総合戦略としては、四つの柱を設けております。

1番に、仕事づくりについて。2つ目に、人

の流れについて。また、3番目に、結婚、出産、子育てについて。また、4番目に、まちづくりについてということで、四つの柱を設けております。

この1番目の仕事づくりについて伺いますが、2020年までの5年間で、地方に30万人分の若者向け雇用を創出する。つくり出すということですね。

人の流れについては、2020年までに、東京圏から地方への転出を4万人ふやしていく。地方から東京への転入を6万人減らしていくという取り組みでございます。また、結婚、出産、子育てについては、結婚希望の実現率を80%、夫婦の予定する子供の数、実現率を95%にしようと、目標を掲げております。

また、4番目のまちづくりについては、小さな拠点の整備や、地域連携の推進などを挙げております。

これらを受けて、本市でも、この夏から秋にかけて、人口の現状分析や、将来展望を目指す地方人口ビジョンについて、どのような考えを持って取り組んでおられるのか。また、地方版総合戦略について、どのような取り組みをされようとしているのか、お伺いをしたいと思えます。

市民の誰もが、少子化の進展や地域の衰退に、強い危機感を抱いております。

問題が解決することを、心から皆さん、願っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

まず、初めに、地方創生に取り組む基本姿勢についてですが、今回は、評価対象期間を5年間で、具体的な成果をあげることを要請をされております。その上で、策定も短期間、1年で要請をされておりますが、地方は今日まで、地域活性化のために何十年も試行錯誤を繰り返して、大変、苦勞をしてきております。

私が覚えているところでは、1980年代、ふるさと創生、竹下政権のもとで、各自治体に1億円ずつ配って、本市でも、桜のまちにしようということで、桜の木をたくさん植えました。それが、今考えると、必ずしも成功とはいっていないようなことも思います。

このようなまちづくりの教訓を、どのように認識をしておられるのか、まずお伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 10番、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、地方創生の取り組みについての、地方人口ビジョン。そうした中でも、過去におけるまちづくりの結果を教訓とすべきではないかとの質問でございます。

本市におきましては、これまで、住民福祉の向上や、地域活性化のためのさまざまな施策を行ってきました。

昭和50年代からの施策として、平田町戸内地区に、西南地域の中核となる工業団地を建設することにより、新たな就労機会を創出し、人口が増加に転じた時代もありました。

また、中学生以下の医療費無料化など、子育て世代に対する施策に力を入れることで、合計特殊出生率は、高知県下でも上位に位置するなど、一定の成果を上げている施策もございます。

一方、成果がわかりづらい、成功とはいえない施策もあるのではないかと考えております。

そして、活性化に向けたさまざまな取り組みにもかかわらず、今日まで、若者の流出を初めとする人口の減少や、少子化等が年々進行し続けていることは、厳しい現実として、認めざるを得ないと考えています。

この厳しい現実を認識しつつ、過去の取り組みの現状を教訓として、次の施策へとつなげていかなければならないと認識しています。

今後も、その時々的情勢を見きわめつつ、住民が、明るく元気に住み続けられるような、豊かで活気に満ちた宿毛市づくりを目指して、全力を傾注してまいらなければならないと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） この地方創生については、石破地方創生大臣も、これまでの取り組みには、二つの欠点があったと。

一つは、国民活動を巻き込む、国民運動にならなかった。もう一つは、それゆえに、持続できなかったことだというふうに言われております。

今回、この地方創生は、霞が関から、集落の隅々まで、国民運動にしていけないと、長続きせず、再びこれまでと同じ道をたどることになると。国民運動にできるかできないかが最大のポイントであるというふうに、石破大臣も言っております。

本市の総合戦略も、この計画が動かなければ、何の意味もなさない計画になってしまいます。

そういうことも踏まえて、これから後の質問、よろしく願いをいたします。

本市の地方人口ビジョンについて、基本的な方向性、取り組みについて、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市の人口ビジョンにつきましては、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の基本になるものであり、本市における人口の現状を分析するとともに、長期的、継続的に人口を維持していけるよう、目指すべき将来の方向性や、人口の将来展望を定めるものであります。

本年10月末をめどに策定するため、現在、民間委員等で組織する宿毛市政策審議会におい

て、協議を続けているところでございます。

本市では、平成12年以降、死亡者数が出生者数を上回る自然減少と、転出が転入を上回る社会減が同時に続く、本格的かつ深刻な人口減少局面に入っています。

特に、社会減による影響が大きく、進学や就職を機に、10代後半から20代前半の転出超過に加え、近年では、子育て世代の30代、40代の転出もふえています。

また、自然減につきましても、本市の合計特殊出生率は1.57と、国や高知県の値を上回って推移はしておりますが、国が示す人口維持に必要な、合計特殊出生率2.07とは大きく乖離している状況が続いております。

宿毛市人口ビジョンの基本的な方向性としたしましては、U・I・Jターンの促進を初め、子育て環境の充実や、安定した雇用の確保、結婚、出産支援策の充実等を通じて、子育て世代の安定、移住を促進し、若年層の流出を抑制するとともに、人口維持に必要な数値へと、合計特殊出生率を上昇させることを、基本的な方向としたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 人口ビジョン、非常に取り組みとしては厳しい、目標としては十分、そういう目標を立てるわけですがけれども、実際には、本当に厳しい取り組みになると。これは感じます。

先日、私たちが行政視察で行った島根県邑南町でございますが、日本一の子育て村構想ということで取り組んでおまして、安心して子育てのできる環境整備に取り組み、平成24年の特殊出生率が2.65で、過去5年間の平均でも2.15と、全国や島根県の平均よりも、かなり高くなっており、5年、6年前から取り組んできた環境整備が実ってきた結果だろうとい

うふうに話しておりました。

このような取り組みも参考にしながら、これから宿毛市のそういう厳しい現実に向けて、取り組んでいてもらいたいと思います。

次に、地方総合戦略について、柱となる4点から、それぞれお尋ねをいたします。

まず、仕事づくりについてでございます。ポイントとなるのは、この5年間で地域の強みを最大に生かし、稼ぐ力をつける。人材確保に知恵を絞る、結集するということですね。

また、前議会で紹介しました、エコノミックガーデンのように、えこひいきをしてでも、やる気のある人、やる気のある会社は伸ばしていくこと、それが地域の雇用創出へつながろうかと考えます。

本市の取り組みについて、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

地方版総合戦略についてでございますけれども、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、宿毛市人口ビジョン策定期間と同様に、平成27年10月末の策定を目指して、現在、協議を続けております。

議員御指摘のように、安定した雇用の場を創出するには、地域の強みを最大限に生かすとともに、民間活力の積極的な活用や、人材の確保、育成が重要であると考えております。

本市の基幹産業であります農林水産業の進行や、地元企業の成長支援、人材を育成する事業等について取り組むことで、安定した雇用の場を創出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、市長が申されましたけれども、何といたっても、本市の基幹産業、一次産業なわけですね。今までも一次産業

で、ずっと伸びてきた市であります。

この一次産業に対して、若者が本市に住み続けて、生活してもらえるためには、まず一次産業の魅力を高めていくことであり、農林水産業の魅力を理解するためには、この職業に接する機会をふやしていくことを、小さいときから接していくことが大事だろうと思います。

今でも取り組まれておりますけれども、小・中学校からの職場体験や、また親子で体験できる場もふやしていくことが必要ではないかと考えます。

そういう地道な取り組みをふやしながら続けていく中で、必ず、一人、二人と定住につながっていくものと確信をしております。市長の所見をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 再質問にお答えいたします。

子供のころから、本市の基幹産業である一次産業の魅力に触れられる機会をつくることは、将来的に、若者の定住につながる可能性はあると考えます。

現在、宿毛市内の中学校では、生徒の希望に応じた職場での体験活動を実施しており、小学校では、社会見学において、漁港等へ見学に行ったりしているようであります。

また、各小・中学校でのキャリア教育において、農業や水産業等に従事している方々を講師として、学校に招聘し、それぞれの職業の大変さや、喜びなどを講演いただくなど、地域で活躍されている人材を活用した取り組みも実施しているようであります。

今後も、教育委員会でも十分に協議し、連携を図る中で、子供たちが一次産業に触れる機会をふやせるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。



○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 総合戦略の2番目の柱であります人の流れについてでございますが、地方では、進学や就職を機に、転出をする人が、転入者を上回る社会減が人口減少に拍車をかけております。

いかに社会減を食い止めるか、また人を呼び込むかがポイントとなるかと思いますが、本市の取り組み、基本的な取り組みについて、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

人の流れについてでございますけれども、本市の人口ビジョンの基本的な方向性、取り組みについての御質問の中で、答弁をいたしましたように、本市の人口減少の主な要因は、社会減である、このように考えております。

この社会減を克服するためには、本市から都市部等へ出ていく人の流れをとめることと、さらにあわせて、本市への新しい人の流れをつくる必要があります。

そのためには、現在、住んでいる市民が、住み続けたいと思える、魅力あるまちづくりと、移住希望者に対する支援事業等を組み合わせて行い、その取り組みを市内外へ広く情報を発信することが重要であると考えております。

現在、策定中でもあります宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、宿毛市への新しい人の流れを創出することが、大きなテーマとなっており、本市の地域資源を生かした、戦略的なシティプロモーションを行い、定住人口の増加と、移住者の増加、これを目指してまいりますと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 定住者の増加、または移住者の増加を目指していくということで

ございますが、今の、隣の土佐清水市においては、高知県内で近年増加している台湾人観光客への対応を強化しようということで、台湾の大学生を受け入れるインターンシップ制度を取り入れて、土佐清水の町の中で働いていただいて、また台湾へ帰ったときに、それを向こうで発信してもらおう、そういう取り組みが行われております。

また、四万十市でも、食や観光面での交流を見据えて、市長や議長等、台湾を訪れておりまして、積極的なアジア向け外交戦略を展開しております。

そういう面では、本市は、非常に出おくれ感を否めません。今後の海外政策について、どのように、市長、考えておられるのか、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

他市に比べて、おこなっているんじゃないかという質問でもございますが、議員御指摘のように、訪日外国人が1,000万人を超えている現状。さらに、中国を初め、アジアの地域から多く訪れている現状を踏まえ、今後、新しい人の流れをつくるには、本市の魅力を国内にとどまらず、海外へも積極的に発信することは、大変重要と考えます。

一方、宿毛市だけで誘客の施策を展開するよりも、現段階では、県単位、または広域での対応が効果的であると考えております。

このため、幡多広域6カ市町村と高知県が連携を図る中で、昨年度も、まち・ひと・しごと創生総合戦略の上乗せ交付金を活用して、訪日外国人の誘客を促進するための戦略や、広域ガイドマップの多言語化等の事業を実施するために、国に申請を行っております。

今後も、県や関係市町村と連携を図る中で、交流人口の増加に向けて取り組んでまいります。

と考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

人の流れの再質問を行います。

県は、今、シニア世代の受け皿をつくらうということで、高知版CCRC研究というのを、どういうことかといいますと、高齢者が健康なうちに入居して、終身、過ごすことが可能な、持続的なケアや、サービスが整った生活共同体、集合住宅のこと、そういうことに県は力を入れて、そういう研究をしていこうということで、県のほうは5月にそういう取り組みを発足しております。

東京で聞いてみますと、51%の人が、退職後、地方への移住を検討していると答えておられて、健康で活動的な生活支援を提供できれば、地域活性化にもなり、また子や孫の訪問により、流入人口の増加にもつながるわけですが、この本市での日本版CCRCをどのように考えているのか、見解をお伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

日本版CCRC、これはさきも言われましたけれども、継続的なケアつきリタイアメントコミュニティということの略語という形らしいですけれども、都市部からシニア層を呼び込む施策でございます。

超高齢化が進む本市へのシニア層を呼び込むという施策は、確かに人口がふえ、その方々を支援するための雇用の場の創出にもつながる施策であると考えますが、一方、宿毛市で定住していく上で必要となるさまざまな施策、特に介護保険事業や、国民健康保険事業、後期高齢者医療等に関しては、大幅な負担が伴ってくることも想定しなければならないなど、制度がどのようなになるのかが明らかになっていない状況で

ありますので、直ちに日本版CCRCについて、取り組むことは考えておりません。

本市といたしましては、まず、子育て世代に対する定住、移住施策へ重点を置き、日本版CCRCについては、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問を行います。

本市には、子育て、定住政策に力を入れて、このCCRC、今後の動向を見守っていくということでございますが、やはり、ハード面はどうしていくのか、また、誰がやっていくのかという問題もあろうかと思っておりますけれども、県は、文字どおり力を入れておられて、また9月にも、これも勉強会を行っているというような方向に進んでおります。

そういう県との連携は、とられているのかどうか、一言、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

県との関係においては、まだこのような形での情報交換を含めまして、対策等については、話し合いをしているということは聞いておりません。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 県との連携がとれてないということですが、県も非常に力を入れて、取り組みを進めておりますので、連携をとりながら、CCRCについても、研究を進めていっていただきたいと思っております。

続きまして、人の流れについて、再質問でございます。

今こそ、この地方創生の中で、幡多6カ市町村の広域連携に力を入れることは必要ではないかということを感じております。

この宿毛市というのは、非常に観光資源が少なく、流入人口も少ない地域であります。それぞれの市町村の特徴、それぞれいいところがあるわけでありますので、6カ市町村、話し合いをしながら、幡多地域への人の流れをつくる、6カ市町村での連携協議が必要であると考えます。

この部分について、市長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほども御答弁いたしましたように、交流人口を増加させるためには、国や県との連携はもとより、幡多6カ市町村で、連携した取り組みが重要でございます。

地方創生総合戦略の中にも位置づけております。

去る9月2日には、内閣府へ幡多6カ市町村の、実際は5市町でございましたけれども、集まりまして、幡多広域市町村で取り組む観光施策の新規性、及び有効性について説明をし、一定評価をいただいたところであります。

幡多広域観光については、幡多圏域全体の経済活動が活発になることによる波及効果や、高知県唯一の有人離島である沖の島と鶴来島における海洋レジャーの魅力や、スポーツイベントの開催等、本市の持つ資源や魅力を広く知ってもらうことにもつながるため、今後も高知県や幡多広域の市町村と連携を図る中で、交流人口の増加に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） はたから見て、非常に宿毛市というのは、広域連携、弱いように感じますので、そういう広域連携、強力に前へ進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

続けて、四つの柱の中の、結婚、出産、子育てについてでございます。

このポイントとしては、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえていく。若い世代の経済的安定や、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援につながっていかうかと思っております。本市の取り組みについて、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 結婚、出産、子育てについての質問について、お答えをいたします。

人口ビジョンの策定に向けた取り組みの中で、市民2,000人を対象に、結婚、出産、子育て等に関するアンケートを行いました。理想とする子供の数は、3人と答えた割合が多くなっている一方、経済的な理由等から、理想と現実にギャップがあるということがわかりました。

結婚、出産、子育ての希望をかなえるためには、経済的な不安や、子育ての不安等、各段階に応じた、若い世代が持つさまざまな不安を取り除く必要があります。

現在、取り組んでいる中学生までの医療費無料化を初め、妊婦健診及び乳幼児健診の無料化、子育て支援センターにおける育児支援など、子育て支援に対する数々の取り組みを、切れ目なく、継続して実施するとともに、新たな経済的支援策等についても、地方創生総合戦略に盛り込んでいきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 新たな経済的支援策も、地方創生に盛り込んでいくということでございます。また、切れ目のない住宅への支援も行っていくということですが、私たち、このあいだ、行政視察へ、広島県の安芸高田市というところに行きました。

ここでは、耐用年数の過ぎた市営住宅を2年間かけて解体をして、子育て、婚活、定住促進

団地購入補助金、また子育て・婚活住宅新築等補助金、安全安心環境リフォーム補助金というものを制度化しておりました。

婚活世代が団地を購入する場合、100万円を上限として、購入額の10%から30%を補助し、新築の場合は、市外の婚活世帯に対して、50万円、また市内の方には、25万円等の補助を行い、平成25年から2年間で、土地と建物27件が売れております。

その中で、補助金は825万円を補助し、この建物を、建築するときには、市内の業者を使わなくちゃいけないということになっておりまして、市内の建築業者の受注金額は5億6,000万ということになっておりました。

また、リフォーム補助金は、3年間でございますが、244件ありまして、4,161万8,000円の補助を行い、市内業者の受注金額は、5億2,000万円となり、市の経済対策にも大きく貢献している施策となっております。

本市にも売れ残っている、東平の土地であるとか、これをずっと抱えておくよりも、若者定住への思い切った住宅支援策へつなげていくことはできないか、考えるところでございますが、市長の所見を伺います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

他の自治体での、さまざまな取り組みを紹介していただく中で、本市の対策等を求めた質問でございます。

宿毛市で結婚し、生活をするための土地や家屋の購入に対する支援を考えるべきだという質問でございますが、現在、県外から移住される方に対しては、50万円を上限とする住宅改修補助金制度や、実質1万円程度の家賃で、入居可能なお試し住宅の整備、空き家バンクの充実など、国等の移住促進補助事業を活用して、さまざまな施策を、宿毛市でも実施しております。

しかしながら、本市に住んでいる若者が結婚したときの住宅支援については、国等の有利な補助事業もなく、特別に行っている取り組みがないのが実情でございます。

若者世代が、市外へ転出していく原因はさまざまあるかと考えますが、住宅に対する支援よりも、もっと優先されるべき課題があるのではないかと考えております。

全ての事業を実施できれば望ましいのでありますけれども、限られた予算の中では困難でありますので、事業の優先順位、費用対効果等を勘案する中で、若者の定住に向けた施策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 一つ、市長、確認なんです、東平の宅地なんか、ずっと、ほとんど塩漬けに近いような形で、販売促進も進んでおりませんけれども、そういう土地を、聞きますと、今まで販売してきた人たちとの兼ね合いとか、公平性という問題があって、なかなかそう安くできないという話がありました。

そういう部分で、若い人たち、こういう今の限界集落じゃないですけども、消滅市町村というふうな形で、将来、見られているのは、本市のようなところで、若い人たちが結婚をして、そういう土地を求めてきた場合に、本当に市長の裁量で、安く売ってあげるとか、そういう施策とかできないのか。

それは、もし裁量でできるものか、また、法的な何か問題があるのか、そのところ、お聞きをしておきたいと思えます。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） 東平の市の土地に対して、市長の政治的な判断で、それを安く販売することはできないかということであると思えますけれども、これは、さまざまな規定、制約が

ございまして、これは、私の政治判断でできるという性格のものではございません。

また、そのことについての内容について、担当のほうから、再質問に対してお答えさせていただきますので、お聞きください。

よろしく申し上げます。

○副議長（山戸 寛君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、野々下議員の質問にお答えします。

市長の政治判断で、宿毛東団地について、若い人たちに安く売却できないかという御質問でございます。

地方自治法第237条に、財産処分についての規定がございます。これによりますと、条例または議会の議決による場合でなければ、適正な価格なくして譲渡してはならないというふうに規定されております。

また、これを受けまして、宿毛市財産条例に、財産の減額譲渡について、規定をしております。

公用もしくは公共用、または公益事業の用に供するために、地方公共団体または公共的団体に譲渡するとき、というように、特定の個人に譲渡することはできない旨を、規定をしております。

したがって、市長の政治判断では、売却できないということになっております。

しかしながら、宿毛東団地については、本年5月号の「広報すくも」でも、分譲をPRさせていただいておりますように、宿毛東団地建設促進事業費補助金交付要綱を策定し、平成27年4月から施行をしております。建築面積が50平米以上の建築物について、坪当たり2万円の補助金を創設しておりますので、ぜひこのような制度を御活用いただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） わかりました。

次に4番目の、本市ではコンパクトな中心部と、小さな拠点と連携についてのということでございますが、地域住民の力の活用であり、地元の資源を生かす工夫や、地域内のきずなを強くしていくことが、このコンパクトな中心部と小さな拠点づくりということになるかと思えます。

本市がどのような、まちづくりについて取り組んでおられるのか、お聞きをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

コンパクトな中心部と、小さな拠点との連携についての質問でございます。

議員御指摘のように、連携のポイントは、地域住民の力の活用であり、地元の資源を生かす工夫や、地域内のきずなを強くしていくことであらう、このように考えます。

本市におきましては、人口減少や、高齢化が著しく進行している中山間地域などの維持、創生を図るため、高知県とも連携を図る中で、住民が主体となって、地域の支え合いや、活性化に向けた仕組みづくりを行う集落活動センターや、あったかふれあいセンターを拠点とした取り組みに対して支援をし、中心部と中山間地域が連携を深める中で、集落の維持、発展につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 集落活動センター、また、あったかふれあいセンターについて、力を入れていくということでございますが、この集落活動センターについては、国が本腰を入れる、過疎地域の活性化に必要なサービスを集約をし、集落をネットワークで結んでいく、小さな拠点の形成に、高知県は先行して取り組んできておるわけですが、本市でも、設置に

向けて、取り組みは進んでおりますが、今後の本市における設置計画等への取り組みについて、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市におきましては、数年前より、地域の代表者からの要請を受けて、集落の維持と活性化の拠点となる集落活動センターの設置に向けた取り組みを推進しております。

この間、高知県とも連携を図る中で、関係する地域の方々と協議を重ね、先進地の視察等も行っておりましたが、集落活動センターを設置した後における取り組み内容等について、意見調整が整わず、今後も時間をかけて協議を重ねていくことになりました。

一方、沖の島地域において、新たに集落活動センター設置に向けた動きがスタートし、今月16日に、高知県と宿毛市の担当者が沖の島を訪れ、関係住民の方々と協議を始めることとしておりますので、宿毛市としても、高知県の協力もいただきながら、積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今まで取り組んでいたところが、まだ進んでいないということで、今後、沖の島で、また県、市と力を合わせて、そういう取り組みをしていくということでございますが、やはりどれだけ地域から盛り上がっていくかということが、大事なことだろうと思っておりますし、どこまでも、ボトムアップで、地域から盛り上がってきた、そこを行政が支えていく、そういう取り組みじゃないと、なかなか動いていかない、成功していかないというふうに感じますので、どうかその地域を支えていって、発展していくような取り組みにしていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いま

す。

地方創生については、これで終わります。

続いて、子供の貧困について、お尋ねをいたします。

子供たちの健全な成長を願っていくのは、社会全体の希望でありますし、責務でもあると思います。しかし、日本の子供たちの今を考えると、見過ごせない数字があります。

16.3%。子供の貧困率をあらわす数字であります。子供たちの6人に1人が貧困であることを、意味しております。

この貧困率というのは、世帯収入から、国民一人一人の所得を試算して、順番に上がっていったときに、真ん中の人の所得の半分に届かない人の割合をいうそうではありますが、どうやって調べるのかと気になりますけれども。

この16.3%というのは、6人に1人が貧困ということの意味し、総務省がことしのこどもの日に合わせて発表した、15歳未満の子供の推計人口は、1,617万人と発表されております。

人数でいうと、約300万人が、この子供の貧困ということになります。

ひとり親などの、大人が一人だけの世帯の貧困率は5割を超えておまして、ODA参加国の中でも、最も高い水準にあるのが日本であります。

そういう親を亡くした子供たちを支援する、あしなが育英会という団体がありますけれども、奨学金を受けている高校生のアンケートをしたところ、以下のような声が寄せられております。

正直、あした食べる御飯に困っている。早く自立できたらと、何度もふさぎ込んだことがあると。

あるいは、学校では、食べずに我慢をして、友達といるとお金がかかるので、いつもひとりである。など、非常に深刻な話であります。

貧しさは子供の責任ではないはずでありますし、子供の貧困から、私たちは目をそむけてはならないと思います。

政府は、昨年1月に、子供貧困対策法を成立をさせました。また、8月には、子供の貧困対策大綱を閣議決定し、各都道府県には、貧困対策計画をまとめる努力義務が課せられております。

子供の貧困を解決するには、税制を初め、さまざまな支援が必要でありますし、そのために、福祉や教育、保健など、多くの分野で、横断的な政策を打ち出せる自治体の役割が大きいと考えられます。

貧困には、負の連鎖がどうしてもつきまといまいます。経済的な理由で、進学を断念せざるを得ない子供は、成人しても、安定した収入を得られる職につけず、親として、同じように、貧困にあえぐケースが多いと言われております。

生まれ育った環境で、将来が左右される事態は、本来あってはならないことであり、しかも不十分な食生活の影響で、栄養は偏りがちになる面も、健康面でも心配をされるところであります。

子供たちへの支援は、次の時代を担う大人を育てることであります。そういう思いから、以下、お伺いをいたします。

子供貧困対策法、また子供の貧困対策大綱などの国の動きについて、市長の子供貧困対策についての認識をお伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

国が子供の貧困対策法や、子供の貧困対策大綱、こういう形を設けたというのは、非常に今、このような状況が大変な事態に、一方ではなっているということのあらわれではないかというふうに思います。

貧困は、子供たちの生活や成長に、さまざま

な影響を及ぼしますけれども、その責任は、決して子供たちにはありません。次代を担う子供たちの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって、左右されることのないよう、また貧困の連鎖によって、子供の将来が閉ざされることのないよう、子供たちの成長環境の整備と、教育を受ける機会の均等を図る貧困対策は極めて重要である、このように認識しております。

全ての子供たちが、夢と希望を持って成長できるよう、市としても、貧困家庭の実態把握に努め、関係部署が連携して、総合的な貧困対策に取り組む必要があると、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 本市における現状について、どのように把握をしておられるのか、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

本市の状況についてでございますが、子供の貧困対策に関する大綱で設定している、子供の貧困に関する25の指標については、さまざまな調査等をもとに示された国全体の数値であり、その他の方法としても、子供の貧困について、都道府県別や市町村別の具体的な数値が公表されているものではありません。

また、宿毛市の現状について、独自の指標を設定をしたり、貧困率を算出するなど、現状を数値化することは困難であります。

しかしながら、生活の困窮などにより、望ましい食習慣や、生活習慣が形成できず、年齢に応じた発育、発達状況、健康状態、栄養状態、そして生活状況に、問題がある子供や、十分な学習の機会が与えられていない子供が、宿毛市にも存在している現実があることは、教育現場での課題や、さまざまな相談業務から把握する

ことができます。

市としましては、貧困という視点だけでなく、厳しい環境にある子供の実態把握に努め、関係部署が連携をして、早期の段階で、生活支援や福祉制度につなげていけるよう、一貫した取り組みに努めたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） よろしくお話をしたいと思います。

次の質問に入ります。

子供の貧困対策に対する本市の取り組みについてでございますが、子供の貧困対策法にうたっている地方自治体の責務を踏まえて、本市としての、今、取り組んでいる施策についてお伺いをいたします。

どのように取り組んでいるのか、よろしくお願ひします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

宿毛市が取り組んでいる施策はどの質問でございます。

経済的な支援であれば、基本的には、生活保護制度や、就学支援制度による生活支援や、教育扶助が挙げられ、特に貧困率が高いとされるひとり親家庭への支援としては、児童扶養手当や、医療費助成等、各種施策が見られます。

また、低所得世帯に限定したものではありませんが、児童手当や中学校修了前までの医療費助成事業については、本市における既存の子育て支援施策として、挙げられます。

その他の施策としましては、教育の支援として、各種支援員の配置による放課後の学習支援の充実や、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実を図っております。

生活支援としては、乳児家庭全戸訪問事業や、

養育支援訪問事業等により、子育てに関する情報の提供、並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行い、家庭の経済状況等にかかわらず、子供が健やかに育成されるよう、要保護児童対策地域協議会と連携した養育の相談、指導、助言等を行っています。

さらに、就労の支援としましては、高等職業訓練促進給付金事業や、自立支援教育訓練給付金事業により、ひとり親家庭の就業支援を行い、生活困窮者や生活保護受給者に対しましては、就労支援員による支援を行っています。

市としましては、今後、これらの既存の各種施策の充実を図るとともに、公共性、公益性の検証を行いながら、新たな福祉施策を検討するなど、関係部署が連携して、子供の貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 子供の貧困対策大綱で、教育長にもお伺いをいたします。

子供の貧困対策大綱では、学校を子供の貧困対策プラットフォームと位置づけております。

学校を窓口福祉関連機関と連携するなど、総合的に対策を推進するとともに、教育費の負担の軽減を図ろうとしております。そこでは、スクールソーシャルワーカーがかなめの役割を果たすことが想定をされておりますが、本市の小・中学校において、子供の貧困対策として、取り組んでおられる施策について、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（立田壽行君） 野々下議員の御質問にお答えをいたします。

小・中学校で行っている貧困対策との御質問でございますけれども、学校での貧困対策といいましても、御承知のように、生活支援から学力保障まで、さまざまな支援がございます。



本市におきましては、議員の言われましたスクールソーシャルワーカー事業についても、現在、2名体制で行っております。

スクールソーシャルワーカーの主な業務につきましては、昨日の原田議員の答弁で答えをさせていただきましたように、いじめに起因する問題等を扱っておりますし、それから、貧困対策のみというわけではありませんけれども、不登校児童生徒など、問題を抱える子供たちへの支援、家庭訪問による児童生徒だけでなく、保護者への生活支援や、自立支援などを行っておりますし、そのほかにも、学校やその他の施設とつなぐ支援や相談事業など、個々に対応するだけでなく、子供たちを取り組む環境も含めて、さまざまな支援を行っております。

そのほかの事業といたしましては、不登校の問題を抱えている児童生徒への支援といたしまして、4名の不登校支援員を学校に配置しております。いろいろな形で、子供たちの援助、あるいは支援を行っている状況です。

また、学力保障といたしましては、市内三つの中学校へ学習支援員を配置をして、学力の向上に努めております。

また、そのほかにも、スクールカウンセラーを配置するなど、専門的な知識を生かしながら、児童生徒への支援を行っております。今後につきましても、各小・中学校の状況を見ながら、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○副議長（山戸 寛君）** 10番野々下昌文君。

**○10番（野々下昌文君）** 適切な対応を、これからもよろしく願いいたします。

4月から生活困窮者自立支援制度では、新たな自立支援制度のほかに、自治体の任意事業として、子供の学習支援が組み込まれております。

本市の取り組みは、どのような取り組みをさ

れているのか、お伺いをいたします。

**○副議長（山戸 寛君）** 市長。

**○市長（沖本年男君）** お答えいたします。

宿毛市は、生活困窮者支援事業の任意事業として、生活困窮者の家計再建のために、細やかな相談、支援、貸し付けのあっせんを行う家計相談事業を実施しております。

以上でございます。

**○副議長（山戸 寛君）** 10番野々下昌文君。

**○10番（野々下昌文君）** 本市としては、家計支援事業を行っているということでございますが、高知市の例でございますが、高知市は、任意事業として取り組んでいる高知チャレンジ塾というのがございます。

学習の場を提供するだけではなく、不登校児童の居場所としても機能をあわせ持ち、また就学促進支援員が、生活保護世帯を訪問し、塾への参加を促しております。

24年度の実績を見ると、登録者が336名で、そのうち生活保護世帯は106名であります。中学校3年生は43名いましたが、41名が進学をしております。

改めて今後、貧困家庭に対する学習支援は、どのような形で進めていかれるのか、その方向性についてお伺いをいたします。

**○副議長（山戸 寛君）** 市長。

**○市長（沖本年男君）** 再質問にお答えいたします。

先ほども説明したとおり、宿毛市では、家計相談支援事業以外の任意事業は実施しておりませんが、子供の教育を支援するという観点では、学校教育課において、市内中学校3校での学習支援員をおいた放課後学習事業を行っており、また、生涯学習課においては、中学校5校で放課後子供教室事業を行っております。

今後、このような各課の取り組みや、他市町村での実績や動向及び取り組みなども確認をし

て、また財政的な負担も考慮しながら、来年度の任意事業の実施について、これを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） どうも、いろいろ御答弁ありがとうございました。

この子供たちの貧困対策と、このような対策大綱とか、対策法、できておりますけれども、この法が子供たちを救っていくんじゃないくて、どこまでも現場でありますし、そういう現場の先生方や職員方、法が救うんじゃないくて、人が救っていくんだという思いで、これからも取り組みをしていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（山戸 寛君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

-----

午後 2時15分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、まず初めに、一般質問について、市民の声があります。私の考えと、皆様にお考えを申し述べます。

全ての議員に、市政にかかわる全てのことを問いただす機会があるわけでありましたが、市民の多様性を反映する多様な議員が、おのおのの立場から、市民のかわりに一般質問を行っているわけでありましたが、このことは、事前に通告する形態がとられているわけでありまして。

答弁調整が行き過ぎると、八百長と学芸会と、前総務大臣の片山氏の評であります。

題名も概要もわからないほどぼかすことが、

必ずしも質問の目的を達成するわけではありません。目的とは、執行機関のあり方のチェック機能と、政策立案機能であります。市民のかわりに一般質問を通じて、この機能を果たせば、執行機関に対する緊張と、審議の手段の一つとして、二代表制の中で、重要な意味を持つことは明らかであります。全ての質問、再質問以降を含め、全てのやりとりを原稿化するのであれば、形式に意味はないと考えます。

一般質問は、議員ひとりで行うことができるわけで、このことは、一般質問の持つ弱点でもあります。みずからの質問で、監査機能、政策提案機能をよく発揮することは、ひとりでも始められる議会改革であります。

議会改革の波が遠くても、一般質問によって、議会が執行機関に対峙して、監査機能と政策提案機能を果たし得る質問に心がけなくてはと、責任を痛感しております。

議論の広場として公開される議場での発言でありますので、市民に対する喚起や、周知の機会でもあり、議事録として残るということにも意味あることとして、政策判断を問い、そのことが執行機関の意思として明らかにされ、記録に残されること自体が重要であり、そのことからして、首長交代ということになっても、多くは承認されるものと考えます。

現市長におかれましても、市民のため、力をいかに発揮せられ、未来の宿毛のため、議会発展のため、御尽力いただけるものと存じております。

かみ合った質問、答弁のための答弁調整は、必要最小限の調整であるべきと考えます。

討論が緊張感あるものとするを重視していくことも大切であります。議員当人は、理解できたことであっても、質問する価値あることもあります。幾つもの質問にほぼ同じ答弁をすることになると、事務局のため息を耳にするこ

とがあるかもしれません。労少なく、議会の質問を乗り切れると、ほっとする担当者もいるかも知りません。一般質問は、なれ合いではなく、緊張関係が大前提で、全てはこの町に住む人々のために、よりよいまちづくりを目指すものであるという信頼を築くことが、緊張関係の土台となっていくのであります。

議員は、ひとりで情報収集から文書作成している監査機能、政策立案機能も不十分だ。なれ合い政治だと、厳しい市民の声があります。市民からの批判を受けとめ、議員と執行機関としても、力をいかんなく発揮され、本音がぶつかり合う議会こそ、市民に伝えていくべき道と考えます。

市民の負託を受けている議会の質問を痛感しております。果たし得る機能から見れば、一般質問は議会改革の主役ではないとしても、それを支える質問力は、議員の重要な能力であります。

それらを資源として、議会力につながると考えます。市民もそういう観点から、議会を注視していただければと思っております。

質問のほうへ移らせていただきます。

1 項目めとして、行政課題への取り組みでございませぬ。

一つ目に、政策の選択と集中の変化について、お伺いいたします。

2 点目、新しい公共性の認識について。

3 点目、自発的な活動や、団体の支援について。

4 点目、自治体と住民との再構築について。

5 点目、職員の能力について。

6 点目、職員の意識改革について。

7 点目、縦割り行政と横割り行政。

8 点目、これからの10年、市長の決意について、順次質問してまいります。

行政課題の取り組みについて。1 点目の政策

の選択と集中の変化についてであります。

地方創生、言葉こそ、その時々で異なっていますが、歴代政権が語ってきたことであります。それがなぜ、先送りされてきたかであります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略5カ年計画は始まったばかりで、今後の行方は定かではない状況であります。政策の目標を明確にし、それに基づく適切な施策内容としているが、厳密な定義はなく、地方人口ビジョンと、今後5年間に及ぶ地方版総合戦略の策定が、国から求められています。

市町村は、県の人口ビジョンと総合戦略とも勘案しなくてはならないので、取り組みをしていることと思っております。国から県への通達の中に、地方議会の関与が必要との指摘が、基本的な考え方としてあり、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要と思われませぬ。

しかし、現地方自治制度は、首長主義を採用しているので、議会サイドへの周知がどうなっているかと思っておりますが、地方版総合戦略の策定は他人事ではありませぬ。

国からの要請で、応えるのは執行部責任。議会はその応答ぶりを監視していけばよいとはなりません。急ぎ足で対応を迫られている地方版総合戦略の策定、段階、そしてその効果検証の段階について、議会の審議が求められるということであります。

これは、目新しいことではなく、議会で執行部からの政策提案において、議会はそれらの政策の水準を高める観点から、立案執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行部における政策評価に資する審議に努めるものとなります。

この役割を果たさなくてはならないのであります。議会の役割を果たすチャンスでもあると考えています。

市民の皆様に、少しわかるように説明したい

と思います。

国の総合戦略は、49施策のメニューの中から、各自治体がそれぞれの成果を重視した目標設定に適合した推進施策を選択、再編し、まず仕事、人の循環をつくる、今後5年間の見通しを立てた上、その好循環を、活気あふれたまちづくりに結びつけていく道筋であります。

短期実施可能施策と、長期施策、両方が含まれているわけであります。

どのようなスピードで取り組みを進めていくか、最終的に地方版総合戦略の策定を通じて、判断していくことでもあります。

県、市、両議会が車の両輪にふさわしい、十分な審議を尽くし、期待されるような役割を全うすることでもあります。

地域住民の代表機関である議会が、この地方創生を機に、地方経営に責任を持つ議会となることを再確認する必要があると決意しています。

議会とは、一体、何なのか。表決するだけの機関にすぎないのかといった住民の声に応えるためにも、私はそう考えます。

来年春までの地方版戦略の策定という期限にあるわけですが、早い者勝ちという風潮を、政府はいかに制御し、議会が作成をチェックして、住民が関与していくか、重要であるわけであります。

政府の目指すべき方向としては、何も手を打たなかったら、1億2,000万人が2060年には8,600万人になるところ、1億人程度は確保したい。人口構造が若返る時期を迎えることとなり、高齢者を支える働き手の負担も低下し、経済的にも好循環となるものであります。

取り組みは中長期的ビジョン、人口現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国家の共通認識とするとして、5年後の政策目標として、人口減少問題に取り組む基本としては、1、東京

一極集中の是正。2、若い世代の就労。3、地域の特性に即した地域課題の解決、将来の方向として、若い世代の結婚、子育ての希望が実現することを明示しています。

目指すべき方向としては、結婚、子育ての希望が実現すると、合計特殊出生率が1.8%から2.7%に回復すると、2060年には、1億人が確保されるとなり、人口構造が若返る時期を迎えてまいります。

高齢者を支える負担も低下し、経済的にも好循環となる取り組みは、中長期的視点に立った人口減の克服への取り組みとなっています。

自治体締めつけの中で、さきにあげたサービスの市場化と政府による統制、そしてコミュニティーの活用という、三つの流れが合わさっている状況であります。

トップダウンで、政策の選択と集中を行おうとするのは、無理がきています。

住民と公共性の創造の主体として位置づける姿勢が、重要ではないかと考えます。市長のお考えを伺います。

質問も、今してあります。住民と公共性の創造の主体として位置づける姿勢が重要ではないかと考えます。今の私のお話の中で、市長はどのように考えられるか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 1番、川田議員の一般質問にお答えをいたします。

政策の選択と集中という形での御質問をいただきましたけれども、宿毛市といたしましては、さまざまなイベント等も含めまして、政策を実施する場合においては、市政懇談会や地域懇談会等、市民の皆様の声を聞くようにして、できるだけ市民の声を大切にして、政策に生かしていく、こういう姿勢を貫いているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） とてもいいお答えをいただきました。地域との懇談会、これを大切にしていきたいと思っております。

新しい公共性の認識について、伺います。

幅広い年齢層からなる住民と産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、下からの創意工夫、新しいものをつくり出そうとする気持ちによって、持続可能なむらづくりを進めようとしていくことは、新しい公共性を生むことになると思います。

開発のみの行政から、大きく転換させ、行政の果たすべき公共的な役割の基準が、住民の命と暮らしを守ることであるという、新しい公共性を生み出すことと考えます。

この新しい公共性について、市長の認識をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

新しい公共性に対する認識についての御質問でございますが、公共性とは、広く社会一般の人々に資するものと考えております。言い換えれば、自発的な活動かどうかにかかわらず、それが特定の個人や団体のみ利害にかかわるものではなく、あくまでも公平、中立で、市全体や、多くの市民の利害にかかわるものが公共性である、このように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） そういうことで、公平、公共的な立場で活動を進めていただければ、望ましいのであります。

それでは、次にいきます。

自発的な活動や、団体の支援について、聞きます。

公的な役割を果たす上で、住民との協働や連携を進めていかななくてはなりません。

例えば、子育ての分野で考えるなら、子育ての支援システムづくりという視点が必要です。住民自身が、育児経験や悩みを交流し合ったり、育児グループを援助したり、協力する活動も大事な仕事になるわけで、福祉や環境づくり等の分野でも、必要と考えられます。

市長の自発的な活動や、団体の支援についての御見解をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

民間による自発的な活動や、団体に対する支援を行っていくつもりはあるのか、このような質問であろうと思いますが、民間による自発的な活動や、団体設立については、積極的に行っていただくことは、市の発展につながると考えております。

これらの活動や団体に対する支援につきましては、補助金の交付、物品の貸与、名義後援等、さまざまありますが、市民の皆様から相談を受ける中で、公共性等の観点に基づいて内容を精査し、できる限り、支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） このことは、電気、水道が都市の生活に欠かせないと同様、人々が動き、人間らしい暮らしを送る上で、不可欠なインフラともいえるべきものとなっております。

住民関係団体、そして専門員が協力して練り上げるべきものだが、総合的なまちづくりの一環として進める上でも、身近な地域への分権の仕組みも必要となります。

続きまして、自治体と住民との再構築について、伺います。

大事なものは、主権者である住民との関係を、

どう構築していくかということでもあります。行政が距離のある、よそよそしいものになっているとの声も聞こえます。職員教育の問題もあります。政治がコミュニティーから信頼されなければならないことが問題です。

行政と市民との再構築について、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

職員への対応についての御質問もいただきましたけれども、折に触れて、丁寧な対応を心がけるよう、喚起してまいっております。

そのため、職員一人一人が、常日ごろから、みずからの職務に誇りと責任を持ち、業務に取り組んでいるものと認識をしております。

今後も、宿毛市職員として、使命感を持ち、市民生活の向上に向け、全体の奉仕者である、このことを認識し、信頼される職員像を目指して、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 職員の能力について、お伺いいたします。

私たちの政治が、住民の支持を得ているか、謙虚に振り返っていかなくてはなりません。コミュニティーは、身近な課題について合意形成し、意思決定する民主的な場であり、身近な公共サービスをみんなで組織していく場であり、地域の将来を考える計画、企画の場で、そういう可能性を持っているわけであります。

政治施策、制度再編は、そうしたコミュニティーが構築されるための一環であると考えます。

行政の力と地域住民の力を合わせて、協働して、安心して暮らせる地域社会をつくることでありますが、政治は生き物です。社会を変えるには、さまざまな変化があると思います。

前議会で、市長は、答弁の中で、職員の能力

に応じてとのくぐりがありました。職員の能力は大変重要と、私も考えます。市長は、能力とは、どのような理解で捉えられておりますか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

6月議会で答弁したのは、職員の能力ということについてでございましたが、お答えをいたします。

職員の能力とは、職務で用いる知識や技能などのことであり、これらを発揮させるための住民対応力や、企画力、判断力等、さまざまなものがあると考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 一般的にそのような理解になると思います。もう少し深くしてみますと、人間の能力とは、育てる心を積み重ねて、培われるものであります。

これは、いろいろ、さまざまな、その能力が、知識や判断力、問題解決能力なり、よい方向を示す能力と、また反対に、自暴自棄になり、いかげんな言い方をしていく能力にもなっていく場合もあります。

職員がすばらしい能力を発揮していただければ、人間関係が円満に進むなど、幸せの度合いが高まっていきます。それは、個人にとどまらず、職場にも、また市民の幸せが広がっていくと考えます。

社会的地位や権力を得たために、地位や権力を乱用したり、贈収賄等の不道徳を侵したり、不幸な結果を招くこともあります。

能力が豊かであったり、社会の地位が高かったりした場合に、それを有効に使いこなす能力が必要になってまいります。

さまざまな能力がありますけれども、市長も職員の能力をしっかりと見きわめて、配置をして

いくと思いますけれども、その能力そのものに、もう少し触れてみたいと思います。

持ちこたえる力、つながる力、さまざまありますが、宿毛市民のためには、どれも必要です。市長は、頑張ってくられました。そのつながる力とか、努力する力とか、さまざまな出会いの中で、最も重要とっておられる能力をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

能力というのは、先ほども答弁したように、一つだけとかいう形ではなくて、職員の持ち得る知識や技能等のこと、あるいは、行政の職員としては、住民対応力や企画力、判断力等々、さまざまなものが組み合わされたものだというふうに考えております。

私は、そういうことが非常に重要だと認識しております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 首長が、行政の実行を約束しても、直ちにできるわけではありません。政策に人手も金もかかります。法律の取捨選択、解釈運用、自治六法も必要でしょう。社会の中にある技術、ノウハウをどうやって活用するかという問題、先行自治体の経験も学ばなければなりません。人・金・立法技術・情報など、政策資源を最適な状態で整える仕事は、税金で雇われている職員の仕事であり、職員の政策能力がつかなければ、首長はよい仕事できません。

大月、三原との合併が決裂して10年であります。振り返ってください。そのときに出したものは何だったでしょう。町は津波が来るほうへ、被害の出るほうへと広がり、にぎわったまちは、見る影もありません。

人口動向分析による人口推移によると、平成12年まで、緩やかに増減。平成12年、2万

5,970人、5年後、平成17年は2万2,610人、10年後の27年は、2万1,014人、今の宿毛です。

今、人口が高いのは、高齢者が寿命を延ばしているからであります。しかし、5年後の32年には、2万人を割って、1万9,546人、平成52年には、1万3,666人、平成72年、8,678人と予測されております。

10年前に合併したところは、独自で危機感を持って努力したところ、それぞれ結果を出しています。

北海道の東川町は農業の町であります。農業の付加価値を目指すとともに、福祉教育においては、国民の命を支える農業をとうとぶ教育がなされ、外に向かって、農村の魅力ある生活を発信しています。

また、先進事例として、安倍総理が言及する島根県海士町があります。本土から二、三時間かかる小さな町ですが、1950年、7,000人いた町が、今、2,300人、高齢化率40%。1980年以降、いわゆる公共事業で生きてきた島、生かされてきた島であります。

宿毛も同じであります。公共事業によって支えられてきたまち、それによって生活は改善されたものの、まちの財政力以上に地方債残高が膨らみ、町財政悪化、2000年ごろは、課題先進地となり、改革、取り組みを進め、2013年には総務大臣賞、そして2,000人が町を訪れています。

平成の大合併の混乱のとき、2,000人の町長となり、島は自分たちで守り、未来はみずから築くと、町民や職員の後押しで、自立への道の選択でありました。

2002年、101億円の借金です。毎年10億円以上の返済は無理、さらに三位一体改革には、みずから身を切らなくてはの考えで、町長は給与50%のカットを実行しました。

職員からも、カットの申し出が相次ぎ、町議、教育長も続きました。それにより、2億円の財源として、さまざまなプロジェクトが立ち上がっていきました。

町長のリーダーシップのもと、住民の徹底した理論と生活の中で培った知恵を体系化し、実践を試みたものであります。

企業の経済グローバル化の中で、企業は疲弊する中山間地域の移転対象とならないことも見えています。海士町のような試みのように、知恵でいかに現代化し、付加価値をつけた商品の販売ルートを開発していく以外にはないであります。

また、産業厚生常任委員会では、島根県邑南町に研修に行かせていただきました。2010年から始まる日本一の子育て村構想地域で、子育てをスローガンとし、若者流出を食い止める。大都市に出た若者を呼び込む機能の強化でありました。

行政と住民による多面的な取り組みが、若い女性の心に響き、彼女らの移住を支えています。これらに取り組んだのも、職員の意識改革でした。職員の意識改革について、お尋ねいたします。

いわゆるお役所仕事といわれる、その日が暮れたらよいとするスローモーな仕事ぶりの一掃です。意識が変わると、そんなに職員が要りませんという、住民がお任せでなく、職員がどのような役割を果たすべきか。自分たちのまちをよくするのは、自分たちしかいない。職員が必死になれば、住民も必死。20代、40代のIターンはふえています。子育ての島、ひとつづくりの島をブランドとして、その価値を高め、定住促進につなげていきたいと、町長はおっしゃっています。

コンビニもなく、不便で住みにくい。しかし、ないものを嘆くのではなく、人のつながりを大

切に、無駄なものは求めず、シンプルで満ち足りた暮らしを営むことができるまちを、住民とともに作り上げる、海士町長の言葉です。

上のことから、市長のお考えをお聞きたいします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

職員の意識改革、このようなことについての質問でございますが、これまでも、市全体、組織全体として、危機感を持って、職務に当たってまいりました。今後も、人口減少がさらに見込まれる中、地方公共団体の役割を、その大きさをさらに認識をして、これまで以上の、行政として、組織全体での必要性、その任務を比較しながら、職員の士気の高揚と、そして住民サービスの向上に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 職員の意識改革は、地域を知ることであり、広い視野を持つことであります。アイデア、知恵などを、得意分野で発揮していくことです。

住民のため、ともに努力していかなければなりません。

次は、縦割り行政を横割りに替えることについて、お伺いいたします。

今でも縦割り行政の弊害が言われてきました。言われながらも、部課の組織は縦割りになっております。国は、自治体が一定のまとまりの政策分野ごとに、戦略の基本目標を徹底するとある、政策分野ごとが縦割り行政に好都合だからです。

分野横断的な、総合的な基本目標を設定しないということです。それぞれ思惑が集まった、国の地方創生施策と、指摘もあります。

しかし、地方自治体は、地域住民のための総



合行政体で、仮に中央が縦割り行政であっても、地域で総合化していかなければなりません。

人口減少対策においても、地域の課題、特徴を見きわめて、政策横断的な、統合的な基本目標と、基本方向を明確にする必要があります。

若者支援は子育て支援、教育、高齢者を支えると、つながっていきます。横断的な立案する部と、事業実施後の評価をする部の横割りにかえることなど、成果を出すために、縦割り構造を変えることが重要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

縦割り行政についての質問でございます。

市役所の業務は、多岐にわたっており、その対象分野は、産業、福祉、税、土木と、非常に幅広くなっております。

この業務分野ごとでの効率性を上げるために、関連する業務をひとまとめにする形で、課として組織しておりますが、それが縦割り行政と呼ばれる原因だと考えます。

本市においても、課を組織し、そしてセクションごとに業務を分担しておりますが、課を超えて対応が必要な業務については、横断的に連携し、対応しております。

情報共有を、今後も徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1項目めの最後でございます。

これからの10年、市長の決意についてであります。

課題は多くあります。二、三、例でも取り上げましたが、そこには職員の意識改革があった。民間企業は、生き残るためには、リストラなど、企業努力を重ねています。行政は、親方日の丸、

倒産がないから安心だということも聞くわけですが、とんでもないことです。

地方公共団体の財源の健全化に関する法律の施行もあり、実質、倒産と認定されるようになり、努力しなければなりません。

数値がよいとしても、財政が改善されたとは言えないのです。経営感覚を取り入れ、強力に推進すべきと考えます。

これからの10年、市長はもうすぐ交代にされますけれども、10年、自分の決意として、その思いを聞かせてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

10年先ということでございましたけれども、私にとりましては、御存じのとおり、このような形で、決意を自分のものとしてということではできませんが、残されたこの期間の中で、含めた形での答弁とさせていただきたいというふうに思います。

本市については、川田議員おっしゃるとおり、人口問題を初め、課題が山積しております。

川田議員のお話していただいた他市町村のアイデアや、試みを勉強させていただき、本市にとって、最善の方向を模索する中で、今後の地方創生の政策等に反映させ、市民の皆様にとって、暮らしやすいまちとなるよう、企業誘致や、産業振興など、交流人口の拡大、観光振興、教育、福祉の充実に向けて取り組んでいただきまして、私も、残された期間、その方向で、全力で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 若者支援と子育て支援について、お尋ねいたします。

農家の嫁候補、全国に発信についてでございます。

知事が、後継者をつくるよう要請もあって、第1次産業、後継者がふえております。しかし、嫁探しに苦労しているとの話をあちこちで聞きます。当市の基幹産業である文旦農家にも、多くの立派な、すばらしい若者が、文旦を育てています。

収穫しても終わりではなく、作業が待っている。文旦はどんどん売れるとのことで、生産が少ないくらいだと聞いております。

県も婚活をしておりますが、あちらこちらでチャンスがあると良いと思います。しかし、最近の女性は、職業で選ぶことが多く、農業には人気が少ないため、苦労を聞くことがあります。

テレビでやっております、男女の出会い等への申し込みは、積極的にしてほしいものです。これは、自治体の申し込みとなっておりますので、力を発揮していただきたい。都会にない、自然の豊かな恵みを、宿毛を売り込んでいただきたい。

潮風に育てられ、太陽の甘味を十分に含み、日本全国にその品質のよさが求められている、宿毛のよさをアピールしてください。情報の力を使って、宿毛を売り込んで、人を呼び込み、Iターン、Uターン者の受入強化にもつながるでしょう。

農家の嫁候補、全国発信など、どのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

農家の独身男性に対する結婚支援として、婚活イベント等を行い、全国からお嫁さんを募集してはどうか、このような提案だと思います。

農業は本市の基幹産業の一つであり、その担い手である農家の後継者対策を推進することは、大変、有意義なことであると考えております。

一方、水産業や林業分野においても、恒常的に後継者対策が求められており、各分野にわた

る結婚支援を充実させることが、地方創生でいわれております少子化対策にもつながっていくものと考えております。

本市では、青年会議所等が、婚活イベントを通じて、若い男女の出会いの場を創出する取り組みを行っていただいておりますので、今後、青年会議所等と連携を図る中で、若者が結婚できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

10月ですか、各県下の11市の市長と知事との懇談会がございますけれども、その場で、私としては、この婚活イベント等について、ぜひとも県下一斉にキャンペーンをはった形で、県民の意識をさらに結集させていくような、そういう形での取り組みについても、意見を述べさせていただこうということで、県のほうに、今、その素案を送っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次、出会いの場の必要性について、お伺いいたします。

少子化対策の視点から、自治体として支援が必要ではないかと考えます。現在は、お見合いということは、若い方も好みません。このような状況から、結婚を考えながらも、出会いの機会が減少している独身の男女の交流促進することが、行政としても必要ではないかと考えます。

市内には、独身男女の多い職場、また独身女性の多い職場というのがあります。

そういう企業や団体をネットワーク化し、出会いの機会をつくる、そういうことであれば、大きな予算は必要ではありません。要は、市のやる気さえあればできることでありますし、市の活性化としては、一番大きな、大切なことではないかと思っておりますので、市長のお考えをお伺いいたします。

結婚したくてもできない、子供を産みたくて

も産めない状況の改善は必要であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

未婚や晩婚化が進んでいる中で、独身男性と独身女性を引き合わせる出会いの場の創出は、人口減少に歯どめをかける施策として、大変重要な取り組みだと考えております。

また、出会いの場の提供を行う団体に対する支援については、現在、人口減少問題の克服に向け、本年10月末までに策定予定の宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な取り組みとして、どのような支援ができるか、協議を行っておりますので、その状況を踏まえて、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 若い女性の人口減について、お伺いいたします。

結婚は個人の自由ではありますが、何も手を打たないで、少子化対策の解決はありません。婚活では、一生をともに生きていく方を選ぶことではありますが、昔とは随分女性の心の中も変化したようであります。

経済成長で便利になったことなどや、長く勉強するようになったことなど、条件をお互い求めていくことも多くなったと聞きます。

私など、人生を長く生きてきたものから思うことは、条件に合わなくても、好みに合う人はいる。そんな出会いを求めていくことも、自分の幅を広くしていくのではと思ったりします。

若い女性が流出しないよう、しっかり子育てに予算をとって、保育園の無料化、住宅の支援、また親世代の敷地内へ若者世代を隣接する補助金を出すなど、魅力的な対策、子育てしやすい社会環境整備が不可欠だろうと考えます。

子育てにかかる経費、また経済的負担を考え

ると、2人目、3人目を諦める人も多いと聞きます。これまで、子供が減った数を、寿命を延ばした高齢者の人口がカバーしてきたので、小さな人口減にとまっていますが、加速度的に進む人口減少で、集落など、コミュニティーを維持することも困難となってきます。

病院も商店も減少し、働く場所も減る。地方から流出する、人口が減ると、大都市も衰退する可能性が高くなってくるわけです。そのためにも、少子化対策の充実強化は重要であります。若い女性が流出すると、帰ってくることは少ない統計が出ております。宿毛で、安心して子育てできる社会環境の整備が不可欠と考えます。

経済的な不安から、子供を持つことをためらう若年層のために、手厚い経済的支援を進める必要を考えます。

市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

進学や就職を機に、本市の若年女性の人口は、年々減少し続けております。

人口減少に歯どめをかけるためには、子供を産み育てる世代の流出をとめ、または呼び込む施策を講ずることが、最も重要であると考えています。

現在、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向け、協議を続けておりますが、U・I・Jターンの促進、子育て環境の充実や、雇用の拡大など、子育て世代の定住、移住を促進する事業も盛り込んだ、総合戦略にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 子供のイベントについて、お伺いいたします。

若者支援、子育て支援に思い切った予算措置

を取り組んでいかないと、人口減少を食い止められない状況の改善を述べてまいりました。

結婚、出産は、個人の自由であります、ためらわせる要因は、取り除くことが重要と考えます。

時間をかけられないので、早期に、本気に取り組む姿勢を求めていきたいと思っております。

子供たちの心と命を守るため、生まれてきたことを後悔させないためにも、子供たちが成長し、花をつけ、実をならしていくのは、多くの大人の喜びであります。

人間の世界には、晴れを学ぶということがあります。日常から非日常、俗なるものから聖なるものへ身を置く、日常を離れて、非日常の生活を味わう。

昔でいえば、1月1日、3月3日、5月5日、7月7日、それぞれまつりごとを行う日がありました。月日も流れて、日本の文化であった祭りも変化を遂げてまいりましたが、残したい行事であります。

宿毛でも、子育て支援として、母親等への講演など予定されて、行われているものもありますが、金香百合先生の講演も、土日ではなかったもので、参加者も少なかったようであります。

加えてですが、子供たちのイベントをふやしていくことで、親も、またおじいちゃん、おばあちゃん、また近隣市町村から、交流人口がふえることで、活性化となっていきます。

プランは、トップダウンではなく、下から盛り上がったものを応援していくことで、共同作業と、人が動けば何か変わります。市民とともに、知恵を出してください。何もない宿毛といわれているところから、頑張っているね、宿毛へと変わらしましょう。変わるしかありません。

市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

子供を中心としたイベントとしては、教育委員会で実施している子供フェスタや、また楠山あけぼの会が実施している笹平キャンプ場開きなどがあります。

これらのイベントは、宿毛市内の方々を中心に、市外からも参加していただいて、実施をしていただいております。

また、市内外から多くの方々に参加をいただいております宿毛まつりや、産業祭、蛍湖まつり、観光びらきなどでは、子供の遊べるスペースを確保したり、ゲームができたり、子供と楽しめる内容のイベントとして、実施しております。

子供が楽しめるイベントそのものが、直接的に移住へとつながるかは、検証も必要ではないかと思いますが、移住促進についても、複合的な取り組みとして、現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成しているところであります。

イベントにつきましては、子供はもちろんのこと、市民の方々に楽しんでもらい、市内、市外からも来客をふやせるよう、イベントを実施することは必要であると考えております。

しかしながら、現在、実施をしておりますイベントのほかに、新たな交流人口を促進させるイベントの実施については、今後、検討しなければならないと思いますが、防災関係や民間団体においても、積極的に、子供も含めて楽しめるイベントの実施がなされているところであり、市としても、現在の宿毛まつりや、産業祭、蛍湖まつり、観光びらき、子供フェスタなど、子供連れを含め、市内外から多くの方々を楽しんでもらうイベントを開催をしておりますので、今後とも、より多くの方々に訪れてもらえるようなイベントとして、継続できるよう、関係各所と協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 続きまして、山間地の公共交通対策について、お伺いいたします。

山間路線において、他市町村と同様、民営路線のバスは、経営難のため、撤去を余儀なくされており、その犠牲となっているのは、高齢者であります。

同居する家族がおりましても、業務に支障が生じるので、病院等に送迎することは期待できません。足の確保は、交通対策というより、福祉行政の一環として考えるべきかもしれません。

デマンドバスやスクールバスで、路線バスとつなぐワゴンの運行ということを行っているところもございます。

本市におきましても、お試し運行をしたとお聞きしますが、利用する人が少なかったとも聞きます。原因は何だったのか、その後の工夫はどうなったのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

西地域で行いました実証運行につきましては、以前、高知県交通が運行していた定時・定路線バスが利用率が悪く、廃止路線となった経緯を踏まえ、より効率的なデマンド乗合タクシー方式での運行を行いました。

この方式は、交通手段を必要とする人が、あらかじめ電話で予約を行い、最寄りの乗降所でタクシーに乗車し、他の人と乗り合わせながら、目的地付近の乗降所へ送迎するサービスであります。

週2回、1日3往復の運行を行っておりましたが、利用される方が、御自身で移動手段を持たない高齢者の方々がほとんどであったことから、電話で予約する煩雑さや、最寄りの乗降所までの一定の距離がある等の理由により、利用率が非常に低い結果となりました。

このため、実証運行開始から半年で見直しを行いました。見直しの内容は、多くの方に、気

軽に利用してもらうために、毎月1回の無料利用の日の設定を設けることや、地域内の乗降所の増設など、利用しやすい形態への変更も行いましたが、稼働率アップにはつながらず、稼働率は7.6%となっております。

また、実証運行期間中、定期的に利用していただいた方は2名だけと、非常に少ないものとなっております。

今回の実証運行で見えてきたものは、公共交通を利用したいと強く望んでいる方は、高齢者などの移動手段を持っていない方だけであったことや、自宅から目的地まで、利用者の時間に合わせて移動できる手段でなければ、利用が難しいというものであります。

この結果のように、自宅から目的地まで、利用者が使用したい時間に使用する形にすると、現在あるタクシーと同じ形態となり、公共交通機関とは別のものでまいります。

このため、改めて宿毛市全体の公共交通のあり方を検討することとし、今年度、コンサルタントに委託して、調査研究を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ただいま、コンサルに依頼したとのことですが、今の状況について、お伺いいたします。

現在のように、自家用車が普及した社会であっても、高齢者の家族では、自動車免許のない方、あるいは高齢のために安全を考え、免許を返上されるというような方がふえてきております。

本市のような、住宅が点在しているところでは、路線バスなどを走らせることは無理でありましょうし、町のバスを利用するとしても、限られた財源の中では、無理と。タクシーを利用するのは、毎日の生活においては、住民の負担

が非常に大きく、たびたびできることでもありません。やむにやまれず、利用している状態も耳にいたしました。

現在、コンサルに依頼しているとのことではありますが、現在の状況、方向性、わかっているものがあればお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、本年度、宿毛市における公共交通のあり方について、調査研究を行っていくこととしておりますが、本年度は、橋上地域、これは平野、橋上、奥奈路、神有、坂本、楠山、奥下藤、京法、還住藪。そして小筑紫地区の一部であります栄喜、舟ノ川、石原、小三原、都賀川としております。

調査の進捗状況につきましては、8月に業者選定を行っており、9月中旬から、随時、地域に入って、地元の方々と直接、協議を行っていく予定となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） では、結果がくるまで何もしないのか、何か考えているのか、お伺いいたします。

そこから結果が出るまで、何もしないままおかれるのでしょうか。障害者、高齢者、移動に困難を抱える人にとって、この影響は大きくありません。既に大きな困難を有する移動環境で、長く生活している人は、それを正常とし、認識しようとするバイアスが生じる傾向があります。閉じこもりがちな人に、日ごろのつき合いの中で、外出するよう、働きかけると同時に、その人にとって必要とする交通環境の改善計画に反映させていく工夫を考えていかなければならないと考えます。

2014年、地域公共交通活性化再生法が改正されました。公共交通特定事業の一つとして、

地域公共交通再編事業が新設されたので、財源が確保されるのではないかと考えますが、どうい点が不都合であるのか、具体例をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

コンサルタントに委託する、その委託した結果が出てくるまでのことについてでございますが、以前、運行されていた路線バス等が廃止されてきた経緯、これは周辺人口の減少や、モータリゼーションの進展等に伴い、公共交通を利用する人が、急激に減少したことが大きな要因であると考えます。

一方、人口減少等に影響して、高齢化も進み、みずから移動手段を持たない方々が増加していることも事実であります。

このような現状を踏まえ、大変厳しい財政状況の中で、持続可能な公共交通を確立していくためには、地域の実情を把握するとともに、公共交通を利用する側の意識の合意形成も必要となってきます。

このため、本年度、関係地域へ入っていき、直接、住民の皆さんと意見を交わし、それぞれの地域に合った公共交通のあり方を目指して、調査研究を行いたいと考えており、それまでの間、別途の対策については、考えてはおりません。

そしてまた、具体例についてのお話もございましたけれども、公共交通機関が廃止された背景には、人口の減少や、1人1台の車を所有するような車社会が進展したことが大きな要因で、路線バスを利用する方々が、急激に減少したことも考えられます。

大変厳しい本市の財政状況を考えますと、県や国の支援なしに、単独で、しかも利用者が極端に少ない路線については、維持していくことは困難であると考えております。

しかしながら、公共交通を必要としている方は、車など移動手段を持たない高齢の方が大半であり、現実に通院や買い物等で、大きな負担を強いられている方々もおられますので、将来にわたって、持続可能な運行体制について、地域の声も踏まえる中で、調査研究してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 人が生き生きと生きることができ、住民が自由に移動できる地域づくりに取り組んでいくべきと考えます。

今回、住民自身が白ナンバー車両で運行するような形態も、具体的に明示されており、地域で行われやすいような制度改正も行っています。

2006年、道路改正法で車椅子、あるいは介助が必要な人のためには、交通手段として、非営利団体による有償運送事業が制度化されました。

移動だけでなく、目的地での待機や、また閉じこもりがちな人に外出を働きかけるなど、活動をあわせて行っているところもあります。

デマンドシステムの元気バスによる外出、支援バスサービスを、高齢者の安否確認などの安全見守りサービス、安全情報配信サービスとともに始めたころ、少なかったデマンドバス利用者もふえ、後期高齢者1人当たりの医療費増加もなくなった例もあります。

スマートフォンと電話による予約で、スマートフォンでは、緊急連絡も発信できます。スマートフォンの緊急通報を、タッチ機能で24時間見守られる地域住民の生活状況や、安否確認ができ、安心して、尊厳を持って暮らすことができるまちを目指す、福祉と交通問題を総合的に解決していくなど、御提案申し上げます。

続きまして、小筑紫保育園保険未加入問題をお伺いいたします。

その後、契約履行されていますでしょうか。和解後の契約履行がされているか、お伺いいたします。

さらに、指摘を受け、どのように改善されたのか、伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 小筑紫保育園の質問について、お答えをいたします。

和解後における小筑紫保育園新築工事の進捗状況については、5月11日の和解後、同日付で工事再着手し、12月末完成に向けて、実施しているところです。

8月末の進捗状況は、棟上げが終わり、屋根、壁の下地は完成しており、計画、実績とも、進捗率45%で、計画どおり履行できております。

さらに、その後のことについてでございますけれども、今後の保険の未加入を防ぐための確認体制につきましては、現在は、工事請負契約時に受注業者へ保険加入を指示した上で、証券等のコピーを提出させることにしています。

さらに、提出された証券等のコピーには、受領印を押印し、担当者だけでなく、課長まで、確実に確認をしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 火災保険のチェックの担当課はどこか、内部責任についてお伺いいたします。

保険契約のルールを決め、保険をかけるのに意味があるだろうと考えます。

このルール、いつできたのか、調査依頼をしてありましたが、請負業者の契約条項に、火災保険加入を義務づけるようになったのは、いつできたのかはわからない。県の契約書の要綱に倣っているとの報告をもらいました。

保険加入の記載があれば、発注者がルールに基づいて提出を求めるとなるわけで、行政上の

義務が生じるわけであります。

法令に基づいて適正な指導、また事後確認作業等があったと思われま。チェックの担当課はどこでありましたか。担当課の内部責任の問題については、不問に付したのか、何らかの措置をとったのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

担当課については、これは都市建設課でございます。その後の保険未加入を防ぐための体制については、先ほど、答弁したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） チェックの担当課は、都市建設課とわかりました。担当課の内部チェックが抜けているわけです。担当課の内部責任の問題については、何も行わなかったということでしょうか。不問に付したのか、また何らかの指導をなさったのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

こういうことが、きちっと、これからもないように、チェック体制をきちんと、今後はするようということきちっと伝えて、対応をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 保険の保障高は、契約金保障に見合うものかどうか、お尋ねいたします。

保険料の保障高は、契約に見合うものであったかどうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、建築中の小筑紫保育園の保険加入については、工事請負代金額に見合う保障額の保険

に加入していることを確認しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） どうすれば請負業者の多大な損失を防げたかなということに、入ってまいります。

今回、放火という事件で、請負業者にとっては多大な損失をかぶることになりました。地元の企業であって、これまでも、本市には何かと貢献してくれたことと思われま。また、地元産業を育てていかなければならない使命もあったであろうと考えるにつけ、残念な結果となりましたが、どうすれば今回のことを防げたであろうと思われるか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

工事請負業者が、工事目的物、及び工事材料等を、火災保険、建設工事保険等に付していれば、業者の損失は軽減できたものと思われま。

また、保険加入について、工事請負業者内でのチェック体制は当然のことながら、発注者である市のほうでも、業者に確認をしておれば、業者の損失を軽減できたものと考えられま。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） チェック機能は、本当に大切なことだと思っております。いただいた契約書の中にも、今度はきちんと判がついてあります。そこらあたり、抜かりのないように、地元産業の事業者も守っていかなければいけません。

続きまして、みなみ保育園屋根の修理についてをお伺いいたします。

みなみ保育園の屋根の修理をしたと聞いておりますが、修繕費は212万2,200円でありましたが、統合におくれが出たために、支障が出てきたのか、説明を求めま。



○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

みなみ保育園は、閉園後、用途変更し、公共施設として利用することを検討しており、ことし6月に修繕をいたしました。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 市民に無用な心配、負担について、お伺いいたします。

調理師1名は、統合がおくれたため、延長となったと聞いております。新園で卒業できるはずだった園児や家族、関係者を含めて、思いがけない、防ぎようのない放火という事件に巻き込まれることとなり、誰もが被害となったことといえるわけではありますが、市民への無用な負担、心配をどう思われているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

負担の問題等についての質問をいただきましたが、職員の不足についてですが、保育士につきましては、新小筑紫保育園に配置予定であった人数を、両園に分散することで、配置基準を満たすことができましたが、調理師につきましては、1名の不足が生じ、新たな職員配置をいたしました。

市民の皆様の無用な心配ということですが、このたびの火災においては、放火ということであり、多くの方々に御心配をかけたことと思えます。

何より、ことしの4月より、新しい園舎での生活を楽しみにされていたお子さんたちや、保護者の皆様のお気持ちを思うと、予定どおり開園できなかったことに対して、大変遺憾に思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 最後に、私は、この請負業者には何の思いも持っているものではありません。また、担当課の方にも、聞き取りなどの作業の中で、当時の担当者ではない方もいたかもわかりません。御了承ください。

この問題の教えるところが、どこが問題があったのか、検討して、再び起こさないことが重要であります、ということをお伝えして、この問題は終わります。

筆界未定についてお伺いいたします。

筆界未定の早期解決について、時間的にも長期になっています。どう思われますか。境界線は個人の話となるものですが、不明にした責任はあるのではと考えます。権利の回復措置は重要であります。早期解決のため、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 続いての質問にお答えをいたします。

国土調査事業において、筆界未定となる原因はさまざまありますが、結果として、隣接する土地の所有者間で折り合いがつかず、どうしても筆界未定になったところもあります。

筆界未定になった場合、それを解消するには、土地の所有者間による話し合いや、法務局で実施されている筆界特定制度等を活用し、所有者みずから土地境界を確定しなければなりません。

また、解消に至った場合でも、登記手続、再測量等、多額の費用がかかってしまいます。

筆界未定の解消は、原則、土地の所有者みずからが行わなければなりません。そのため、調査を実施する際には、双方に対し、十分説明し、理解を求め、境界画定には努めておりますが、お互いの主張があり、画定できない箇所もございます。

これからも、国土調査を実施している区域に

つきましても、筆界未定とならないよう、筆界未定の趣旨を土地所有者の皆様に説明をし、できる限り、筆界未定を少なくしていくよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 市民の財産を守り、安心して暮らせる社会の構築を求めます。

終わります。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時34分 延会

平成27年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成27年9月9日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第33号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第33号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	沢田 美保 君
議事係長	柏木 景太 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	沖本 年男 君
副市 長	安澤 伸一 君
企画課 長	出口 君男 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君

市民課長	立田  ゆか  君
税務課長	岩本  昌彦  君
会計管理者兼 会計課長	山下  哲郎  君
保健介護課長	和田  克哉  君
環境課長	児島  厚臣  君
人権推進課長	滝本  節  君
産業振興課長	黒田  厚  君
商工観光課長	山戸  達朗  君
土木課長	川島  義之  君
都市建設課長	中町  真二  君
福祉事務所長	佐藤  恵介  君
水道課長	金増  信幸  君
教育長	立田  壽行  君
教育次長兼 学校教育課長	沢田  清隆  君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原  一  君
学校給食 センター所長	杉本  裕二郎  君
千寿園長	山岡  敏樹  君
農業委員会 事務局長	岩田  明仁  君
選挙管理委員 会事務局長	河原  志加子  君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） おはようございます。2度目の質問になります。市長、きょうはよろしくお願ひいたします。

まずは、通告にありますように、国民健康保険について、お伺ひいたします。

この国保に関しましては、多くの市民から、いよいよ高いということで、生活できんぐらい高いので、もうずつないという話を聞きます。私も、商売をしておりますので、ひところ8万円ぐらい払ってました。

何ぼもうけがあるいいましても、8万円を8カ月払うと、非常に苦しかったことを覚えておりますけれども。

この健康保険は、調べてみますと、もうちょっと、ちょっとやそつとではわからないというか、非常に難しいからくりがございまして、にっちもさっちもいかんがですけれども、自分なりに調べた結果、ちょっとお伺ひしたいことができましたので、御質問いたします。

これまで、我が党の先輩議員のほうから、いろいろと、何度か質問をしたとは思いますが、そのことも踏まえまして、お聞きしたく思います。

過去の質問におきまして、宿毛市でもほかの市町村のように、一般会計から繰り入れて、国保税の市民負担を軽減するように求めておりますが、その件に対する市長のこれまでの答弁は、国民健康保険は、法律に基づく一般会計からの繰り入れを除き、保険税収入や国庫負担により、保険給付費等の費用を補うことを原則とした制

度のため、法定外繰入をするということは、国保加入者以外の市民の方に御負担を求めることになる。あくまで国民健康保険特別会計の中で、収支を均衡させるなど、原則だと考えておりますという御答弁だったと思います。

その考えのもとで、財源不足を、基金を取り崩しまして、24年度には、税制改正を行って、運営されておりますが、26年度決算において、基金はわずか、金利をはめましても510万ですかね。いわゆる、かつかつの状態となっております。非常に苦しい、台所事情がお察しできるわけです。

さて、国保が抱えるこの財政的な構造問題ですよね。赤字補填の法定外繰入などの解決のため、持続可能な医療保険制度を構築するための一部を改正する法律が、この5月7日に成立いたしました。

今回の国保改革は、国が財政支援を拡充しまして、国保の財政基盤を強化すると。そして、平成30年度から、都道府県が財政負担の責任主体となりますので、安定的な財政運営や、効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定させるという、皆保険制度の創設以来の、最大の、いいほうの改革だと思いますけれども、気になっております。

しかし、宿毛市国保の運営状況は、平成19年度から、毎年、基金を取り崩し続けまして、赤字補填をしております。基金の残が500万余りの現在、県へ移行する3年間、どのように運営をされていかれるのか、市長のお考えをお聞きいたします。

よろしくお願ひします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 皆さん、おはようございます。4番、山岡議員の一般質問にお答えをいたします。

国保財源の運営についての質問でございます。

御指摘のように、長引く景気低迷等による保険税収の落ち込み。一方では、高齢化の進展、医療技術の高度化等による医療費の上昇等により、平成19年度から、基金からの繰り入れがなければ、赤字決算になっております。

平成26年度決算におきましても、歳入不足を補うために、約6,000万円の基金を取り崩したことで、言われましたように、基金残高はわずか500万円まで減少しました。

また、御指摘の国保財政運営の責任主体が高知県になる平成30年度まで、どのように運営していくかとの質問でございますけれども、国より、平成27年度から、低所得者に対する財政支援として、1,700億円、平成30年度からは、財政調整機能の強化等を目的として、3,400億円の財政支援がなされる予定となっております。

しかし、このように、財政支援がなされても、厳しい財政状況にかわりはありません。

適正な賦課、収納、保険事業の充実及び医療費適正化事業に取り組む中で、保険者として、適正な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） わかりました。今、市長から、1,700億円の財源があるとのことですが、これは按分で、もしおわかりならば、宿毛市では幾らぐらい入るでしょうかね。よろしくをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

1,700億円のうち、本市に幾ら交付されるのかとの御質問だと思いますが、県のほうから、金額は示されてはおりませんが、被保険者1人当たり、約5,000円の財政効果があると伺っていることから、単純計算で、市では3,400万円くらいではなかろうかと考えており

ます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 今、市長の御答弁で、大体、3,400万、按分でこのぐらいになるのではないかというお答えでございました。

この3,400万と、基金の残り500万で、およそ4,000万円といたしましても、今回の補正予算で計上している療養給付金返還金、これが3,600万、退職療養給付金返還金の1,200万の合計が4,800万近くありますと。

昨年並み以上がかかるとなれば、27年度も、とても大変な運営になると思われま

さて、そこで提案をさせていただきたいんですけれども、市の独自の事業といたしまして、子供の医療の無料化制度を、20年10月から小学校修了まで、22年10月からは中学校修了と設けております。

子育て世帯にとりまして、これは大変ありがたい、いい施策だと思います。しかし、7月14日の高知新聞に掲載されておりましたが、市町村が独自で実施している、この福祉医療費助成制度に、国は安易な受診がふえるということで、市町村にペナルティーを課して、国庫負担金を減額しております。

宿毛市は、単年でよろしいのですけれども、26年度は一体どのくらいの減額になっておりますでしょうか。また、ペナルティーは、ほかの保険者にはされていないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

平成26年度の影響額についてです。単年度ということでしたので。

平成25年度交付実績に比べ、調整交付金536万6,000円の減、そして療養給付費等

負担金、これが805万8,801円の減で、合計1,342万4,801円の減額措置を受けております。

そしてまた、ペナルティーについてでございますけれども、このような措置を課せられているのは、市町村国保のみとなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 今の御答弁で、1,000万を超す額が減額になっているようですが、まことにもって、これはおかしな話だと、私は思います。

しかし、このことを宿毛市のほうに、異議を言ったところで、これはどうにもなりません。が、これは地方から、ぜひ国のほうに訴えていかなければならないことだと考えております。

ただ、ここで私が市長に提案したいのは、一般会計からの繰り入れについて、厚生労働省の見解が示されております。国民健康保険予算編成に当たっての留意事項と、そしてホームページ上に公開しております、全都道府県に通知をしております。

それによりますと、負担金の減額相当分につきましては、一般会計等による所要の財源措置を講じるようにと、こう通知がされております。これによりますと、ペナルティーの国庫負担金の減額分は、一般会計から国保会計に繰り入れるべきであるという見解に至っておるわけです。

25年度の全国市町村の実質赤字ですよ。これは、ひどい話で、3,139億円ございます。赤字補填のための法定外繰入は、3,544億円と、調べた範囲ではこういうふうな数字になっております。

法定外繰入の目的も、市町村によっては、さまざまだと思います。赤字の補填や、保険税の負担の緩和を図るために、いろいろ、皆さん御苦労されていると思います。

しかし、調べてみますと、高知県において、地方単独事業の波及に充てるためとして、高知市を初め、14市町村が一般会計より繰り入れをしております。

幡多では、四万十市、土佐清水市もしていると聞き及んでおります。

この厚生労働省の見解からすれば、宿毛市においても、可能なものではありませんか。なぜしないのですか。

恩恵を受けているのは、国保加入者だけではなく、ほかの保険に加入している宿毛市民も、同じように恩恵を受けているのに、ペナルティーは国保加入者だけと、本来もらえるものがもらえず、赤字が膨らみ、結果、保険税を上げざるを得なくなりますと。

市が単独で行っている事業で、国保の加入者だけが大変になります。おかしな話ではないでしょうか。

市長は、国保加入者以外の市民の方に、負担を求めることになるため、一般会計からの繰り入れは行わないと言っていますが、受益と負担の公平性からも、減額分の繰り入れをしてみたいかがですか。見解をお聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

宿毛市では、市単独事業として、平成20年10月から、小学校修了まで、そして平成22年10月からは、中学校修了までを対象とした医療費助成事業を実施しています。

この事業は、子育て世帯にとって、有益な制度と歓迎されていますが、財政運営上の不安定要因となっています。

議員御質問の一般会計から減額分を繰り入れることについての、私の見解についてですが、宿毛市では、これまで、法定外に一般会計から繰り入れることは、国保加入者以外の市民の方に、負担を求めることになる、このような側面

から、原則行わない、このように運営をしてきました。

しかしながら、子育て支援策の観点から行った、実効性のある福祉施策に対し、国保保険者のみが負担を強いられていること。また、厚生労働省からも、先ほど、御指摘がございました国保負担金の減額相当分については、一般会計による所要の措置を講じられたいとの通知も出されていることから、ことし中に国民健康保険運営協議会に諮問をして、審議をしていただき、その答申を踏まえる中で、検討していきたい、このように考えております。

現在、厚生労働省では、この減額措置の見直しについての検討会を立ち上げ、既に協議が始められておりますが、子ども医療費の助成事業は、国の主要施策となっている少子化対策にも合致するものであり、国が一定の責任を負うべきものと考えますので、地方単独事業に伴う減額調整措置の見直しに向けて、他市町村とも連携をとりながら、国に要望をあげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ありがとうございます。

市長の諮問に応じまして、国保について、審議するところになっておりました国民健康保険運営協議会、通称運協ですかね。これに諮問して、上に上げていくというお答えでございましたので、納得いたしました。

ひとつよろしく願いいたします。

また、できましたら、ぜひとも、小学校修了まで導入した20年度にさかのぼって、いわば遡及して、繰り入れの御検討をお願いを申し上げまして、本質問は終わります。

ありがとうございました。

さて、いよいよまた話さないけませんけど。

公用車使用につきまして、質問いたします。

もっとほかの質問もしたいんですけども、これやらんといかんようになってちよる。

質問1、7月3日、高知新聞におきまして、これはもう松浦議員が、初日に御質問したと思えますけれども、公用車を使ったと。市長の答弁で、大体はつまびらかになっておりますけれども、宿毛市は2年前の要望書決議から、何度も防衛省を初め、呉基地などへ陳情を重ねておりますさなかですね。

この2年のうちに、自衛隊艦船が、幾度となく湾内にも来まして、ついこの前は、機雷を沈めたら、どの程度沈まったとか、砂とか海底のあれを調べたとか、L C A Cも、実際に湾に来ておまして、漁業関係の方も目撃をしております。

2年前に、ここで議決されたとはいいいましても、必ずしも満場一致ということではなかったわけで、5対7でしたか、一人の方が会場から出られたんですかね。

しかも、この議決は、議長を除くわずか13人というか、わずか13人という言い方は語弊があるかもしれませんが、その後市民アンケート等も実施することもなく、誘致によるメリット、デメリットの考察ひとつあるわけでもない状態で、要望書だけが先歩きしているのが実際なんですけれども。

要望を出し続けることが目的かもしれませんが、何でも言い続けるということは大事なことなんで。

しかし、新聞記事には、もう出ちゃいましたので、この森本元大臣が遊びに来たと。片や、公用車というような、ある先輩に言うたら、パラドックスですって言ってましたけれども、こういう対比でやられますと、市民がこの記事に、普通に考えまして、ありやと。どこの、公用車使てやるがかと。おかしいじゃないかというのが、僕は非常識なことを言っているでしょうか。



普通に思うと思うんです。

しかし、この高知新聞の記事も、よしあしと  
いうか、意図的にこういう書き方をしたのかも  
わかりません。これはね。どのようにもとれます。

新聞は全部が全部、信用できませんので。気  
をつけて報道していただきたいというのが、私  
の印象なんですけれども。

いずれにしても、市民にはいろいろな意  
見や考え方がございます。こうでかでかと新聞  
に書かれますと、要らざる批判を受けること  
になります。ましてや、森本さんは、軍事のスペ  
シャリストというか、論客でございます。変な  
誤解を市民に与えるのは、得策ではない。脇が  
ちょっと甘いんじゃないかと、こう思いますけ  
れども、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

公用車の使用についてということございま  
すけれども、森本元防衛大臣を宿毛湾港新港岸  
壁等へ案内した経緯につきましては、一昨日の  
松浦議員の一般質問にもお答えをいたしました  
が、森本元防衛大臣がどのような御用件で来  
られたかは存じておりませんが、幡多地域を訪  
れるとお話を聞きましたので、滞在中の空き時  
間をいただければ、宿毛湾港等を視察して  
いただき、その活用について、何か御意見等  
がいただけるのではないかとのお思いで、要  
請したものであります。

高知空港からの公用車使用につきましても、  
高知空港から高知駅を経て、幡多地域へ入  
られるようになっておりましたが、高知駅で  
の鉄道への乗りかえに2時間ほど時間を要  
することがわかったため、この乗りかえに  
要する時間を、宿毛湾港等の視察に割いて  
いただくために、公用車を使用したもので  
ございます。

つけ加えますと、新聞記事につきましても、

最後までお読みいただければ、公に資する情  
報を得られると判断をしたものだと、御理  
解いただける内容である、私はこのよう  
に考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） わかりました。

公用車を使って、森本元防衛大臣を宿毛湾  
港新港等への御案内の経過につきましては、  
松浦議員の一般質問にお答えいたしました  
という返答で、森本元防衛大臣がどのよ  
うな御用件で来られたかは、存じ上げて  
おりませんという言葉がありますけれど  
も、本当に存じ上げていなかったかどう  
かを聞こうかなと思ったんですけれ  
ども、これはやめます。

質問2に移りますので。

私は、今回の高知新聞のこの記事のこ  
とで、一番疑問と申しますか、不思議に  
感じますのは、どうやってこの記者が、  
このことを知り得たかと。一緒にいた  
どなたかが、あらかじめ知らせないこ  
とには、これは絶対、知り得るわけが  
ないんですよ。

これは、私が思いますに、森本元大臣  
が高知へ来ることを知って、かつそれ  
を市のほうに伝えた人がおまして、そ  
の方が新聞に、恐らく知らせたよう  
に思いますが、そもそも森本元大臣  
が来高することを、お答えにはでき  
ませんが、市はどうして知り得まし  
たか。できましたら教えていただきたい  
と思います。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

森本元防衛大臣が来高する、この情  
報につきまして、どこから情報を得  
たか、これにつきましては、お答え  
することは控えさせていただきます  
と思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） お答えできない、控えさせていただきたいと、正確に言えば。との答弁ですが、私もここで、この話は括りたいと思いますので、余り長くはやりませんけれども。

お答えできないという答弁なんですけど、どんな理由にいたしましても、時間内に公用車を走らせて、職員まで動員したということについて、新聞にも載っちゃいましたので、やはり何がしか、申しわけないという部分も、絶対、少しは認識をしていただきたいと。

賛否両論ある中で、市民の耳目にも達したということは、これは消せませんので、こういうことが、妙なところで政治不信につながっても、これはいけませんので、今後はこうした説明のできないような行動は、厳に慎んでいただきたいと。このことをお願いをしたいということでございます。

しかし、そこまで原稿を打っておりましたけれども、きのうの朝、また載りました。また新聞に載りまして、高知新聞に載りました。今度は4人、写真が写っておりました。

この中にも一人、背の高いおんちゃんが写っておりました。しかし、それはそれでいいんですけども、こういう事実がありまして、そのときは、今ノ山のほうまで行かれたというような新聞記事でございました。しかし、またそこでも、高知新聞が巧みに書いております。遊びと、公用車というような書き方をしているんです。

今ノ山に行ったということに関しては、松浦先輩の質問にはお答えがなかったんですけども、ちょっと通告外なんですけれども、それほどずらずらと、何十人が訪問したというわけではないと思いますので。

大月のほうは、町長さん、あるいは、村長のほうは田野さんですかね、御一緒だったかどう

かだけ、よろしければお伺いしていいですかね。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

今ノ山は、田野村長も同行をされておりました。

つけ加えますと、今ノ山へ視察に行ったというのは、そこには自衛隊のレーダー基地もございます。さらに、今回の宿毛湾港の利活用というのは、防災上の、南海トラフで発生する巨大地震に対しての、防災上の点からも、この港の利活用ということを考えておりました、そのときには、芳奈の総合運動公園の視察もしていただき、そうした流れの中で、私もレーダー基地、まだ見たことがございませんでしたので、今ノ山に同行させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） このことについては、先ほど言いましたけれども、ぜひひとつ、僕らみたいな政党は、いろいろありまして、言わないかん立場もありますので。

本当は、こういう公用車のことで質問をする時間があつたら、もっと住民福祉に資する質問をいたしたいんです。時間の無駄になりましたが、ひとつ、今後は厳に慎むようお願いいたします。

公用車を使うことは消えませんが、これだけはひとつ、最後に通告というか、厳しく言うておきます。

さて、次に、海上自衛隊誘致の問題なんですけれども、これまた海上自衛隊なんですけれども、6月議会の折には、質問者、つまり私の質問が長々とありまして、言うたほうはすっきりはしましたけれども、後で市長の答弁を思い出してみますと、どうもすっきりしないと。市長

の答弁は、艦船が寄ってきて、飲んできち、お金を落として、行っちきち帰っちきちもらうと。水や食料の補給をすると。何ら問題はないというようなことをおっしゃったと感じましたが。

要望書の内容を、何度もあれから読み返しましたけれども、市長の言う、ただ艦船誘致だとする文言は、どこにも、僕には見つけられませんでした。

たぶん私がもう一度尋ねましても、やはり市長は、前回と同じことをおっしゃるとは思いますが、市長、いかがですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどの公用車の使用について、今後、このような使い方はしないようにとかいう質問もございましたけれども、私どもは、公用車を使う場合、常に相手が公人であるとかという形だけではございません。当然、私人に対しても、会社に対しても、宿毛市に対して、行政上、そこに市民のために資することができる、そういう行動をするためには、当然、公用車を使います。

ですから、今回の、時間的なことも含めまして、いろんな情報をいただけるという認識がございました。しかも、森本元防衛大臣が、何の目的で来たかということは、我々は詳しい話は知りませんので、遊びに来た人を、それで迎えに行ったという認識は、我々は持っておりません。非常に、有効な情報を持たれている方が、そういう形で幡多のほうに来られるということで、対応したことでございまして、新聞の構成上、非常におもしろい構成をしていると思えますけれども、私は、先ほども答弁しましたように、最後まで読んでいただければ、行政のといった対応については、私は間違いはないというふうに判断をいたしております。

それから、海上自衛隊の誘致についてでございますけれども、6月議会でも答弁した内容に

なろうかと思えますけれども、防衛省の要望書の内容の基本的な考え方、これは宿毛湾港の有効利用、このことについてでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 公用車の件は、また、そう言えますけれども、それなら高知新聞に公表されたらいかがですか。それをおっしゃるなら。

これは何でか言うたら、公の新聞というものは、出ましたのでね。あんまり、この話はここまでにしたいんですけれども。外に出ちゃうと、どうしても、ここだけの話じゃなくなってきますので、そのことを踏まえて、懸念に思ったわけでございます。そこは御理解していただきたいと、こう思います。

さて、やっぱり市長は今までの見解どおりという御答弁でございました。

それでは、この要望書の中身は、一体、何なんですかと。要望書は、市長初め、時の議長、商工会会頭の印鑑がきっちり押されております。その一部をかいつまんで、一番ここが、その文書の中心かなと思うところ、ちょっと抜粋しました。

自衛隊の市への常駐と物資の集積と、装備品の整備、海上、航空、地上輸送や護送、事前の展開準備ということがありまして、各部隊編成、訓練などを行うための近傍作戦根拠地として、最適の候補地でありまして、ぜひとも当地域への活動を御要望いたしますと、こうはっきり書かれていますよね。

そこでお伺いしますけれども、この要望書の中の事前の展開準備ですよ。部隊編成、訓練、これはいかなる自衛隊の行動を指すのでしょうか。市長の御見解、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

展開準備とは、どのような自衛隊の行動を指すのかとの質問でございますが、具体的な内容については、十分、把握できておりません。

ただ、我が国は、南西諸島における防衛の強化を図る上で、四国西南地域は、後方支援の役割を担うことはできるのではないかとアドバイスをいただきましたので、宿毛市の地勢的な優位性を強調する意味で、要望書に書き入れたものであり、基地化等の具体的な構想があつてのことではございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 実は、7月14日、15日にかけて、うちの党の塚地佐智県議と、大月の浦木町議と、3名で、一回防衛省に行つて、どういう受けとめをしているか聞こうじゃないかということになりまして、行ってきました。

ちょうど衆議院の、今の平和安全保障法案が強行採決された日やったと思いますかね、15日は。

これは、議員会館前の歩道は、デモの人、人、人であふれかえっていました。

そんなわけもあつたんでしょうか、総務の方は国会対応で多忙ということで、非常に若い防衛省の防衛計画課の方が対応してくれました。

それも多忙なのかどうか、ちょっとわかりませんけれども。

まず、聞いたのは、統合作戦近傍根拠地という長い言葉が、要望書にはあるけれども、これはどういう作戦基地かと尋ねました。そうしましたら、防衛省では、通常、そういう言葉は、日ごろは使っておりませんという返事でした。

その防衛省の職員が言うには、宿毛市のどなたかの造語ではないですかと。誰かがつくつたんじゃないですかと。

この統合作戦近傍根拠地という言葉の作者と申しましょうか、この呼び方を考えたのは、企画課ですか。それとも、昨日、松浦議員にお答えしたように、三者で、市長がお考えになって、皆さんで考えたというお返事だったんですけれども。わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

御質問の統合近傍作戦根拠地を初めとする言葉は、企画課で考えたものではありません。

先ほども御答弁いたしました、さまざまなアドバイス等をいただく中で、本市の、地理的な優位性を強調する意味合いで使用させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 私も、そのときに政務活動費もいただきましたので、多少とも御報告をせねばなりません。

その防衛省の職員は、今のところ、この厳しい財政状況の中で、新たに基地をつくるというのは、正直、念頭にないと。難しいというようなお答えでございました。

将来は、どういうふうになるか、これは経済も政治も動いていますので、わからないにしても、ただいまのうちは、なかなか組上にあがるようなことにはなっていないというようなお返事でした。

ただ、こういう我が町のように、手を挙げているところがほかにもありますかとお聞きしましたら、ほかにもあると。

例えば、海の向こうの佐伯市ですよね。佐伯では、もう既に小さな駐屯地があるみたいなので、まちの活性化のために、もうちょっと広げてくれというようなことは言っておりました。

それから、機雷の検査も、通常、ああいうこ

とをいつもしているんだというような答えでございました。どうかなとは思いましたけれども。

まあしかし、話は何分、若い方で、らちがあきませんでした。結論からいいますと。

そこで、くどいようですけれども、防衛省は宿毛市、そのときに私、思いましたのは、質問、話しているうちに、防衛省と宿毛市と市民の三つの認識が、まだまだ、かなりぶれがあるというふうなことを感じました。

防衛省は、今のところ念頭にはないといまして、作戦近傍根拠地という言葉も、ふだんは使うとらんといいます。ところが、市は、近傍根拠地にしてほしいと、切望をしております。

市長はといえば、あくまでも艦船の誘致寄港だと、こう申しております、市民はといえば、要望書の内容も知らない市民が大勢おるということの中で、ぐるぐる回って、空回りしているような状態だと思うんですけれども。

基地化による経済効果のシミュレーションも、何もしてありません。しかし、これと呼んたら、経済がバラ色になるということでもないと思うんですよね。

一番の、僕らが腹をくくって考えないかんことは、自衛隊というものは、いわゆる国家権力なんで、それを呼び込むことなんですけん、よっぽど覚悟がないと、市民にも覚悟が要求されるという、大きな案件でございますので、市長には、どう考えても、この要望書の中身を、やっぱり市ヶ谷のほうへ要望しているのは、これは事実なんで、本腰にやるのなら、そのように市民にも説明をしなければなりません。そのときに、賛否がいろいろと出てきますし、もっとすっきりしやしませんか。

これを言っても、また市長は同じ答えをなさると思いますが、通告外ですけれども、きつく言いますと、市長がみずから市ヶ谷に赴くということは、これは重いことです。県議が

市議が行くようなものとはわけが違います。そのあたりは、よく踏まえてお聞きしたいんですけれども。

市長は、市ヶ谷に何度お参りをいたしましたか。覚えている範囲で教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

私個人として3回行っていきます。副市長は1回代理で行っています。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） ちょっと言いにくいかもしれませんが、市ヶ谷の、防衛省の部屋の中で、あくまでも自衛艦船の誘致が目的だとおっしゃいましたでしょうか。と聞こうかなと思ったんですけれども、余り言うとか、いいですか、そしたら教えてください。

ぜひ、よろしくお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほど、防衛省のほうには、私のほうから3回参っております。

最初、訪問したときは、要望書とか、そういうものはなくて、全くこれは、会頭と、たしか議長もおられたと思いますけれども、寄港要望ということで伺いました。

そして、その次には、議会での請願を、商工会議所からの請願を受けて、それを採択して、それで市長も同行をして、そのときに、4月11日でしたか、平成25年のですね。このときに、自衛隊誘致の要望を出しました。

その後も、ずっと出しているんですけれども、最初、その自衛隊誘致の請願というのは、これは議会のほうで潜水艦基地という形で、あるいは掃海艇の基地とかいう、具体的な形での請願は採択しておりましたけれども、市としては、そのような内容は記載をしないで、自衛隊の誘

致という形で請願をし、それが自衛隊そのものの基地を誘致ということにつながっているというふうに思います。

このことについては、私も、議会が確かに反対する方もあったにせよ、議会としての、宿毛市議会としての意思決定ですから、それはまた、市長も、私は対応すべきだという判断で、同行した経緯がございます。

しかし、先ほど、山岡議員も言われましたように、非常に基地というのは、困難であるという状況をつぶさに、いろんなところでお聞きをいたしました。そうした中で、あとの2回、3回の要望には、これははっきりと、自衛隊の艦隊の寄港を要望するという内容にかえております。

そういうことでの、私としての防衛省に対しての要望活動は、続けてきたということがございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） これはもうくりにいたしますけれども、海上自衛隊の誘致要望につきましては、言論の自由及び思想、信条の自由において、私個人は反対なんですけれども、反対ではあるけれども、市は、議会の議決を経まして、さっき市長が言われましたように、市民の熱い要望の意思が示された場合、これは自衛隊の誘致に限らず、市民にその事業の必要性を心から説明して、これこれしかじかであるから、絶対にみんなでやろうやと、訴えることもない事案が成り立つわけありません。

前回の私の質問で、市長は、市町村への説明、周知をする必要を求めましたら、市民への説明と近隣市町村への説明は、今後、その必要があるならば、そういう必要に応じて、現在、宿毛市が取り組んでいることについては、市民の皆さん、漁業者の皆さんにも明らかにしていく、

懇切に、求められればお話していきますとおっしゃいました。

宿毛市は、今でも一次産業のまちでございますして、なかなづく宿毛湾の漁業はすばらしいということは、もう御存じかと思います。

これを何とか残していきたいし、地方創生に向けてでも、この海を手放しよったら、もう宿毛市は首くるみたいなもんですけんね。何とかこの漁師町を生かす方法を、皆さんで考えていくということが肝要かと思います。

私も、どうもようわからんですがです、いまだに。何度も言いますけれども、何度も、もう余りは言いません。

これが最後かもしれませんけれども、市長答弁とこの要望書の中身は、市長が幾ら言うても、僕にとっては別物なんですけれども。

まことに失礼ながら、逃げを打っているんじゃないかなというような印象もあるんですけれども。

要望書の内容は、歴然と、軍事基地化というか、これは要望してほしいと。これは宿毛市だけじゃなくて、西南地域ぼったりで、要望しているということが物語っておりますして、今後も自衛隊誘致の件は、誘致そのものに限らず、その誘致に関する手法についても、賛成、反対の前には、今後も敏感に対応していきたいと思っております。

私、ここで、最後に言いたいのは、市長も残念ながらおやめになるということでございますけれども、もう一回言いますけれども、はっきり要望書にうたわれた、そのものを要望しておるんじゃないかと言うたほうが、すっきりするし、市民のほうも、ああ、そうながやと。どんなメリット、デメリットあるの、出してくれやと。こういう議論になると、私は思って、ええ意味で、賛否両論がええ意味で拮抗して、皆さんが公聴会なんかで話し合っていましたら、本当、こ

この傍聴席も満員になるかもしれませんが、今後は。

やっぱりみんなが議論を、一つのことをするという事は、とても大事な、政治的な手法だと考えております。

ぜひ、本当はすっきりしたほうがいいと思います。

時間の引き伸ばし。

最後に、岩国元市長さんが、あれは井原さんでしたかね。2007年でしたか、福祉センターに、ある団体を呼んで、岩国いうたら、皆さん御存じのように、米軍基地あるところなんですけれども。宿毛市が誘致したいというようなことを、参加者の中の誰かが質問しました、言うたらしいんですよ。そしたら、井原さんは、信じられんというようなことを言っていたそうです。

信じられんのは、いろいろ示唆に富む、現実には基地のある、元市長さんがそうおっしゃるので。その中では、確かに予算も、補助金もくると。くるけど、ほとんどがひもがついて、なかなか使い勝手悪いというようなお話がございました。

何をやるにしても、後で後悔することなく、どっちにしろ、市民とひざを突き合わせて、腹を割って話さんことには、大きな事業は進展しませんので。そのあたりのことを、少し言わせていただきまして、質問は終わりますけれども。

市長は、もう一つ、安保法案は反対というようなことで、新聞に載っておりましたので、それについては、市長個人として、宿毛市長としての見解で、なかなか立派だったと、最後に言わせていただきます。

何かありますか。よろしくをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 山岡議員のほうから、

要望についての本音を言えと。うそを言っているんじゃないか。うそというか、本当のことを言っていないんじゃないかという話です。

私は、先ほども申しましたように、この間の4年間の流れについて、要望の経緯、過程について、先ほど御答弁させていただきました。

私としては、先ほど言いましたように、現在、基地化というのは、非常に困難だと。ですから、私としては、わずかな任期しかございませんけれども、自分の任期中には、基地誘致、そういう要望等については、全くするつもりはありません。

これが、今の全体を通じる、私の経過の中で、考えが浮かんだこともございますけれども、私は、今の心境は、そういうことでございます。

そして、先ほどの内容、また繰り返しになりますけれども、最大の、私が望んだのは、南海トラフの巨大地震に対して、本当に宿毛市には、自衛隊の応援が届かない、こういうものが県の調査の中でもわかっています。非常に孤立してしまうという状況の中で、この宿毛湾港を利用して、防災上の対応、非常に有効に利用できるんじゃないかと。

そういう、非常に強い思いもあって、私はこの自衛隊についての寄港誘致、あるいはさまざま、燃油や、水の補給であるとか、総合的な、一定の根拠地的な役割を持つ自衛隊の、そのような活動が欲しいという要望をしてきた経緯がございます。

そのところについては、信じていただけるかどうかわかりませんが、私はこの4年間、この件に関して、取り組んできた最大の目的でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 信じるも信じんも、市長、今おっしゃいましたこと、信じるしかない

ですもんね。言いましたよね、確かにね。

これで質問を終わりますけれども、1番の眼目は、やっぱり大きいことをする場合は、どちらにしろ、市民の協力と応援がないと、これはできませんので、そのことだけは。

しかし、市長はもう、12月になったらおりませんものね。

市長とは、同じ党におりまして、けど、市長とはいよいよニアミスで、全然、交流はありませんでしたね。

そのことを申しまして、質問終わります。

**○議長（岡崎利久君）** この際、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

-----・-----・-----

午前11時11分 再開

**○議長（岡崎利久君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番濱田陸紀君。

**○14番（濱田陸紀君）** 14番、一般質問をいたします。

問題1、消防団の組織変革と定数削減について。

私は、長らく地元を離れ、情報音痴の状態でしたが、過日、2人の方が来店してくださり、濱田さん、この前の市政懇談会で、消防団の定数削減をしたいというお話を聞きました。執行部から提案されたものでございますので、私は、市政懇談会にもいませんでしたので、その方の話に沿って質問しますが。

消防団とは、地域防災力の中核として、市民の生命、財産の番人として、代替のできない存在であると、私はそのように思っております。

3. 11以来、どこの自治体も、いざというとき、一番頼りになるのが地域の消防団であると言われております。

話は少し余談になりますが、以前、宿毛から

宮城県仙台の津波被災地まで、昼夜を問わず、2トン車で小夏を満載していかれた宇須々木の久保さん夫婦に出会いました。

その久保さん夫婦が被災地で出会ったのが、災害復興支援グループの「きぼう」の代表、浅見さんでございました。

その方は、通産省から郷里の仙台に帰り、消防署に勤務、最後には、公民館長として努めておりましたとき、災害に遭われました。

そのとき、その公民館は避難場所ではございませんでした。しかし、その浅見さんは、その公民館を避難場所として、すぐに看板を立てて、ここへ来てくれというような情報を伝達しました。

そして、その日のうちに、災害復興グループ支援センター「きぼう」を立ち上げ、食品、毛布、その他を各所に手配し、もし、よう払わなければ、私の退職金で払うと、そういうようなあれで、各スーパーとか、そのあたりの食品、そしてスーパーなんかとかで毛布を調達して、そこにあるのを全部持ってきてくれという話をしたそうでございます。

そのとき、公民館を開放して、集まった人が1,200人から、最大で1,500人はおったんではなかろうかと、そういう話を聞いてまいりました。

そういうことで、私も、久保さんを通じて浅見さんと知り合ったわけではございますが、それで、4回ほど、公私合わせて4回ほど、被災地に行かせていただきました。そこで、被災地の方々のところに、浅見さんが連れていってくださり、いろんな方々と話したわけでございますけれども、その仮設住宅の人たちも、消防団の方がいなければ、私は今ここに命はなかったであろうという、年とった、80過ぎの老人の方が、そういう話をしてくれました。

そして、どういうことでございましたかとい



うと、私は、着の身着のまま、そして服なんかもぬれておりましたと。そして、消防団の方が来てくれて、消防団が着いていた、ジャケットを私に与えてくれましたと。私は、ずぶぬれの体から、そのジャケットで命が助かりましたと。そして、名前を聞いたけど、何々と言ったけど、その名前を忘れてしまいましたと。わかるものなら、もう一度、その人にお礼を言いたいと、そういうふうな話を聞きました。

また、団員の方からも、いろんな話を聞きました。

そして、その団員の方、254名の方々の命が失われたわけでございます。

私は、どうしても、そういうこともあって、今回の定数削減構想は納得がいかないことでございます。

もしよろしければ、その理由を、市長、ひとつお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 14番、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

消防団員定数の削減の意図についての質問でございます。

消防団組織につきましては、市制発足時に24分団740名でスタートし、3回の定数見直しを行い、昭和49年から約40年間、8分団の24部、498名体制で活動しております。

幸いにも、現在は、定数を確保できておりますが、人口の減少に伴い、団員確保が難しい状況が出てきており、また、就労形態の変化により、昼間に地元にいる団員が少ないなど、部単位での出動態勢では、人員確保が困難になっております。

さらに、消防団詰所の老朽化が著しい状況となっていることや、津波からの団員の危険回避、及び車両の損失回避のためにも、津波浸水域にある詰所も、高台移転及び詰所の集約について、

検討をすることとしています。

集約することにより、車両台数及び定数の見直しも必要となることから、これまで明確な基準が決められていませんでした定数について、消防車両1台につき、出動可能な最低人員3名を基本とし、その5倍の15名を基準としたものであり、決して定数の削減が主たる目的ではありません。

また、消防団員の処遇改善については、平成25年に制定されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律により、装備品の充実や、各種災害等に出動した際に支払う出動手当の創設が求められております。

このような背景を受け、消防団員の安全確保並びに消防団の持続可能な体制構築、及び機能強化が、再編計画の目的であります。

この再編計画は、10年をかけて進めていく計画であり、老朽化した消防屯所の集約化、集約に伴う消防車両の見直し、それに伴う団員定数の見直し、そして処遇改善を柱とする計画でありまして、予測される将来の課題に対して、今、できることに取り組むこととしたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

南海トラフ地震が発生すると言われておりますが、今後30年以内には、70%の確率で発生すると言われております。

このようなときに、行政みずからが、私は定数削減をするというのは、おかしなことではないかと。ほかのところは、消防隊員の募集なんかをかけております。何で宿毛が、このときに、執行部が出さないかんのですか。私はそれが知りたいと。

それから、確かに20年もすれば、宿毛の人口1万5,000人から1万3,000人ぐら

いに減るといのは、世間一般に言われているところではありますが、しかし、行政がそれを先取りして、10年以内にそれまでするというの、そのときになったら、まだ、消防団員は足らなくなると、私はそのように思っております。市長の見解をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の再質問にお答えいたします。

今計画は、人員削減のみを目的としたものではなく、詰所を集約して、最低限の初動人数が確保できれば、火災対応が速やかにできること。さまざまな事情により、団活動に従事できない団員もいることから、削減しても、機能は維持できると考えます。

また、道路事情が改良されたことにより、短時間で現場へ到着できることや、高性能な消防資機材が配備されている現状、及び詰所の集約化に合わせた、効率的な初動体制の構築により、対応が可能であると考えます。

ちなみに、県下の類似団体においては、室戸市が294人、安芸市が282人、土佐市が331人、須崎市が230人となっております。

これからも、団員及び市民の方々の、より一層の理解を得られるよう、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 私が聞くところでは、定数削減ですね。498名から、133名、365名とするわけですが、急激に、今から10年先までの間に、そのようにして、それから先、急激に人口が減ってくるときに、この365名という人が保てるか保てないかといえ、そのときは保てないと思います。

それを、今、先取りする必要があるか。そして、それは地区の区長さんとか、そういう地区

民とは相談してからの話かどうか、市長にもう一度聞きたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の再々質問にお答えいたします。

本計画においては、庁内の検討会において、3回の協議を経て、策定したものです。

関係者との協議については、消防団とは消防係が、団幹部会において4回、説明し、和田分団とは、7月に市長が意見交換会を行いました。

8月には、団幹部と市長との意見交換会を行っております。

地区長連合会にも、7月の理事会で再編計画について、説明を行いまして、各地区からの意見集約をお願いしましたが、現在のところ、地区長連合会として、意見集約されたものは届いておりません。

今後、消防団との意見交換において、定数削減など、まだ理解が得られていない部分もあることから、10月2日に、市長及び再編検討委員会と、団幹部との意見交換会を予定しております。

その後、政策審議会にも諮り、答申に基づき、議会に提出していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 私は、地区長連合会の方に、二、三聞きました。そうしたら、市のほうから、何も連絡はなかったと、そういう話を伺いました。

今、市長の話によると、地区長連合会にも連絡はしてたと。しかし、片一方のほうでは、受けてなかったという話ですが、それはどっちが正しいんですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） 濱田議員の質問にお答えいたします。

団のほうからの説明によりますと、5月20日、宿毛市地区長連合会の理事会で説明をしたということです。

ただ、私もその後、地区長連合会長さんとお話ししましたところ、その再編計画案を示されて、約5分間だけ説明があったと。意見をまとめてほしいというふうな話があったけれども、まだ個々の、さまざまな地区長さんの意見はあるけれども、地区長連合会とか、そういう形の中での意見集約はしていないと。

また、10月には、代議員会でしたか、あるから、そこで協議はしたいという、連合会長さんの直接のお話は聞いております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

このような事態でございますから、ほかの市町村では、消防団員を、増強に努めているというようなときでございますから、わざわざ行政のほうから、くび切りを宣告するようなことは、私はしないほうがいいんじゃないかと。そのままほうっておいても、団員の数は、必ず減ってくる、私はそのように思っておりますが、やはり、あえて行政のほうからこういうことをしなきゃならないのか、もう一度お聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

先ほどもお話を、御答弁申し上げましたけれども、地区長連合会とは、そのような関係にございます。そして、消防団幹部との話し合いについても、先ほど、定数削減など、理解を得られていないことがあるから、10月2日に、市長より再編検討委員会と意見交換会をするというお話もしました。

私としても、このような執行部からの話の中では、消防団との協議はされている。先ほどの答弁もしましたけれども、そういう説明を受け

て、再編計画を、これで進めようという話での合意に至ったわけでございますけれども、その後、幹部会との話の中では、再編計画について、団側の見解として、幹部会からも文書で定数削減は、団員数の削減は了承をしないと、明確に文書として出されておりますし、車両の問題や、山北部についても、この和田分団から宿毛分団に移ることについては、全く賛成してないということ。

さまざまな内容について、団側との相違はあります。ただ、これは行政の立場ですから、率先していかなければいけないことも事実ですけれども、やはりこのような事例は、消防団とよく話し合いをして、時間をかけて、論議すべき内容ではないかと、こういうことを指摘する中で、もう一度、団の皆さん方と、10月2日に意見の交換会をしましょうという形になっておまして、肝心かなめの団側との、このような再編の方向で進めますという合意ができてない中では、非常に厳しい状況ではないかと、私は今、判断をしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 今、市長の話をお聞きするところによれば、まだ団も納得していないというような話に聞こえましたが、でき得れば、団の方も、そして市民も納得いくような、運営方法を考えていただきたいと、そのように思っております。

それでは、次に、消防関係者の自主防災組織へのかかわりについてでございますが、宿毛市においても、各地区自主防災組織が組織されていますが、災害時の活動について、消防団関係者による訓練、指導等のかかわりは、どのように行われているか、市長にお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

自主防災組織へのかかわりについてということでございますけれども、自主防災組織の訓練等につきましては、現在、自主防災組織からの要請があれば、消防職員が地域に出向き、消火訓練、救急法、各種災害に対する対処法を指導しております。

消防団員は、訓練指導を行ってはおりませんが、今後は、地域防災の中核である消防団員の方々にも訓練、指揮を行ってもらい、訓練指導を行ってもらい、自主防災組織との連携を図るよう、計画しようと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

私があるところで、自主防災を見せていただきました。そういったところが、その器具の使い方がわからないと。そして、見ていると、皆70を超えた人ばかりでございました。

私たちに、例えば、発電機を起こせととっても、発電機を起こしてやってもかからないと。どうやったらこれ、簡単にかかるんですかいうて聞かれたけど、私も知りませんという答えでございました。

いざというときに役に立たない器具をそろえても、何にもならないと。それやったら、消防団のほうから、お願いして来てもらったらどうですという話をしましたら、できる限り、私たちがそうしたいです。団のほうからも、そういうようなあれがあれば、訓練をやってくれるということであれば、いつでも門戸を開いて、お願いしたいというような話も伺ってまいりましたが、団としては、そういうような計画も、消防署としてはあるんですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

災害時の消防団活動についてでございますが、団においては、平成26年に震災対策初動マニ

ュアルを策定し、団員自身の安全確保を最優先として、安全が確保された後に、各分団の所管する拠点に参集し、各関係機関、自主防災組織等と連携して、市民の救助、及び避難誘導に当たることとしておりますので、自主防災組織のサポートにつきましても、十分可能である。また、要請があれば、必ずという形で対応するという形になると思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） できる限り、防災のことについては、今からは年に二、三回は、そういうように市のほうからも、防災のほう、皆さんに区長にお願いしてやっていただくような組織をつくっていただきたいと、そういう意味で思っております。

これについては、これで終わりにします。

それから、自主防災、災害時の消防団の活動について、お伺いします。

大地震が発生した場合、自主防災組織だけでは、似たようなものですが、さっきと。

救出器具の取り扱いに、大変不安があると。それはもちろん、地区の皆さんが、同じようなことですが、私もそれ、極端に言うたら、さっきの発電機、それなんかもようかけなかったです。力がなくてかけなかったのか、それともやり方が違ってたのかはわかりませんが、教えてくれといっても、なかなか私なんかの力では、そういうことを教えることはできません。

パールを持ってきて、これはどういうように使うたらいいんですかというような話も聞きましたけれども。

例えば、ゼスチャーを示してやってはみましたが、それで本当に救助ができるのかどうか、それは私にはわかりません。

そういうことであれば、なおさら団員の削除とか、私はもう少し、先に延ばしていただきたい

いと、そのように思いますが、もう一度、お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えをいたします。

やはり自主防災組織よりも、比べるわけではございませんけれども、消防団員の皆さん方は、さまざまな資機材等の扱いになれているというふうに思います。

そういう点で、今後、そういうサポートということについては、先ほどもお答えしましたけれども、十分できるのではないかとこのように思っております。

こういうこともあるので、消防団員の削減はやめてほしいという質問でございます。

言いましたように、削減がさきにあるということではなくて、きちっと再編、屯所であるとか、あるいは消防車両であるとか、そういうことを再編をしていく中で、団員が減らすことが十分できるならば、同じような機能を果たすことができるならば、私は、それはその流れでよろしいと思います。

ただ、全体として、先ほど、濱田議員も申されましたように、この震災、大災害に対して、さまざまことが想定される、いざというときには厳しい状況があるときに、消防団員、本当に大きな、私は役割を果たすというふうに思っております。

ですから、その辺のところを、きちっと、肝心かなめの消防団員の皆さん方と、特に団3人の幹部からも、反対だという形で意見書が出されるような状況では、なかなかこれは進まないんじゃないかと。

だから、よくその辺の、人員削減ではなくて、本当に団をきちっと再編をして、団員の皆さんの安全も守るし、屯所や資機材、車両等の安全も確保する。そして、出動態勢も、さらに向上させていくということ、私は地域の皆さん方

や消防団員の皆さんと、時間をかけて論議していくことが、これからは肝要ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 大体、市長の申されることもわかりました。

それでは、問題2として、消防屯所の高台への統合移転について、お伺いします。

統合屯所は、この話も直に聞いた話ではございませんが、例えば、高台に屯所を新築すれば、津波などへの対応はよいとしても、大きな部落には、必ず消防屯所があり、火事だというとき、必ず近くの団員が駆けつけてくれます。

それが、1キロ、2キロ先の高台まで、消化器材を取りに行く間に、ぼやで済むものが延焼し、大火事になってしまう場合があります。

そこで、私は、1カ所に、高台統合移転は反対という立場から、市長に、高台をどうしてそこまで持っていかなければ、統合移転しなければならないかということをお尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

まだまだ、そういう議論そのものが深まっていないという状況の中で、濱田議員のような考え方も、される方もおられると思いますけれども、やはり今、学校や保育園もそうですけれども、公共施設もそうですけれども、あの大きな、想定される大きな津波が来た場合に、屯所も車両も資機材も、全て流されてしまうという状況になったら、後の復興復旧、これは全くできません。

ですから、そういうことに対応するために、よりよい参集場所であり、安全な場所であり、地域の皆さん方との合意をいただく中で、私は、あるときには、特定な形になってみせなくても、高台に移転をして、基本的には、再編でき

るところは再編もしていくという形が望ましいのではないかとこのように考えております。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

私は、高台移転が全て悪いというのではございません。

例えば、大島などのように、津波が来て、橋が決壊すれば、そこはもう陸の孤島となるわけでございます。そういうような所に、今の屯所を、町も割合大きいんですよね。それを、私の聞いた話では、小深浦のほうに統合するという話でございましたので、それはちょっとやばな移転計画じゃないかと、そういうように私はとりました。

そして、この消防再編計画書というのを見せてもらいましたら、話がまた変わってきましたけれども、区長会の方々はそれを知らないわけですね。極端に言うたら、市のほうから、区長会なんかにも配っておるんかと思ったら、それも配ってはないと。だから、そういう話が、直に私のところに来たと。

片島もそうです、どこもそうです。海岸ばたのところ、やはりその地区、地区にあって、いざというときに出勤できるのが一番ベターではないかと、私はそのように思いますが。

確かに市長がおっしゃるように、小深浦の山の上に持っていけば、津波には遭いません。しかし、小さなぼやが大火になる場合は、大いにあると思いますので、やはり多少、大島、片島とか、そういうところには、人口が集中しているところには、やはり屯所を置くべきじゃないかと、そのように思っておりますが、市長の答弁をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

全体のところからお答えいたしますけれども。

本市の消防団詰所は、昭和40年から50年

に建設されたものが約9割であります。しかも、ほとんどの施設の構造が、補強ブロックづくりであることから、老朽施設の建てかえが必要な状況でございます。

さらに、東日本大震災では、254名の団員が津波の被害に遭ったことから、南海トラフ巨大地震による津波から、団員の命を守り、被災後の救助及び復旧活動を確実に遂行するための、車両の確保策とあわせて、津波浸水域にある詰所を、高台に移転する必要があり、今回の消防団再編計画に入っております。

大島部の詰所については、大島橋の落橋により、同地区が孤立するおそれがあることから、単独に存続し、島内の高台に移転、新築を計画をしております。

津波浸水域においては、先に申し上げたことから、屯所の高台移転は必要と考えますので、引き続き、消防団、地区を交えて、検討を行い、高台への統合移転について、御理解いただけるよう、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

市長の今の答弁で、大体のことはわかりましたが、私は、あくまでも、片島、大島、そして西町とか、そういうところが孤立するのではないかと、そういうようなので、部分的に、高台に分けてくれるということでございますので、納得いたしましたけれども。

でき得れば、団員のことも、そしてまた屯所のことも、やはり地区の方々の意見も聞いて、進めてもらいたいと、そのように思っております。

それでは、この問題はこれでいいですが、3番目の問題、路線なき地域へのお年寄りの送迎について。

私は、以前、西町方面のバス路線が廃止にな

った折に、藻津地区の老人クラブの会長、故後田美智夫氏から頼まれ、宿毛医師会の医師たちにお願いに回り、許可をいただき、中村の西南交通まで交渉に3度ほど行きました。

そして、週1回ではありますが、医師会からの負担で、今だにバスを走らせていただいております。

そういうことを、ある老人の方が聞きつけて、濱田さん、どうしても南方面にもバスがないが、医療バスですけれども、医療バスをスーパーとかあれとか、いろいろ寄っていただいておりますけれども、今、1回に2人、3人というようながで、余り乗ってないらしいです。

それで、医師会のほうから私のほうに、やめたいというお話が来てましたけれども、それは何とかしてくれやという話で、またこの間も、この話を持っていくと、うちはもう、患者は要らないから、そんな負担はもうできんという医師もおりました。

そして、詰めて話しておりますと、市のほうが半分補助してくれるなら、医師会としても、金は出してもいいというような回答をいただきましたが、市としては、どのように考えますか。ひとつよろしく願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（沖本年男君） お答えいたします。

現在、医師会が運行している病院バスは、基本的には、それぞれの病院へ通う方々を対象としたバスとなっているために、各病院へ通院される方々を運ぶという意味合いが強く、事業活動の一環として、運行されている病院バスに対し、補助を行うことは困難である、このように考えております。

しかしながら、最近の地域を取り巻く現状を見てみますと、高齢化の進行とともに、平均寿命が年々延伸しており、自宅の近くに公共交通がないことにより、通院費が経済的に大きな負

担となっている現実があります。

この状況を少しでも解消するため、平成25年度から26年度にかけて、西地域において公共交通のあり方を検討するための実証運行を行いました。

本年度は、橋上地域や栄喜地区を初めとする小筑紫地区の一部を対象に、直接、職員が訪問し、地域内の声を聞かせていただくこととしておりますので、将来に向かって、持続的可能な公共交通の確立のための調査、検討をしてまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） きのうの川田さんの質問で、大体のことはわかっております。

でき得れば、やはり市としても、何らかの対策を、早くとっていただきたいと。

デマンドバス、なかなかこれも難しいようではございますけれども、孤立したような状態でおくのも、私はちょっと気の毒なような気もしまして、何とか市のほうも、対策をとってもらうように話してあげますという話でございましたので、質問させていただきました。

今後ともよろしく御検討ください。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） これにて一般質問を終結いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

-----

午後 1時02分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第33号まで」の33議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許し

ます。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 3番、質疑を行います。

私がお聞きしますのは、議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

まずは、11ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市災害対応型給油所整備促進事業費補助金200万円についてでございます。

この事業の対象者が、給油所となっておりますが、整備場所と内容をお聞かせください。

次に、14ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、8目子育て世帯支援費、20節扶助費、子育て世帯支援事業費扶助、465万円についてでございます。

この事業の手段が、図書カードになった理由について、お聞かせください。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、原田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の11ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市災害対応型給油所整備促進事業費補助金、200万円の計上予算について、御説明いたします。

本予算は、災害に伴う停電時に、ガソリン等の石油製品を安定的に供給するため、津波浸水区域外の給油所が、自家発電設備及び緊急可搬式ポンプの二つの機材を整備することに対しまして、補助を行うものでございます。

この要件としましては、緊急車両等へ優先的に燃料を供給すること等が補助要件となっております。

本事業の創設前には、国の通常災害対応型給油所整備事業補助金に対しまして、県、そして宿毛市が補助を追加する形で、平成25年度から整備促進をしておりましたけれども、平成26年度に国の事業が、地域エネルギー供給拠点整備事業に移行しまして、同時に補助要件のほうも、タンク容量の増量、そして耐震性の高い配管へ改修する必要があるなど、事業所負担が大幅にふえまして、非常にハードルの高いものとなりました。

これに対応するために、県が本年6月に、市町村の補助を条件に、新たな補助制度を創設しましたので、宿毛市としましても、災害時における給油体制の重要性を勘案しまして、制度を導入しようとするものでございます。

補助率につきましては、県、市ともに、2分の1ずつの全額補償となっております。補助上限額は、県、市それぞれ100万円ずつの、合計200万円でございます。

予算措置としましては、上限額200万円の1事業所分、200万円を計上しております。

なお、補助を予定しております給油所は、平田にありますJA高知はた平田サービスステーションでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤恵介君） 福祉事務所長、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、14ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、8目子育て世帯支援費、20節扶助費。子育て世帯支援事業費扶助465万円の事業が、図書券の配付になった理由はとの御質問でございます。

この事業は、国の地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、高知県が18歳未満の子供を持つ多子世帯等への生活支援等を目



的として、創設した補助制度により、市内に住所をおきます小・中学生に、図書カードを配付するものです。

県の補助要綱によれば、使途は幅広く、他市町村におきましては、インフルエンザ予防接種や、プール利用券の助成を実施しているところがあるようですが、なるべく多くの子供たちに利用してもらいたいこと。また、学力向上への寄与や、よい本を読んで、感受性豊かな人になってほしいとの思いから、図書カードの配付に決定しました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質疑をさせていただきます。

一部御回答をいただきましたが、もう一度、質疑させていただきます。

給油所の整備ですが、災害時に安定供給をするためとなっておりますが、そこは建物の倒壊や、先ほど、津波被害を受けないと答えていただきましたが、建物の倒壊や、津波の被害を受けない場所や状態になっているのでしょうか。

そして、図書カードのほうですが、図書カードは、配付してしまえば、どのようにも利用できてしまいます。事業の目的どおりに利用されるための事前の説明や、利用後の調査や報告などの手段は、考えているのでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、原田議員の再質疑にお答えをいたします。

J A高知はた平田サービスステーションは、平成4年12月に建築をされておりますので、耐震性がありまして、倒壊のおそれはないと考えております。

また、タンクにつきましても、平成23年6月の改正消防法によりまして、漏えい防止の厳

しい基準が設けられておりまして、こちらもクリアしております。

また、立地場所が平田でございますので、津波の心配もございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤恵介君） 福祉事務所長、原田議員の再質疑にお答えいたします。

事業目的につきましては、広報の10月号及び、図書カード配付時に文書を同封することによって、周知をしようと考えております。

また、利用状況につきましては、国、県からアンケート調査の実施を求められておりますので、年度内に実施する予定です。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御説明ありがとうございました。

以上で、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 2番、川村三千代、質疑を行います。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、こちらにつきまして、二つの項目について、質疑を申し上げます。

まず、16ページ、第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金、こちらの幡多広域観光協議会運営事業費負担金（地方創生先行型）、こちらの1,313万1,000円、こちらについて、内容、そしてどのような目的なのかをお示してください。

そして、もう1点は、18ページ、最後のページになりますが、こちらの第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、18節備品購入費、レスリングマット購入費（地方創生先行型）、こちらの1,032万8,00

0円。こちらについても、質疑を申し上げます。

たくさんのスポーツ競技がある中、どうしてレスリングになったのか。そして、またその経緯を教えていただき、またどのような購入によって、見通しが立てているのか、こちらについて、担当課の説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、2番、川村議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、16ページでございます。

第7款商工費、第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金、幡多広域観光協議会運営事業費負担金（地方創生先行型）の1、313万1,000円の増額につきまして、御説明いたします。

この予算につきましては、幡多6市町村が広域的に観光振興に取り組むため、地方創生交付金上乗せ交付金を財源といたしまして、一般社団法人幡多広域観光協議会が事業実施主体となり、観光商品の造成や、誘客促進、広報PR、体制強化を図り、幡多6市町村への観光入込客数の増加、さらには宿毛市の観光振興に寄与することを目的としております。

事業内容は、大きく四つの事業で構成されておりまして、一つ目の事業として、一般旅行の推進事業としまして、事業費4,360万円、幡多地域特有の山・川・海の豊かな自然を活用した体験型旅行商品によります一般旅行客の誘客を促進するため、商品造成、誘客促進、広報PRに関する事業を実施します。

2点目の事業としまして、スポーツツーリズムの推進事業といたしまして、事業費400万円、温暖な冬場の気候や、日本一長い日照時間などの環境面や、県立大規模西南公園を初めとする、充実した施設面などの強みを生かした、

スポーツ客誘致を促進するため、スポーツツーリズムのワンストップ窓口の体制づくりを実施いたします。

3点目の事業といたしまして、国際観光の推進事業としまして、事業費1,040万円、訪日外国人旅行者が、本物の日本が体験できる地域として、ブランド化を図り、地域の持つ自然・食・文化・人柄などを生かした国際観光を推進するため、計画等の策定や、受入環境の整備を実施いたします。

最後に、四つ目の事業といたしまして、広域観光協議会の体制強化、収益事業の推進事業といたしまして、事業費1,200万円、広域観光協議会が、地域の観光関係者をまとめ上げる、プラットフォームとしての役割を果たしていくため、戦略的マーケティングや、企画立案のための体制強化や、将来にわたり、自立的、継続的な事業を展開していくための収益体制の向上を図る事業を実施してまいります。

以上、四つの事業の事業費は、合計で7,000万円となっており、幡多6市町村と高知県が、地方創生交付金として、それぞれ受け入れ、事業を実施する一般社団法人幡多広域観光協議会に対して、負担金として支出するものです。

宿毛市の負担金額は、交付金受入額と同額の1,313万1,000円となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（桑原 一君） 生涯学習課長、2番、川村議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、ページ18ページ。第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、18節備品購入費の事業として、提案させていただいておりますレスリングマット購入費、地方創生先行型、1,032万8、

000円についてでございますが、御質問とい  
たしましては、この地方創生先行型について、  
レスリングのマットの事業を選んだ経緯とい  
うことではないかと思えます。

それからまた、この事業における今後の見通  
しということではないかと思えますので、それ  
について、お答えをさせていただければと思っ  
ております。

宿毛市としましては、スポーツ振興を図りま  
して、交流人口を拡大をさせていきたいとい  
うことで、取り組みを進めさせていただいてお  
りまして、また、まち・ひと・しごと創生総合戦  
略の計画の中にも、そういったものを盛り込ま  
せていただこうと。

特に、基本目標の一つであります、新しい人  
の流れをつくる取り組みを進めさせていただい  
こうとあって、計画を策定はさせていただいてお  
るところでございますが、その一環としまして、  
レスリングにつきましては、現在、宿毛市とし  
まして、こういったレスリングマットであつたり  
とか、直接、競技にかかわる備品であつたり  
とかいうものを保有しておりません。

実際、古い話になるんですけれども、国体で  
レスリング会場になっておりましたので、その  
ときには、どうしたかということにもなるか  
と思うんですけれども、実際、国体のときの会  
場が、県有施設であれば、県のほうが整備しま  
すよということになっておりましたので、レス  
リングにつきましては、県立であります宿毛高  
校と、宿毛工業高校が会場でございましたので、  
県のほうが、レスリングマットについても、整  
備をしまして、その後、県立高校等へ、そのマ  
ットを配付されたという状況がございまして、  
実際、宿毛高校には、1面、レスリングマット  
がございました。

そのときに、4面整備をしておりましたので、  
残りの3面は、市外の県立高校のレスリング部

のほうに配付をされたのではないかとってお  
ります。

そういった状況がある中で、ここ2年ほど前  
から、宿毛市でもレスリングクラブの設立がご  
ざいまして、そのレスリングクラブを中心に、  
レスリングの普及であつたり、大会を開いたり  
ということが行われております。

そういったものの後押しをさせていただいて、  
レスリング以外の競技では、いろいろ整備とか  
もされているんですけども、レスリングにつ  
いても、マットを整備をさせていただくこと  
によって、宿毛市の普及する競技として、一つ  
に入れていければということを考えておりまし  
て、今回、レスリングマットの整備を挙げさせ  
ていただいております。

もともとレスリングにつきましても、2年ぐ  
らい前から取り組みが始まっておりましたので、  
できるだけ早く、レスリングマットを整備でき  
たらということは考えておったんですけども、  
なかなか市単独で、レスリングマットを整備す  
るというのは、なかなか難しい。

財政的にも難しいという状況がございました  
ので、いい方法はないだろうかということで考  
えておりましたけれども、今回、先ほど、商工  
観光課のほうからもありましたように、先行型  
の上乗せタイプについて、タイプ2におきまし  
ては、初めて、こういったものが対象になるか  
というものが明記されておりましたので、今までは、  
ソフト事業でないと、この総合戦略においても、  
事業対象にはならないというようなことであつ  
たんですけども、今回の上乗せ分のタイプ2  
におきましては、初めて備品についても、対象  
にできますよということが明記されましたので、  
今まで、なかなか取り組みをさせてもらえな  
かった中で、備品が初めて入ったということがご  
ざいましたので、それを活用させていただいて、  
この機に、レスリングの普及にも取り組ませて

いただければと思っております。

このマットを買ったことによる、今後の展開についてなんですけれども、マットを活用していただいて、レスリングクラブのほうで、レスリングをもっともっと普及をさせていただいて、少年少女、ついでには、中学校、高校までも、レスリング人口は拡大していただければと思っております。

それをやることによって、少年少女の合同合宿を、宿毛でやっていただいたりとか、それから、大学以上の、レスリング部のあるところが、宿毛で合宿をしていただいたりとか、いうことで、どんどん、市外から、レスリングを活用して、宿毛に来ていただくようになればということを目的として、今後、使わせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、それぞれの担当課長から御説明をいただきました。

また、のどの調子が十分でない中を、ありがとうございました。

観光面につきましては、今、観光のニーズというのが、観光地をめぐる周遊型から、体験型への観光へと移行しております。これは、四万十川や足摺岬といった、知名度の高い観光地を有しないこの宿毛におきましては、この豊かな自然や、そしてまた豊富な、おいしい食べる物、こういったものをどんどんと売り出していく好機であると思えます。

幡多地方の各市町村と、連携と協調を図りながら、決して宿毛市が通過点にはならないような、積極的な観光振興を期待しております。

よろしく願いいたします。

また、レスリングマットにつきましても、本当に日本は吉田沙保里選手を初めとして、大変優秀なメダリスト、有望な選手をたくさん輩出

してまいりました。今回、この宿毛の地のレスリングマットから、そういった優秀な人材が育ってくることを願っておりますし、また、スポーツ振興を通しまして、交流人口の拡大にも期待をしております。

以上、私の質疑、終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、質疑させていただきます。

議案第15号別冊、11ページ、第2款第1項15目災害対応型給油所整備促進事業について、場所とか、原田議員の説明を聞いておりましたので、省かせていただきますけれども、協定というものがあるでしょうか、どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 危機管理課長。

○危機管理課長（楠目健一君） 危機管理課長、川田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の11ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市災害対応型給油所整備促進事業費補助金について、御説明をいたします。

協定の件ですけれども、本事業の補助要件としまして、緊急車両等への優先的な燃料供給等が規定をされておりますので、本事業を実施するに当たりまして、新たに協定の締結をするということは、考えておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 議案第15号別冊、12ページ、第2款第2項2目軽自動車検査情報取込基幹システム改修委託についてでございます。

内容は、ほぼ伺っておりますけれども、市民

の皆様に対して、具体例として、軽自動車は、経年10何年かすると、税金が高くなるという内容だと思いますけれども、一例お示しをいただきたく思います。

○議長（岡崎利久君） 税務課長。

○税務課長（岩本昌彦君） 税務課長、1番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算、歳出、ページ12ページ。第2款総務費、第2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料、軽自動車検査情報取込基幹システム改修委託料51万9,000円の事業内容についての御質疑でございます。

軽自動車税につきましては、平成28年度より、新規登録後、13年を経過した車両に対する経年車重課が実施されるとともに、平成28年度分に限って、一定の燃費基準を満たした車両に対するグリーン化特例が実施されます。

このうち、経年車重課を実施するためには、各車両の初年度検査年月を把握する必要がありますけれども、軽自動車につきましては、平成26年度以前は、初年度登録年月についての申告義務がなかったために、改めて課税対象となる各車両の初年度登録年月を把握する必要が生じております。

また、グリーン化特例の実施につきましても、各車両の燃費性能を判定する必要がありますけれども、同じ車種でも、グレードによって、燃費性能が違っているなど、煩雑な確認作業が必要となってまいります。

このような作業を、市町村が個別に対応した場合は、市町村はもちろんですけれども、情報提供を依頼することになります、全国軽自動車協会連合会の負担も、一時的に大きくなりますので、スムーズな課税情報の把握に支障を来すおそれがあります。

そのため、本事業を円滑に実施するために、

国主導で、全国的な軽自動車検査情報の電子的情報提供システムが構築されることになりまして、そこから提供される電子情報を、本市の基幹システムであるe-AD2へ取り込むことができるようにするためのシステム改修が必要になったものであります。

具体的には、昨年4月に設立されました地方公共団体情報システム機構が、全国軽自動車協会連合会から提供を受けた軽自動車の検査情報等を、総合行政ネットワークでありますLGWANを通じて、全国の市町村に対して、データ形式によって提供することになるため、その情報を本市の課税システムであるe-AD2へ取り込むことができるようにするための、システム改修を行うものであるということです。

本システムを導入することによりまして、軽自動車税に係る経年車重課及びグリーン化特例の判定確認が、データ形式により一括処理が可能となります。また、大幅な事務負担の軽減が図れますし、軽自動車検査情報の提供が、紙媒体からデータ形式にかわることで、入力の際の負担が軽減されるとともに、人為的な入力ミスも防ぐことができるというメリットがあるというふうに考えております。

市民生活への影響ということで、軽自動車税率の改正につきましては、議員御承知のとおり、既に昨年の議会において、議決をいただいておりますので、軽自動車重課とグリーン化特例について、簡単に一例を挙げて説明をさせていただきますと、初めに、経年車重課については、例えば、平成26年3月31日までに登録された四輪軽自家用車に課される税率、これが7,200円ですけれども、これに対して、重課として、1万2,900円が課されるものになります。

なお、これは、中古車両を購入した場合でも、その車両が最初に登録された年月から起算され

ますので、御留意のほうをお願いいたしたいと思えます。

次に、グリーン化特例の具体的な税率についてですけれども、本特例は、平成27年度中、つまり平成27年4月1日から平成28年3月31日までに登録された車両を対象として、平成28年度課税分に限り、一定の燃費基準を満たす車両について、税の軽減を図るものであります。

平成27年4月1日以後に登録された四輪軽自家用車に課される新税率と比較をいたしますけれども、この新税率、1万800円に對しまして、燃費性能に応じて、25%軽減で8,100円、50%軽減で5,400円、75%軽減、これが最高ですけれども、2,700円ということになります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ありがとうございます。

続きまして、14ページへ移ります。

第3款第2項8目子育て世帯支援事業についてでございます。先ほど、原田議員の説明で、1点追加させていただきます。

封筒で各家庭へ送るとなっておりますので、労務賃などかかると思いますが、どれくらいかかるのか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤恵介君） 福祉事務所長、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、14ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、8目子育て世帯支援費、20節の扶助費。この事業の図書カードの送付について、労務費はどれくらいかかるかという御質問です。

具体的な事務内容としましては、該当者の抽

出から始まって、図書カードの購入、封入文書及び宛名シールの作成、封入といったものとなります。

対象は、1,500世帯ぐらいになる予定になっておりまして、事務量としましては、延べ50日程度を想定しております。特に、現在の職員の給与とか、人件費のほうで賄いますので、労務費としては算定しておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ありがとうございます。

続きまして、18ページです。

第10款第5項3目レスリングマット購入事業についてでございます。原田議員の説明のほかに、管理はどこがするかということについて、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（桑原一君） 生涯学習課長、1番、川田議員の質疑にお答えさせていただきます。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、18ページ、第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、18節備品購入費、レスリングマット購入費、地方先行型1,032万8,000円につきまして、このレスリングマットの購入後の管理という御質問だと思いますが、これは市のほうが整備をさせていただきますので、市のほうで管理をさせていただくと。

担当課としましては、生涯学習課のほうで管理をさせていただこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ありがとうございます。

続きまして、16ページ、第7款第1項6目大島桜公園進入路補修工事でございます。

どういう形で補修がなされるのか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） 商工観光課長、1番、川田議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、16ページでございます。

第7款商工費、第1項商工費、6目さくらの里推進事業費、15節工事請負費、大島桜公園進入路補修工事費160万円の増額予算につき、御説明いたします。

この予算につきましては、本年7月に発生いたしました台風11号の影響等によりまして、大島中央線から大島桜公園への進入路の一部が崩壊し、車両や歩行者の通行に支障を来しているため、安全に通行ができるように、早急に補修工事を実施しようとするものであります。

なお、工事概要につきましては、延長を約10メートル、高さを3メートルの擁壁工事を予定しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 17ページでございます。第8款第6項1目住家安全対策工事についてでございます。

工事の概要と、場所はどこか教えてください。

○議長（岡崎利久君） 土木課長。

○土木課長（川島義之君） 土木課長、1番、川田議員の質疑にお答えします。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、17ページ、第8款土木費、第6項砂防費、1目住家防災対策費、15節工事請負費。住家安全対策工事費147万9,000円、この工事の場所と工事内容に

ついて、お答えします。

工事場所については、宇須々木地区でありまして、工事の概要につきましては、住家の裏の石積みが崩落したため、コンクリートブロック積みで復旧するもので、延長は約4メートル、高さは3メートルとなっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ありがとうございます。

続きまして、議案第19号に移らせていただきます。

宿毛市行政手続条例の制定についてでございます。規則から条例になったものでございますけれども、本来、条例のほうが、より市民を守るということになっていくわけでありましてけれども、透明性とか、市民にとって利点など、明らかにしてください。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えします。

議案第19号、宿毛市行政手続条例の制定について、規則から条例になった市民への影響、利点についてという御質問でございます。

今回、行政手続法の一部改正に伴い、宿毛市行政手続規則に改正点を加えて、新たに条例として整備するものです。

上位法により、条例として策定を指定されている以外には、住民の権利、義務に関する事項について規定する場合に、基本的条項を条例とし、具体的な運用について、規則として策定する場合があります。

いずれも法令に違反しない限り、公的な効力を持つものでございます。

条例、規則の違いについては、手続的に議会の議決を経るか否かに大きな違いがあるものです。

今回、規則から条例として整備することによって、今後、変更点がある場合には、議会で御審議をいただくようになりますので、疑問点や問題点等も、適時、明確にされ、より透明性が担保されることとなるものと考えます。

市民の皆さんにとっても、議会での審議を通じて、身近な問題として、よりわかりやすく御理解していただくことになるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ありがとうございます。

続きまして、議案第20号でございます。議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国のほうから、議会議決はどちらでもとなっておりますけれども、やめる場合は、議会無視にならないか、市のほうといたしましては、どちらになさるのか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、1番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第20号、議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について、御質問いただきました。

本議案につきましては、これまで市の振興計画につきましては、地方自治法第2条第4項におきまして、市町村に対して、振興計画の策定が義務づけられておりました。あわせて、議会の議決を経なければならないという形で、国の法律によって定められておりましたけれども、地方分権に関して国が推進をしているという方向の中で、平成23年5月に、地方自治法の一部を改正する法律が公布をされまして、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。

これは、ただいま申し上げましたように、地

方分権、いわゆる地方自治の本旨に照らして、自治体が判断すべきであるという国の方針のもとに、改正をされたものでございます。

これを受けまして、宿毛市におきましては、従来から市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものでございますので、市民にまちづくりの長期的な展望を示すことから、法的な策定義務がなくなっても、振興計画を策定する必要があるだろうということで、まさに本年度、5カ年計画の振興計画の最終年度になっております。新たに28年度からの5カ年計画を、ただいま作成する作業を行っておりますけれども、それとあわせまして、今議会に、やはりこういうまちづくりの基本構想につきましては、市民の代表である市議会の場において、議決をいただくことが、市民の総意によって策定されたものであろうということが裏づけられるという判断のもとから、法律での義務づけはなくなりましてけれども、条例において、議会の議決を経る義務づけをするということで、提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、議案第28号から30号についてでございます。一括してお聞きいたします。

随分古いものでございますが、議決すべきであったものが、どうして今ごろ、こういうことになったのか。議会議決規則があるのに、決めていることをしなかったのは、どうしてか。決めていることを、みんなで見た、担当課長、見落としたのはなぜか、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 企画課長。

○企画課長（出口君男君） 企画課長、1番議員の質疑にお答え申し上げます。



議案第28号及び議案第29号、並びに議案第30号について、今回、これは追認議案でございますけれども、本議案3議案につきましては、ことしの3月の当初議会におきまして、全員協議会の場で、この事実が明らかになりましたので、議員の皆様には、経過の報告をさせていただきますけれども、それ以降、県とも調整する中で、今回、最終的に議案の整備ができたということで、上程をさせていただいたものでございます。

議員御指摘のように、本来は、その時点において、それぞれの市町村の議会で議決をいただかなきゃならないものでございますので、大変申しわけなく思っておるところでございますけれども、その当時、一部事務組合、広域のほうで扱っておりますけれども、法の解釈の部分で、十分、理解できていなかったと。理解不足があったということで、こういうふうに至ったと。

一部事務組合の共同処理する事務の変更でありますとか、あるいは規約の変更、それから財産の処分ということにつきましては、議員御指摘のように、自治法において、各市町村の協議を経て、実施をなさいます。

自治法の290条において、各市町村との協議というのは、各市町村の議会議決であるという定めがございますので、先ほど申し上げましたように、本来は、その解釈の部分で、十分、法の趣旨に基づいた解釈ができておれば、こういうことはなかったんですけども、そこでそこがあったということで、今回、議案第31号及び32号の「しおさい」広域の、特別養護老人ホームの「しおさい」を、土佐清水市へ移管する議案も、今回、あげさせていただいておりますけれども、この議案を審議する過程において、県のほうから指摘を受けて、この3件の議案が、各市町村の議決を経られてないという事実が明らかになりましたので、今回、追認とい

う形ではございますけれども、既にそれぞれの市町村に移管されているものでございますので、適切に運営をされておるものでございますので、議会において、追認の議決をいただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ありがとうございます。よくわかりました。

以上で終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑あり」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 山本議員。

○5番（山本 英君） 通告を失念しまして、1件だけ確認させてもらいたいことがあるんですが、大丈夫でしょうか。

議案1号なんですけど、任期が来たので継続されるというお話で承っております、私も同氏の説話を聞いたことがあって、非常に感銘深く聞いた記憶があって、人格的に問題がない方だろうと推定はしているんですけど、この方が、今、現任職でしょうか、元任職なんですか。お寺の駐車場に、宿毛憲法9条を守る会の看板を立てられているんです。

私が知る限り、9条を守る会というのは、某党とかなり資金のやりとりがあるというふうなことを承っておりますので、教育としての中立性が保たれる方なのかどうか、よく審査されますかということをお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

-----

午後 2時19分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（沖本年男君） 山本議員の質疑にお答えをいたします。

まず、議案第1号の教育委員のことですけれども、増田全英氏は、現在、延光寺の住職については、息子さんに譲られたということで、現在は住職ではございません。

そして、もう一つの質疑でありました、特定の主義主張、またこのような団体に属している方ではございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 通告なしの質問で、大変皆さんのお時間をとりまして、失礼いたしました。

中立性が保たれる立派な方であるということを理解いたしました。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第2号から議案第33号まで」の32議案を、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月10日、9月11日及び9月14日、9月15日は休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、9月10日、9月11日及び9月14日、9月15日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月10日から9月15日までの6日間は休会し、9月16日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時24分 散会

## 議案付託表

平成27年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名	
予算決算 常任委員会 (17件)	議案第2号	平成26年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	
	議案第3号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第4号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第5号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第6号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第7号	平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第8号	平成26年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第9号	平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第10号	平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第11号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第12号	平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第13号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	議案第14号	平成26年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	
	議案第15号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について	
	議案第16号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	
		議案第17号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
		議案第18号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

<p>総務文教 常任委員会 (15件)</p>	議案第19号	宿毛市行政手続条例の制定について
	議案第20号	議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第21号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
	議案第22号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第23号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
	議案第24号	土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
	議案第25号	大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
	議案第26号	三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
	議案第27号	黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて
	議案第28号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について(追認)
	議案第29号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について(追認)
	議案第30号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について(追認)
	議案第31号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
	議案第32号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について
	議案第33号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

平成27年  
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（平成27年9月16日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第33号まで

（議案第1号、討論、表決）

（議案第15号から議案第33号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 請願第1号及び陳情第3号外1件

第3 委員会調査について

-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第33号まで

日程第2 請願第1号及び陳情第3号外1件

日程第3 委員会調査について

-----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

-----

4 欠席議員

なし

-----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君  
次長兼庶務係長 沢田 美保 君  
兼調査係長  
議事係長 柏木 景太 君

-----

6 出席要求による出席者

市長 沖本年 男 君

副市長	安澤伸一君
企画課長	出口君男君
総務課長	河原敏郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	岩本昌彦君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	和田克哉君
環境課長	児島厚臣君
人権推進課長	滝本節君
産業振興課長	黒田厚君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	立田壽行君
教育次長兼 学校教育課長	沢田清隆君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	桑原一君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第33号まで」の33議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議はありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第15号から議案第33号まで」の19議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（高倉真弓君） おはようございます。予算決算常任委員長。本委員会に付託された議案第15号から議案第18号までの4議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、9月10日と9月11日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、9月15日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案4件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決ま

た。

以下、分科会における主な審査内容について、御報告をいたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の、第2款総務費、第1項総務管理費、8目電算管理費、19節負担金補助及び交付金、ケーブルテレビ事業経営安定化支援補助金98万2,000円についてであります。

委員からは、補助は、固定資産税に対してだけなのか、またこの補助は、いつまで続くものなのかとの質問があり、執行部からは、ケーブルテレビ事業に係る固定資産税分だけで、累計赤字が解消されるまで補助するものである。ここ数年は、新規貸付を受けずに頑張っている状況であり、現在、政策投資銀行等からの借り入れはあるが、あと数年もすれば、返済が完了すると思われる。今後、経営が安定すれば、補助も終了したいと思っている、との回答がありました。

続いて、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市災害対策型給油所整備促進事業費補助金200万円についてであります。

委員からは、このような給油所は、これからもふやしていくのか、との質問があり、執行部からは、補助対象となる事業所は、浸水区域外の4カ所だけで、今回は、JA高知はた平田給油所が対象だが、他の事業所は、今のところ、まだ決まっていない。

この事業の趣旨は、あくまでも災害時における緊急車両への給油である。現状では、市内の事業所の多くが浸水区域内にあるということ、大いに危惧しているところである、との回答がありました。

また、委員からは、昨年度も同事業の補助金を予算に計上していたが、今回は、補助額が少なくなっているのはなぜか、との質問がありました。執行部からは、昨年度は国の補助対象事業で、整備条件のハードルが高く、補助額は高くても、事業所の負担も大きかったため、利用を見合わせたが、今回は、県の事業で、必要最小限の整備でよいことから、補助額は少なくなっているが、事業所負担も余りないものとなっているとの回答がありました。

次に、第10款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、18節備品購入費、レスリングマット購入費（地方創生先行型）1,032万8,000円についてであります。本予算は、レスリングを通じて、市外の地域との交流を図るため、3試合面分のレスリングマットを購入するものであります。

委員からは、マットはどのようなもので、大きさはどのくらいのものか。保管場所はどこになるか、との質問があり、執行部からは、体育の授業で使うようなマットに専用シートを張った一体型のもので、12メートル四方のものになる。

保管場所は、総合運動公園か、和田体育館の予定であるとの回答がありました。

また、委員からは、宿毛市のスポーツの水準を向上させ、レスリング人口の増加を図るためには、小・中学校と高校の相互協力が必要であると思われる。県に働きかけをしなければいけないのではないか、との意見が出され、これに対して、執行部からは、宿毛市での競技人口は、現在、30名弱で、経験者が小学生を集めて指導をしており、徐々に成果を上げてきている。

今後、この子供たちが中学校、高校と進んでゆき、それぞれクラブができることを期待している。

高知県には、レスリングの指導者が少なく、

これまでも普及していなかったが、これからは、県も力を入れる、とのことなので、指導できる教職員の採用などを要望し、協力し合って、普及に取り組んでいきたいとの説明がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第15号別冊、平成27年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、第3款民生費、第1項社会福祉費、6目介護保険費、9節旅費、普通旅費8万7,000円と、同じく19節負担金補助及び交付金、認知症初期集中支援チーム員研修負担金4万円についてであります。

本件は、介護保険法の改正による認知症施策の一つとして、認知症初期集中支援チームの平成30年4月までの設置が義務づけられたことにより、設置に必要な研修を受講するための旅費と受講料であります。

委員からは、チーム員の編成と、事業内容についての質問があり、執行部からは、医師1名と医療系の看護師、または保健師1名、福祉系の社会福祉士、または介護福祉士1名の合計3名で編成される。支援チームの要件は、医師の場合は、日本老年精神医学会所属の専門医か、認知症サポート医であることが求められ、看護師、社会福祉士等の場合は、認知症ケアに3年以上かかわっている経験があり、専門的な研修の受講が求められている。そのため、今年度から、研修の受講等を行い、支援チームの設置に向けて、準備を進めていくとの回答がありました。

さらに、委員からは、認知症の専門医は非常に少ないと聞いているが、幡多地域に専門医は何人いるのか、との質問があり、執行部からは、現在、学会所属の専門医や、認知症サポート医は1人もいない。医師に対しても、認知症サポートの研修を受けていただくことで、要件を満たすよう、準備を進めていくとの回答がありま



した。

次に、同じく第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市耕作者集積協力金80万円についてであります。

本件は、農地中間管理機構に、農地の一部を預けた農業者に対して、10アール当たり2万円を支給する事業であります。委員からは、農地中間管理機構の業務内容についての質問がありました。

執行部からは、農地中間管理機構は、農地の貸出手と受け手のあっせんを行っており、全て国の財源で動いている。

高知県では、高知県農業公社が、管理機構の指定を受け、事業実施をしていて、一番の目的は、農地の集積である。この補助金も、大規模な農業者をふやそうという目的があつて、それに協力してくれた農業者に、協力金として支払われるものである、との回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました4議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松浦英夫君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました、議案第19号から33号までの15議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第19号は、宿毛市行政手続条例の制定についてであります。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行され、法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求めることができる手続や、行政指導の中止を求めることができる手続が新設されたことに伴い、これまでの規則を廃止し、条例として制定しようとするものであります。

議案第20号は、議会の議決すべき事件に関

する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、これまで、振興計画の基本部分である基本構想を、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を経て定めていたものが、平成23年5月2日に、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市が独自で判断することとなったため、引き続き、議会の議決を経て策定するよう、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第21号は、宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法の施行に伴い、特定個人情報の取扱規定を追加する必要が生じたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第25号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成26年人事院勧告により、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が、平成26年11月19日に公布されたことに伴い、職員の退職手当の調整額を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第23号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年10月から、マイナンバーの通知カードや、個人番号カードが送付されることに伴い、カードの再発行手数料を徴収する規定を新たに設け、また、戸籍の一部事項証明書、及び除かれた戸籍の一部事項証明書について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、交付手数料を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第24号から議案第27号までの4議案は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてであります。

本案は、これまで、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画で、宿毛市及び四万十市が、土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町と、定住自立圏の形成に関する協定書を締結し、医療、産業振興、広域観光、教育・文化、公共交通等の分野の事業に取り組んできたが、引き続き、平成27年度から5カ年取り組むに当たり、協定内容を一部変更しようとするものであります。

議案第28号から議案第30号までの3議案は、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更、規約の一部変更、及び財産処分について、追認を求めるものであります。

この3議案は、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、一部事務組合の共同する事務や、規約の変更及び財産処分については、議会の議決を経なければならないことになっておりますが、去る2月に、幡多広域市町村圏事務組合が、過去に譲渡した組合立の施設について、議会議決を経ずに譲渡していることが判明したため、事務処理をするものであります。

それぞれの議案については、議案第28号は、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する特別養護老人ホームの設置及び維持管理、並びに運営する事務についてで、過去に譲渡した千寿園、大月荘、かわせみの3施設について、事務の廃止をするもの。

議案第29号は、3施設の事務の廃止に伴い、財産処分をするものであります。

議案第30号は、幡多広域市町村圏事務組合が過去に無償譲渡した太陽の家、幡多郷土資料館、幡多公設地方卸売市場の3施設について、共同処理する事務の変更及び規約の変更に伴い、

財産処分をするものであります。

以上、3件につきましては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号及び議案第32号は、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更、規約の一部変更、及び規約の一部変更に伴う財産処分についてであります。

本案は、土佐清水市より、幡多広域市町村圏事務組合立「しおさい」を、市立特別養護老人ホームとして運営するために、施設の無償譲渡の申請がなされ、組合として、施設の無償譲渡を認めることとしたため、共同処理する事務の変更、規約の一部変更及び規約の一部変更に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、沖の島の診療施設への医療機器整備に伴う辺地対策事業債申請に必要な本計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上の議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案15件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第15号から議案第33号まで」の19議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第15号から議案第33号まで」の19議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第15号から議案第33号まで」の19議案は、原案のとおり可決されました。

「議案第2号から議案第14号まで」の13議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議はありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2「請願第1号及び陳情第3号外1件」の3件を一括議題といたします。

これより「請願第1号及び陳情第5号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松浦英夫君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました請願第1号及び陳情第5号の審査結果を御報告いたします。

初めに、請願第1号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について」であります。

本請願は、NPO団体子どもと未来一四万十町一代表、川下徳之氏より提出されたものであります。

内容といたしましては、伊方原発の再稼働を認めず、原子力発電に頼らないエネルギー政策を推進し、必要な法的、制度的、財政的措置をとるよう、意見書の提出を求める請願であります。

審査の過程で、委員からは、原発を停止していた4年間、電力は十分足りていた。原子力規制委員会でも適正だと判断されても、100%安全であることは保障されていない。

未来ある子供たちの安心、安全を守るためには、再稼働すべきではない、との意見が出されましたが、これに対し、できるだけ早い時期に原発を使わない環境をつくらなければならないが、直ちに新しいエネルギーにかえていくことは難しい。

伊方原発は厳しい基準のもと、綿密な調査を行い、適合と判断されている。今は再稼働を認めるべきではないか、との意見が出されました。

このような審議を踏まえて、採決した結果、本請願を賛成少数で不採択と決しました。

次に、陳情第5号「愛媛県知事に伊方原発の再稼働問題の公開討論会を求める意見書の提出について」であります。

本陳情は、伊方原発をとめる会事務局長、草薙順一氏より提出されたものであります。

内容といたしましては、伊方原発再稼働の判断については、広く住民の声を反映させ、意見を交わす必要があるため、公開討論会を開催するよう、愛媛県知事に意見書を提出することを

求める陳情であります。

陳情の趣旨を踏まえて、慎重に審査した結果、住民の原発に対する理解を深めるために、討論会は開催すべきであるとの意見が出されましたが、愛媛県の自主性に任せればいいのではないかと。知事に意見書を提出する必要がないと思われる、との意見も出され、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました請願1件と陳情1件についての御報告を終わります。

**○議長（岡崎利久君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（岡崎利久君）** 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、請願第1号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

1番、川田栄子君。

**○1番（川田栄子君）** 通告いたしておりますとおり、ただいまから議題となっております事案について、討論を行います。

先ほど、総務文教委員長より、議会に提出されました請願第1号「伊方原発の再稼働は行わないことを求める意見書について」、総務文教委員会として、賛成少数をもって不採択とすべきとの報告がなされました。

私は、この委員長報告に反対する立場で、討論を行います。

原発再稼働は、本当に必要でしょうか。続ける覚悟があるのでしょうか。

高レベル廃棄物処理の問題であります。誰かが引き受けてくれる、使った後は知らないでは

済まされません。エネルギーの未来をどうあるべきか、なぜその結論か、どんな問題に直面するのか、どうリスクを負うか。伊方原発の問題は、事故が起きれば、四国にはとどまりません。福島原発事故で、海洋汚染は同年8月には北海道へ、11月には、ハワイまで広がりました。

日本は、4枚のプレートの上にある、世界でも最悪の、悪いところでもあります。

米国、ヨーロッパにも原発はありますが、地震帯ではありません。そもそも、佐田岬半島自体が中央構造線の活動によって生まれたのだから、周辺に大地震を誘発する活断層が数多く存在するのは、当然であります。

原子炉からわずか6キロの沖合には、A級活断層が走ると、高知大、岡村 眞教授の話は記憶に新しいところでもあります。

A級活断層、その目の前に原子炉3基がすわっております。2006年に耐震指針改定を受けて、四国電力は470ガルから570ガルに引き上げましたが、活断層評価で、でたらめだと、2009年にわかりました。

岡村教授の最新の音波調査では、6200年前、4000年前、2000年前に地震が起っていたことが、ほぼ、このことは、2000年周期で地震が起きていたことが明らかになりました。

前回の地震から、既に2000年たっています。最大1,000ガルの揺れが予測されると話しています。

政府の地震調査委員会は、佐田岬半島付近の130キロの断層が動く可能性があり、その場合は、地震規模はマグニチュード8以上になると、長期評価を2003年に発表しています。

活断層は、繰り返し活動し、将来も活動する可能性がある断層であります。

1973年に伊方原発1号、1978年に2号機が建設着工されました。

当時は、中央構造線の活断層も認めないまま設置され、想定され、揺れは200ガルでした。

福島原発事故が明らかにしたのは、巨大なリスクを地方へ押しつける倫理上の問題であります。都市部の大消費地から遠く離れた場所に、巨大な原発や火力発電所を建設し、大規模な送電線を使って電気を運んでくる、大規模集中とトップダウンの電力需給型システムの脆弱性があります。

事故で発電所がとまると、このリスクはさらに大きくなります。電力市場の自由化が進まず、競争がない中、国の手厚いサポートのもと、原子力の開発を進めてきました。

現在、世界では全く違った分散型、ネットワーク型のエネルギー受給システムづくりに動いております。

リスクの大きい大規模発電を減らし、消費地に近い場所で再生可能エネルギーも使って、分散型の発送を行い、発電時に出る熱を暖冷房に利用しています。

日本は、エネルギー資源に恵まれていないというのは、原発推進側の主張であります。日本のバイオマスエネルギーは、先進国の中でも豊かで、成長率の高い森林が豊富にあります。

日本の長い海岸線は、洋上風力や海洋エネルギーの利用に適しています。そして、地熱発電の拡大であります。

米国は、地熱資源は豊かで、近年、政府の指示拡大もあって進んでおります。

日本の地熱資源は、米国よりはるかに集中して、分布していますので、効率のよい利用が可能であります。

政府は、支援強化をすべきと考えます。安全で環境負荷の小さいエネルギーを提供するために、発送電分離など、制度改革が前提となってきます。

今、重要なことは、これらの改革に、既得権

にしがみついた勢力からの抵抗を排して、取り組む政治的意思であると考えます。

今、国、地方が取り組んでいる国の総合戦略に合わせた地方版総合戦略が始まっています。最も頼りとする第1次産業の勢力です。

米・野菜・果樹・水産物のブランド構築、支援などの施策を進めている最中であります。

環境汚染は、絶対に許されません。先人たちによって守られた豊かな風土を、未来へとつないでいかなければなりません。子供を産み、育てていく母親として、リスクの大きい原発再稼働は、考えられません。

子供たちは、放射能に対する感受性は強く、特にゼロ歳児は、全年齢平均の約4倍と、データがあります。

原発コストは、安いとされたのは2011年までのことです。事故が起きても構わない、廃棄物は野積みでも構わない。耐震性や防護はぎりぎりでもよい、多少の放射能は気にしない。そうであれば、コストも安いとなってきます。

原子力の恩恵を求めるなら、その結果、出てくるごみの廃棄物を地方へ押しつけない。終わりではなく、受け入れる覚悟も必要であります。

利益をもたらす便利さと、いいことだけを受け入れて、原子力発電は社会をよくしてきました。原発再稼働は、本当に必要でしょうか。続ける覚悟はあるでしょうか。見えないものに不安と恐怖、真実を見詰めていく文化を持つことが重要と考えます。

政治家は、信用が命。誠実に、人々の幸福を根本に考えます。政治の目的は、不安を取り除き、多くの人を安心して暮らせるようにすることです。世界最悪の原発事故を起こしています。責任ある議論が重要であると考えます。

かかる意味合いにおいて、宿毛市議会に提出されました請願第1号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書について」は、採択

すべきであると考え、不採択とした委員長報告に反対いたします。

議員各位の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 4番、山岡でございます。

先ほど、総務文教委員長より、伊方原発の再稼働を認めない請願第1号について、総務文教常任委員会として、不採択とするとの報告がなされましたが、私は、この委員長報告に反対をする立場で討論を行います。

さて、皆さん、あの信じられない東日本大震災の激震、想像を絶する大津波によりまして、福島第一原発の過酷事故が起こり、はや4年と6カ月になろうとしておりますが、いまだ故郷に戻れず、心労と不安にさいなまれながら、11万余の人々が仮設住宅暮らしを余儀なくされております。

そのほか、他県に移住し、家族が離れ離れになって暮らす人も、あまたにおられます。

目に見えない放射能の恐怖から、生まれ育って、愛着あふるる、切っても切り離せない、愛情深い故郷を、無理やり寸断されたままであります。

家も土地も、家畜も田畑も、それまでささやかでも、その人なりの人生を築いた富も財産も、全て捨てて、それこそ丸裸で避難いたしました。

何てことかと、私は胸が痛みます。皆さんも、きっと同じ思いかと思います。

加害者である国と東電は、あの人たち、何の罪もない国民を、差別と分断で、福島の切り捨てに近いことをしようとしております。

家族はばらばらにされ、地域コミュニティーの崩壊による孤独死、自殺、精神障害、健康破壊が進んでおります。

最近では、18歳以下の子供さんの検診において、甲状腺がんを疑われるパーセンテージが

上昇していて、心配をされるといった報道もありました。

同じ人の親として、それら親御さんの不安はいかばかりかとお察しいたします。皆さんも、きっとそう思いになるはずです。

こうした国民の苦難をよそに、国と東電は、6月12日に、原子力災害からの福島復興の加速に向けて、という施策を閣議決定いたしました。

その内容は、帰還困難区域以外の居住制限、避難指示解除準備区域を、2017年3月まで解除する。それに伴い、精神的損害は18年3月まで、営業損害は17年2月まで、一括賠償をすると。国、県とが協議の上、仮設住宅、借上住宅の無償提供を、17年3月までとするなど、要は、ていのよい切り捨てでございます。

こうした施策にかぶせるように、政府は、30年のエネルギー構成で、原発の比率を20から22%に設定をいたしました。

要は皆さん、これがいわゆるベースロード電源政策というものでございます。

この数字の値は、現時点で廃炉が決まっている以外の43基を全部稼働しても、この22%には至りません。原発の新增設と、期限切れの原発の修理、改装、補強をしてでもやるということでございます。

口では減らすと言うけれども、結局、震災前の原発の姿に戻すと。あるいは、戻したいということなんです。

国民、県民には、まともな反省も、おわびも、責任も、一切とらず、東電や、これに巻きつく大企業の利益を優先するのが、今のやり方です。

賛否はどうあれ、これは事実でございます。

ついこの前の集中豪雨では、大量の汚染物質が海に流されました。大方300に近い汚染物質の入った袋が、外洋に流れ出たのです。

福島の漁業関係者の皆さんは、東電の頼みを、

断腸の思いで聞き入れて、浄化したとされる汚染水を海に流すことを受け入れました。本意ではないでしょうけれども、彼らは、自分の生業を犠牲にしても、不満も憤怒も全部のみ込んで、福島の復興のためだと、思い定めて決断したんだろうと、私は思います。

私は、東北の人々のこうした深い思いを知るにつけ、胸が締めつけられます。皆さんもそうは思いませんか。

ついせんだって、鹿児島島の川内原発が、規制委員会の合格を得たとしまして、再稼働いたしました。

原発の恩恵を受けている方たちは賛成したが、長く原発推進をしてきた経済効果に、人々がすがりつくのも、私は気持ちはわかります。多くの原発が乱立する福井県にしましても、原発のおかげで、経済基盤が長きにわたっておりますから、再稼働が待たれるという心理は、考えてみれば当然かもしれません。

しかし、あのときから、つまり3.11のあの震災を経験した我々は、何かあったら、取り返しがつかない事態になる。どんな技術をもってしても、そう簡単には収束できない、とんでもないしろものであることを知りました。

福島第一原発は、いまだに溶融炉の内部がどうなっているかさえもわかっておりませんし、わかったとしましても、恐らく手もつけられないでしょう。

これだけの重大事故であって、さまざまな放射能の成分が消えるまで、何百年もかかるということです。

こういう大事故であるにもかかわらず、かつて、野田という人が、終息宣言なる発表を、震災後わずか1年でいたしました。まるで戦前の大本営発表と同じだなど、私は思いました。

時の総理大臣がああ言うと、国民は、そんなばかなとは思いつつも、何となく安心するとい

う、暗示をかけたということでしょうか。

これと全く同じことを、オリンピックの誘致活動の一環の演説で、安倍総理は、福島の汚染水は完全にブロックされております、と笑顔で言い切りました。

皆さん、あれはうそです。これがうそであることは、みんなが知っております。

人のよい日本人は、片目をつぶって許してやりました。これが本当でございます。

4年前、日本の原発が全部とまったときの、東電の言っていたことを覚えていますか。

東電は、しきりに電力不足になるおそれがあるという、国民を脅かしていました。

国民は、それまで自分たちがぜいたくに電気を使ってきたことに気づきました。そして、節電に努めました。日本人は、すぐに学び取ります。

1基も原発が再稼働しておらないのに、結果はどうでしたでしょうか。停電も、電力不足も、一遍も起きなかったではありませんか。

今、日本国民は、原発がいかに怖いものかを知りました。大体、政府が、平和利用だというときが、一番、危ない、こう思います。これは、歴史が証明しております。今も安全保障法案が、緊迫の局面になっておりますが、あれにも平和という言葉が、きちんとつけられております。

時の政府が、平和法案などと言い出すというときが一番怖い。私は、勘でそう思います。

原子力発電は、初め、アメリカから購入いたしました。原子力というものにアレルギーのある日本国民を、どう納得させるかと。当時の中曽根総理は苦慮していました。何せ、アメリカに原子爆弾を2個も落とされた我が国ですから。

その当時、政権には、とても厄介な事件が起きるわけです。あのビキニ環礁でのアメリカの水爆実験でした。

第五福竜丸という名の船だけがクローズアッ

プされていますが、実はそうではありませんでした。あの環礁の周辺では、多くの漁船が操業をしていたのです。多くの、何の罪もない人たちが被爆しました。次々に黒い雨を浴びた船員たちは、がんに倒れました。

この大事件が表に出ることを恐れた政府は、寸前に、アメリカ政府との間で政治決着をし、多額の補償金で手を打ちました。

多くの漁民が被爆したにもかかわらず、殊さら第五福竜丸1そうだけだったかのように報道し、事件を矮小化しました。

この乗組員の1人は、この宿毛の方でございます。がんで苦しんだ人たちは、国家権力によって、闇の中に葬り去られたということです。

このビキニ事件が終息したのを機に、中曽根さんは、高らかに原子力の平和利用という言い方で、国民を納得させるわけでございます。

時は、田中角栄内閣のころからの高度成長期の入り口に立っていました。経済成長を確固たるものにするために、電力の維持、確保は喫緊の課題であったと思います。

私が子供のころは、裸電球でした。その後、蛍光灯ができました。小学校3年か4年かのころに、我が家にもテレビが座りました。洗濯機、冷蔵庫、そして本の中でしか知らなかった車社会になり、どんどん豊かになりました。

これら文明の利器とともに、今まで暗かった家が、電気のおかげで明るくなり、お茶の間には、家族の団らんができました。

しかし、4年前の東京電力福島第一原発事故を境に、国民は、安全というものが神話であったことを知ったと思います。原子力は恐ろしいものであることを知ったわけです。

今、政府は、規制委員会をつくって、各原発の安全性を基準値で評価し、次々に合格を出して、再稼働のお墨つきをつくっていますが、私には、出来レースにしか見えません。

原発のある市町村のみの賛成で稼働を進め、万が一のときの住民避難の道筋も示さないまま、再稼働ありきの姿勢ではありませんか。

規制委員会は、絶対安全とは言えないと逃げ、国はまた国で、責任を持つとは言わない。周辺住民には、ヨウ素を配って、万一のときはこれを飲めといいます。ヨウ素を飲むような事態になったら、もうそこは住めないわけです。てんぼな話ですよ。

私は、これから、さきの未来社会にまで、原子力発電で電気を供給することには反対です。多くの国民も、今やクリーンエネルギー電力の流通を望んでいると思います。

今までは、原子力でしたが、今後、新しい、クリーンなエネルギー政策を推進すべきときに来たと、私は思います。

政治もまた新しい、発想の新しい政策を打ち出すべき過渡期にきていると考えます。それをやるには、何かを捨てる勇気が要ります。二つ取ることはできません。捨てたら、また何かをつかむというのが、人間の英知と言うものではないか、私はそう、常々考えてきました。

私は、もう原発の役割は終わったと思います。原発に固執することは古い、時代おくれではないかと思います。子や孫の輝く未来のことを、安心して安全な社会で、よりよい人生を生きてほしいと思います。

トイレなきマンションといわれる核廃棄物を、これ以上、ふやすことは愚の骨頂ではないかと、私は思います。

ある方が、火力発電は老朽化していて、いつまでももたないという意見もあります。しかし、我々が払っているこの電気料金は、ほとんど公的経費に近い性質のもので、四電の社長や、火力発電の建てかえの諸経費は、総価方式で、全て電気料に加算して徴収します。

我々もまた、電力の一消費者でございます。



これまで、大量の電気料を、四国全戸で支払っているわけです。高知県にしましても、四国電力の大株主でございます。株主を買う銭は、皆さん、我々の税金であります。おまけに、国からは、電源三法という仕組みを国がつくっていますので、電力会社にはじゃぶじゃぶと、我々の税金が投入され、その銭で、今問題になっています東芝、日立など、大企業が群れをなしているわけです。

諸経費がかかればかかるほど、電力会社は利益を得るという仕組みを、国がつくっているわけです。こんなおいしい仕事はありません。私たち一市民が、消費者が、電力会社の収支決算を心配する必要はありません。そうではありませんか。

伊方原発は、佐田岬の中間より少し松山寄りに位置する場所にあります。

私に言わせると、とんでもない場所に建てたものだと思います。万一のときの避難誘導や、住民の搬送のための車も、全然、準備ができておりません。また、周辺市町村の同意も、その必要ないというスタンスでございます。

とにかく再稼働にこぎつけて、国民の声を無視し続け、諦めさせるようなやり方でございます。

万一の事態は、めったに起き得ることはないという話もありますが、要は、確率の話ですが、それを言うなら、今まで、ようこそ、福島原発だけで済んだともいえます。

私は、ここで事故の確率の話をするつもりはありません。原子力発電そのものに拘泥する意味を感じないということです。

電気はさまざまな方法で作り支えることは、もう誰もが知っております。ならば、危ない原子力発電に頼らない、別のエネルギーにシフトしていくことが、真に国民の安全と安心を守ることになると思いますが、いかがですか。

国民の幸せより金が先で、消費者の国民を後回しにして、電力会社を国民の上位に置くというのでは、得心がいきません。

私は、原発に限っては、うかつに手を挙げたり下げたりできません。なぜかという、あの福島を見て思いますに、原発再稼働に賛成したところで、みずからに責任をとれないからでございます。これだけは、賛成の人も反対の人も、何かあれば、みんなヨウ素を食べて逃げることになるからです。後でもたと思うても、後のまつり。ふるさとはもうありません。

私は、伊方原発の再稼働には、責任をとることができませんから、みずからの良心に照らし、反対を表明するものでございます。

以上、討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「請願第1号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって本件については、審査報告書のとおり、不採択と決しました。

これより、「陳情第5号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第5号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり、不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 起立多数であります。

よって本件については、審査報告書のとおり、不採択と決しました。

「陳情第3号」については、総務文教常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(沖本年男君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月1日に開会しました今期定例会は、

本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げます。33議案のうち、決算認定議案の13議案を除いて、いずれも原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、今後とも引き続き、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、御健康に留意いただき、より一層の御活躍を御祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(岡崎利久君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成27年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山戸寛

議員 山本英

議員 高倉真弓

平成27年9月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 高倉真弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第15号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第16号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第17号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第18号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当

平成27年9月10日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第19号	宿毛市行政手続条例の制定について	原案可決	適当
議案第20号	議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第21号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第22号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第23号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第24号	土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決	適当
議案第25号	大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決	適当
議案第26号	三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決	適当
議案第27号	黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決	適当
議案第28号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）	原案可決	適当
議案第29号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）	原案可決	適当
議案第30号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について（追認）	原案可決	適当

議案第31号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	原案可決	適当
議案第32号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について	原案可決	適当
議案第33号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

平成27年9月10日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第1号	伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について	不採択	不相当

平成27年9月10日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第1号	愛媛県知事に伊方原発の再稼働問題の「公開討論会」開催を求める意見書の提出について	不採択	不相当



平成27年9月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 高倉真弓

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 2 号	平成26年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 3 号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 4 号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	平成26年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号	平成26年度宿毛市水道事業会計決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成27年9月10日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第 3号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成27年9月10日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 総合計画の策定状況について
  - (2) 行政機構の状況について
  - (3) 財政の運営状況について
  - (4) 公有財産の管理状況について
  - (5) 市税等の徴収体制について
  - (6) 地域防災計画について
  - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成27年9月11日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成27年9月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 宮本有二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 議会の運営に関する事項
  - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - (3) 議長の諮問に関する事項
  - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

平成27年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	11番 松浦英夫君	1 空き家対策について（市長） 2 宿毛湾の海上自衛隊基地化について（市長） 3 安全保障関連法案について（市長）
2	3番 原田秀明君	1 小中学校のいじめ問題について（教育長） (1) いじめの調査方法について (2) 解決に向けた対応について (3) 今後の教育長の考えについて 2 宿毛市推奨品認定制度について（市長） (1) 認定件数や評価について (2) 制度の磨き上げや対象品の見直しについて (3) 認定後のPRやフォローについて
3	6番 高倉真弓君	1 防犯対策について（市長、教育長） (1) 宿毛湾港新田地区の防犯カメラのその後の状況について (2) 公共施設の防犯対策・カメラの設置について (3) 学校施設の防犯対策・カメラについて (4) 防災上のカメラについて 2 スポーツ振興室の現状について（市長） (1) 振興室の具体的な内容について (2) 日本生命社会人野球都市対抗優勝について (3) その他の誘致について 3 河川や水路の整備等について（市長） (1) 中筋川の進捗状況について (2) 水路の管理について 4 グリーン・エネルギー研究所の現状について（市長）
4	5番 山本 英君	1 誘致活動について（市長） (1) 自衛艦船等寄港の経済効果について (2) 平成27年度の企業誘致の方針について 2 誘致活動に重要な安全保障観について（市長） (1) 「地球の裏側」という言葉への所見について (2) 朝日新聞掲載のアンケートに対する回答について (3) 抑止のパラドックスについて (4) 国際秩序について (5) 覇権主義の現状について 3 防災について（市長） (1) 指揮所の機器材整備等について (3) 河川・海岸堤防のかさ上げ等について 3 プレミアム商品券について（市長） (1) 消費拡大と福祉効果について

5	8番 山戸 寛君	<p>1 市立保育園の職員体制について（市長）</p> <p>(1) 職員体制の現状について</p> <p>(2) 制度的に見た臨時職員の現状について</p> <p>(3) 今後の職員体制について</p>
6	2番 川村三千代君	<p>1 太陽光発電システムについて（市長）</p> <p>(1) 設置の現状について</p> <p>(2) 土佐清水市のような問題が起こった場合の対応について</p> <p>(3) 西南中核工業団地内の太陽光システムの設置について</p> <p>2 河川・海岸堤防の津波地震対策について（市長）</p> <p>(1) 現状説明、今後の取り組みについて</p> <p>(2) 地元説明会について</p> <p>3 市長の市政への取り組み、姿勢について（市長）</p>
7	10番 野々下昌文君	<p>1 地方創生への取り組みについて（市長）</p> <p>(1) 地方人口ビジョンについて</p> <p>ア これまでのまちづくりの教訓に対する認識について</p> <p>イ 地方人口ビジョンの基本的な方向性・取り組みについて</p> <p>(2) 地方版総合戦略について</p> <p>ア 仕事づくりについて</p> <p>イ 人の流れについて</p> <p>ウ 結婚・出産・子育てについて</p> <p>エ まちづくりについて</p> <p>2 子どもの貧困について（市長、教育長）</p> <p>(1) 子どもの貧困対策への認識について</p> <p>(2) 子どもの貧困対策法に対する本市の取り組みについて</p> <p>(3) 生活困窮者自立支援制度における任意事業への取り組みについて</p>
8	1番 川田栄子君	<p>1 行政課題への取り組みについて（市長）</p> <p>2 若者支援と子育て支援について（市長）</p> <p>3 山間地の公共交通対策について（市長）</p> <p>4 小筑紫保育園保険未加入問題について（市長）</p> <p>5 筆界未定の早期解決について（市長）</p>
9	4番 山岡 力君	<p>1 国保財源の運営について（市長）</p> <p>2 公用車使用について（市長）</p> <p>3 海上自衛隊誘致について（市長）</p>
10	10番 濱田陸紀君	<p>1 消防団の組織改編と定数削減について（市長）</p> <p>(1) 定数削減の意図について</p> <p>(2) 消防関係者の自主防災組織への関わりについて</p> <p>(3) 災害時の消防団の活動について</p> <p>2 消防屯所の高台への統合移転について（市長）</p> <p>3 バス路線なき地域へのお年寄りの送迎について（市長）</p>

平成27年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月16日	同 意
第 2 号	平成26年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 3 号	平成26年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 4 号	平成26年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 5 号	平成26年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 6 号	平成26年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 7 号	平成26年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 8 号	平成26年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第 9 号	平成26年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第10号	平成26年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第11号	平成26年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第12号	平成26年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第13号	平成26年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月16日	継続審査
第14号	平成26年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	9月16日	継続審査
第15号	平成27年度宿毛市一般会計補正予算について	9月16日	原案可決
第16号	平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決



第17号	平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
第18号	平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月16日	原案可決
第19号	宿毛市行政手続条例の制定について	9月16日	原案可決
第20号	議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について	9月16日	原案可決
第21号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	9月16日	原案可決
第22号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	9月16日	原案可決
第23号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	9月16日	原案可決
第24号	土佐清水市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	9月16日	原案可決
第25号	大月町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	9月16日	原案可決
第26号	三原村との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	9月16日	原案可決
第27号	黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	9月16日	原案可決
第28号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）	9月16日	原案可決
第29号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）	9月16日	原案可決
第30号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について（追認）	9月16日	原案可決
第31号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	9月16日	原案可決
第32号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について	9月16日	原案可決
第33号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月16日	原案可決

請 願

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1号	伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について	9月16日	不採択

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 5号	愛媛県知事に伊方原発の再稼働問題の「公開討論会」開催を求める意見書の提出について	9月16日	不採択